

# 平成24年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成24年3月16日  
開会 10時00分 閉会 16時25分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者

① 委 員 (18名)

- |         |          |         |         |         |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 小川純文  | 2 寺林俊幸   | 4 藤谷謹至  | 5 小島智恵  | 6 岡本眞利子 |
| 7 藤原 孟  | 8 乾 邦廣   | 9 牧野茂敏  | 10 谷口和弥 | 11 芳滝 仁 |
| 12 田口廣之 | 13 前川雅志  | 14 成田年雄 | 15 中橋友子 | 16 野原恵子 |
| 17 増田武夫 | 18 斉藤喜志雄 | 19 千葉幹雄 |         |         |

② 委員長 中橋友子

③ 議 長 古川 稔

④ 説明員

- |                 |                          |                        |
|-----------------|--------------------------|------------------------|
| 町 長 岡田和夫        | 副 町 長 高橋平明               | 教 育 長 金子隆司             |
| 会 計 管 理 者 新屋敷清志 | 総 務 部 長 増子一馬             | 経 済 部 長 飯田晴義           |
| 民 生 部 長 菅 好弘    | 企 画 室 長 堂前芳昭             | 建 設 部 長 高橋政雄           |
| 忠類総合支所長 古川耕一    | 札 内 支 所 長 飛田 栄           | 教 育 部 長 佐藤昌親           |
| 総 務 課 長 田村修一    | 企 画 室 参 事 伊藤博明           | 地 域 振 興 課 長 佐藤和良       |
| 糠内出張所長 湯佐茂雄     | 税 務 課 長 姉崎二三男            | 会 計 課 長 森 廣幸           |
| 監査委員事務局長 鎌田光洋   | 町 民 課 長 川瀬俊彦             | 福 祉 課 長 横山義嗣           |
| こども課長 森 範康      | 保 健 課 長 境谷美智子            | 保 健 福 祉 課 長 原田雅則       |
| 商工観光課長 八代芳雄     | 経 済 建 設 課 長 細澤正典         | 農 林 課 長 菅野勇次           |
| 経 済 部 参 事 須田明彦  | 土 地 改 良 課 長 所 拓行         | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 野坂正美 |
| 経 済 部 参 事 伊藤雅実  | 土 木 課 長 角田和彦             | 都 市 計 画 課 長 田井啓一       |
| 施 設 課 長 澤部紀博    | 学 校 教 育 課 長 羽磨知成         | 図 書 館 長 長谷 繁           |
| 生涯学習課長 中川輝彦     | 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 稲田和博 |                        |
- ほか、関係主幹及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

- 局長 米川伸宣 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

- 4 欠 席 者 3 東口隆弘
- 5 審査事件 平成24年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 6 審査結果 一般会計質疑
- 7 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長

# 議事の経過

(平成24年3月16日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○委員長（中橋友子） ただいまより、予算審査特別委員会を開催いたします。

初めに、ご報告をいたします。

本日、東口委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本委員会として要求しておりました資料の提供がありましたので、お手元に配付をさせていただきます。ごらんいただきたいと思います。

それでは、審査に入る前に、一言お願いを申し上げます。

本委員会に委員長の職責を仰せつかりました。

大変大任だと思っております。

委員の皆さんの十分な審議の保障と円滑な運営に力を尽くしてまいりたいと思います。

ご協力いただけますよう、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、審査の進め方につきまして確認をさせていただきます。

まず、一般会計の歳出の1款議会費より13款予備費まで、款ごとに審査を行ってまいりたいと思います。

その後、歳入の審査を行いまして、歳入の審査が終わりましたら、歳入、歳出の総括の質疑をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、各会計ごとに審査を進めてまいります。

なお、質疑がありましたら一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑につきましては、第一発言者の発言が終わった後に、関連と言って挙手をお願いいたします。

答弁に立たれます説明員の皆さんにおかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第1号、平成24年度幕別町一般会計予算から議案第9号、平成24年度幕別町水道事業会計予算までの9議案件を一括議題といたします。

最初に、第1号、平成24年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 初めに、お手元に配付いたしております予算積算基礎に基づきまして、平成24年度の予算概要についてご説明を申し上げます。

予算積算基礎の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか国民健康保険特別会計など7特別会計と1事業会計を合わせて9会計からなるものであります。

合計欄にありますように、平成24年度当初予算総額は、214億9,564万6,000円となりまして、平成23年度の当初予算額合計額と比較いたしますと、2.6%の増となっております。

なお、昨年は町長選挙の年でありましたことから、当初は骨格編成となっており、6月補正後と比較いたしますと、2,449万6,000円の減、率にして0.1%の減となっております。

それでは、各会計別に前年度と当初比較いたしました増減内訳等につきましてご説明申し上げます。

初めに、一般会計でありますけれども、131億7,391万2,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと、0.1%の増であります。

詳細につきましては、後ほど2ページ、3ページの款別予算額の中で申し上げたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計は、32億8,380万8,000円で、前年度比6.1%の増となっております。これは、保険給付費、いわゆる医療費の増によるものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計は、3億1,550万6,000円で、前年度比8.1%の増であります。医療費分である広域連合納付金がふえたことによる増であります。

次に、介護保険特別会計は21億447万円で、前年度比19.2%の増となっております。主に居宅介護サービスや地域密着型介護サービス等の増であります。

次に、簡易水道特別会計は、4億4,654万4,000円で、前年度比10.8%の増であります。これは、幕別簡水における配水池の整備などによる事業費の増が主なものであります。

次に、公共下水道特別会計は、10億8,930万3,000円で、7.9%の減であります。

主な要因といたしましては、過去に行った起債の借りかえなどにより起債の元金など、公債費の減であります。

次に、個別排水処理特別会計は、1億6,924万4,000円で、0.6%の増であります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営にかかわる会計であります。5,643万3,000円で、7.9%の減であります。主に起債償還元金の減によるものであります。

次に、水道事業会計は、8億5,642万6,000円で、前年度比較では5.2%の増であります。

主には、資産減耗費や配水管整備費の増によるものであります。

この下の表の再掲にありますように、このうち3条予算である収益的支出につきましては、1.8%の増となっており、余剰予算である資本的支出につきましては、15.4%の増、配水管整備費の増が主なものであります。

続きまして、2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げますけれども、前年度との比較におきましては、前年6月補正後の数値で申し上げたいと思います。

初めに、2ページの歳入について、主なものを申し上げます。

1款の町税につきましては、前年度比0.4%の増で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、右側3ページの下表に記載しておりますので、ごらんをいただきたいと思いますが、まず1項の町民税につきましては、個人住民税の制度改正により、前年度と比較して、2.4%の増で計上しております。

2項の固定資産税につきましては、主に評価がえによる家屋分の減収が見込まれますことから、2.3%の減で計上しております。

3項の軽自動車税につきましては、台数が微増傾向であることから1.4%増で計上しております。

4項の町たばこ税は、喫煙者数の減少がありますものの消費本数が増加傾向にあることから、5.8%の増で見込んでおります。

5項の入湯税は、宿泊者数が減少傾向にあることから6.2%の減。

以上、合計いたしまして、町税全体では、0.4%の増で計上したところであります。

2ページにお戻りをいただきまして、2款地方譲与税から10款の地方特例交付金までは、国の制度改正の状況や過去の交付実績等を勘案の上、見込んでおります。

次に、11款の地方交付税であります。前年比4.1%の減で計上いたしておりますが、このうち普通交付税につきましては、地方財政計画や特殊要素である起債償還等の事業費補正などの状況を勘案しまして推計をし、前年度6月補正後との比較では、4.2%の減、また特別交付税につきましては、前年度当初と同額の2億円で計上をいたしております。

なお、普通交付税につきましては、前年度交付決定額との比較では、3.1%の減となっております。

次、13款の分担金及び負担金は、率で11.6%の減であります。主に道営事業分担金の減によるものであります。

14款の使用料及び手数料であります。2.7%の増であります。

主な要因は、公営住宅使用料などの増によるものであります。

15 款の国庫支出金であります、13.3%の減となっておりますが、主には子ども手当にかかわる国の負担金が減ったことによるものであります。

16 款の道支出金は、36.1%の減となっておりますが、これは小規模特別養護老人ホームにかかわる補助金が減ったことが、主な要因であります。

17 款の財産収入は、9.6%の減であります、これは主に苗木売り払いの本数の減によるものであります。

続きまして、19 款の繰入金は、23.8%の増でありまして、増加要因といたしましては、財政調整基金からの繰り入れを昨年度 2 億円から今年度 2 億 5,000 万円へ増額したことによるものであります。

22 款の町債は、16.7%の増であります、これは主に道路整備や札内南小増築などの建設事業に伴う起債の増によるものであります。

次に、歳出であります、3 ページであります。

歳出の合計欄を見ていただきますと、前年度 6 月補正後との比較で、3.9%の減となっております。

主なものについてご説明をさせていただきますが、まず 1 款の議会費につきましては、前年度比 11.5%の減であります。

議員共済費の減が主なものであります。

2 款の総務費につきましては、1 億 5,905 万 6,000 円の増、率で 32.6%の増となっております。

これは、忠類コミセン耐震改修事業や青葉近隣センター外構整備など、事業費の増によるものであります。

3 款の民生費につきましては、5 億 2,854 万 8,000 円、率にして 16.3%の減であります。

これは、小規模特別養護老人ホームの建設にかかわる補助金などが減になったことにより減額となっております。

4 款の衛生費につきましては、1.0%の減であります、子宮頸がんワクチン接種委託料など、予防接種にかかわる経費の減によるものであります。

5 款の労働費につきましては、70.1%の減であります、主に緊急雇用対策によるものでありますけれども、これは予算の執行管理の関係から民生費など、各担当課に振り分けたということにより大きく減額となったものであります。

6 款の農林業費の予算額につきましては、大きな変動はございません。

7 款の商工費につきましては、12.2%の増であります、中小企業融資など、貸付金の増が主なものであります。

8 款の土木費につきましては、11.9%の増となっております、道路関係事業や公営住宅関連事業など事業費の増などによるものであります。

9 款の消防費につきましては、7.8%の増であります、幕別署費にかかわる分担金が主な要因であります。

10 款の教育費につきましては、9.9%の減であります、昨年は糠内小学校や糠内コミセンの改修事業があったことなどにより、本年度は減となっております。

11 款の公債費につきましては、6.7%の減であります。

過去に実施いたしました繰り上げ償還などにより、元金、利子が減となったものであります。

12 款の職員費につきましては、4.0%の減であります、職員数の減が主な理由であります。

次に、4 ページをお開きください。

4 ページには、ただいま申し上げました歳出予算を今度は性質別に区分したものであります。

まず、1 の人件費につきましては、4.2%の減であります、先ほども触れましたけれども、職員数の減などによるものであります。

2 の扶助費につきましては、3.4%の減となっております、これは制度改正に伴う子ども手当などの減が主なものとなっております。

3 の公債費につきましては、6.7%の減であります。

繰り上げ償還の効果による元金、利子の減によるものであります。

4の物件費については、2.0%減、知事道議選挙、町長町議選挙にかかわる事務的経費などの減が主なものであります。

5の維持補修費につきましては、5.5%の増。

これは経常的な修繕料などの増によるものであります。

6の補助費等につきましては、4.8%の増であります。

一部事務組合に対する負担金の増などであります。

7の投資及び出資金につきましては、0.5%の増。

8の貸付金につきましては、中小企業融資の貸し付けなどの増により3.2%の増。

次に、10の繰出金につきましては、1.3%の増であります。主に介護保険特別会計への繰出金の増によるものであります。

12の投資的経費につきましては、18.6%の減であります。

このうち補助事業につきましては、31.3%の減であります。これは昨年特別養護老人ホームの整備事業があったためであり、また単独事業におきましても11.0%の減であります。これも小規模特別養護老人ホーム建設にかかわる補助金が要因となっております。

それから、道営事業負担金につきましては、畑総事業の増により25.3%の増となっております。

次に、積算基礎の5ページ以降についてでありますけれども、5ページからは、歳入の説明などのほか、歳出につきましては、10ページから具体的な積算基準等を示しておりますので、ご参照いただければと思います。

また、17ページから19ページにかけては、本年度の主な投資的経費について一覧表にしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

なお、個々の事業の説明につきましては、省略をさせていただきます。

それから、それ以降につきましては、起債の状況、それから35ページからは債務負担行為、36ページ以降は、各特別会計の状況などを掲載しておりますので、それぞれご参照いただければというふうに思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

続きまして、一般会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

一般会計予算書の1ページになりますけれども、平成24年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めが掲載されております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億7,391万2,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によることとし、次の2ページから8ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条は、債務負担行為について定めるものであります。詳細については、後ほど説明をさせていただきます。

それから、第3条は地方債について定めるものであります。これも詳細については、後ほど説明をさせていただきます。

次の第4条では、一時借入金の借入れの最高額を20億円と定めるものであります。

それでは、次に9ページをお開きいただきたいと思っております。

9ページ、第2表、債務負担行為であります。

初めに、例規集管理システム保守委託料であります。現在運用しているシステムの保守業務が平成23年度をもって終了することにより、新たに平成24年度から平成28年度までの5年間、保守業務の委託をするということになります。

次に、幕別町土地開発公社借入資金の債務保証についてであります。平成24年度から平成26年度までの3年間における借入れ予定額、15億円に年利5%以内の利息並びに延滞金を限度として、

債務負担を設定させていただくものであります。

次に、教育用コンピューターの購入であります。今年度は札内南小学校に導入を予定いたしております教育用コンピューターを北海道市町村備荒資金組合を通じて導入をするもので、4年を期間といたしまして、元金とその利息の合計額1,050万円を限度に債務負担行為を設定させていただくものであります。

次に、第3表、地方債であります。

本年度は、一番上の忠類コミセン耐震化事業から次のページ、一番下の臨時財政対策債まで、合計47事業、11億7,800万円を限度といたしまして地方債を起すものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表の記載のとおりであります。

それでは、続きまして、歳出予算、1款議会費の説明に入らせていただきます。

42ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、1款議会費の説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額1億665万6,000円、本目は1節議員報酬ほか、9節の旅費、11節需用費など、議会運営にかかわる各種経費となっております。

以上で、1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） ただいま予算積算基礎並びに議会費の説明がございました。

皆さんのところから質疑ございますでしょうか。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 質疑がないようでありますので、予算積算基礎及び1款議会費につきましては、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、2款総務費の審査を行います。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

44ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,943万6,000円であります。

4節の共済費、7節賃金は、事務補助などの臨時職員、嘱託職員に係る経費、11節需用費は、法令等追録代、事務用消耗品のほか、庁舎にかかわる光熱水費などが主なものであります。

次のページになります。

12節役務費は、郵便料、電話料などあります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料、それから広報配送委託料及び例規集管理システム委託料などありますが、細節11役場庁舎宿日直業務委託料は、役場本庁舎の土日祭日などのほか、夜は5時半以降の当直業務を委託するものであります。

14節使用料及び賃借料は、複写機借上料が主なものとなっております。

次のページですが、2目広報広聴費、1,651万3,000円、この目は11節需用費の毎月発行いたします町の広報誌にかかわる印刷製本費が主なものであります。

18節備品購入費は、ホームページ編集システムを更新するものであります。

次に、3目財政管理費44万4,000円。

次のページになりますが、11節需用費の予算書の印刷製本費が主なものとなっております。

4目会計管理費129万7,000円、本目は出納室にかかわる費用で、11節需用費の決算書の印刷製本費、それから12節役務費の指定金融機関である北洋銀行への派出業務取扱手数料が主なものとなっております。

次に、5目一般財産管理費2,387万8,000円、本目は役場庁舎及び幕別中央会館、札内中央会館等

の管理費用であります。

11 節需用費は、幕別中央会館及び国際パークゴルフ協会などが入居している共同事務所にかかわる光熱水費など。

次のページですが、13 節委託料は、細節 1 役場庁舎の清掃などの管理委託料など、15 節の工事請負費は、忠類の職員住宅の外壁補修工事であります。

18 節備品購入費は、庁舎の玄関マットなどの購入に要する経費であります。

次に、6 目近隣センター管理費 1 億 3,287 万円、本目は 40 カ所の近隣センターと 6 カ所のコミセン等の管理運営にかかわる費用であります。

次のページ、49 ページになりますが、13 節委託料は、各コミセンの管理業務にかかわる委託料など。

それから、その次のページですけれども、15 節工事請負費では、美川近隣センターの水洗化に伴う改修工事や幕別南コミセンの外構補修工事などが主なものであります。

18 節備品購入費では、近隣センターの暖房器具やカーペットなどの購入にかかわるもの、19 節負担金補助及び交付金については、近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

7 目町用車両管理費 846 万 5,000 円、本目は役場本庁の集中管理車両 19 台、それから忠類総合支所集中管理車両 8 台など、合計 27 台の車両維持管理費用であります。

次のページになります。

8 目町営バス運行費 580 万 4,000 円、本目は幕別一駒島間の町営バス運行に係る費用で、13 節委託料の町営バス運行委託料が主なものであります。

9 目町有林管理費 1,507 万 8,000 円、本目は町有林の管理費用であります。

15 節工事請負費、町有林整備工事は、本年度下草刈りを約 80 ヘクタール、除間伐等を約 60 ヘクタール、支障木整理 80 本、元気の森全刈り 1 回などを実施いたします。

次に、10 目町有林造成費 2,816 万 4,000 円であります。

本目は、町有林の造成にかかわる費用で、15 節の町有林皆伐工事は、約 22 ヘクタール分を、それから町有林造成工事の地ごしらえにつきましては、約 23 ヘクタール及び植栽を約 18 ヘクタール実施をする予定であります。

次のページになります。

11 目企画費 4,007 万円、主なものは 19 節負担金補助及び交付金で、細節 5 十勝圏複合事務組合負担金ほか広域行政に係るものが主なものであります。

次のページになります。

細節 15 地域公共交通確保対策協議会への補助金は、幕別・札内両市街地におけるコミュニティバス運行に係る試行のための経費を補助するものであります。

細節 16 定住促進住宅建設費補助金は、本町市街地及び忠類市街地における定住対策として、個人住宅の建設促進などに向けた補助制度を新設したものであります。

12 目支所出張所費 331 万 5,000 円、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所にかかわる費用で、11 節需用費のほか 12 節役務費の電話料など、事務用経費が主なものであります。

なお、18 節備品購入費は、札内支所での待ち時間を短縮するために、納付書も読み取れる釣り銭機能付きのレジスターを購入するものであります。

13 目職員厚生費 1,114 万 8,000 円、本目は職員の福利厚生及び研修に係るものであります。

9 節旅費は職員の研修にかかわる特別旅費であります。厚生労働省や北海道への派遣研修旅費や自主研修、それから北海道市町村職員研修センターでの研修及び民間企業研修などを実施する予定となっております。

次のページですが、12 節役務費は人間ドックが 189 人、それから健康診断手数料は、延べ 315 人分を計上いたしております。

次に、14 目公平委員会費につきましては 5 万 8,000 円ですが、本目は公平委員会開催にかかわる経費であります。

15 目交通防災費 7,335 万 9,000 円、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策などにかかわる費用であります。

1 節報酬は、交通安全指導員 30 名分の報酬が主なものであります。

7 節の賃金は、交通安全推進員 1 名にかかわる費用であります。

11 節需用費は、細節 4 交通安全啓発用消耗品のほか、細節 7 の防災対策消耗品、次のページになりますが、細節 21 防犯灯の電気料、細節 42 の防犯灯修繕料などが主なものとなっております。

15 節工事請負費では、防犯灯新設 20 灯、更新 80 灯を予定しております。

19 節負担金補助及び交付金は、その次のページになりますが、細節 6 生活安全推進協議会への交付金、細節 7 防災行政用通信回線整備事業負担金は、北海道が事業主体となり、光ケーブル利用のための設備更新による市町村の負担分であります。

次に、16 目諸費 1,193 万 3,000 円であります。

本目は、1 節報酬の各種委員会開催にかかわる報酬や 8 節報償費の町の功労者などの各種記念品。

次のページになりますけれども、19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の十勝町村会負担金、細節 8 地方バス路線維持費補助金などが主なものであります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金 10 株分を計上しております。

17 目基金管理費 203 万円、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てるものであります。

18 目電算管理費 1 億 1,373 万円、本目は電算管理及び処理業務にかかわる費用であります。11 節需用費は、次のページになりますけれども、各種納付書などの印刷製本費、それから各種パソコンシステムにかかわる修繕などが主なものであります。

13 節委託料の主なものは、機械のわびあからリームス (Reams) に機械を変更することによりまして、細節 6 業務用ソフト保守点検が必要であるものと、それから細節 10 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

15 節工事請負費は、光ケーブルを架設している電柱の移設工事であります。

18 節備品購入費は、主には細節 2 の総合情報システムであります。これは平成 17 年度導入の既存システムを平成 23 年度に更新をして、備荒資金組合への支払いをしていくものであります。

次のページになります。

19 目協働のまちづくり支援費 3,119 万 4,000 円、1 節公区長報酬や 19 節負担金補助及び交付金は、113 公区にかかわる公区運営交付金、それから協働のまちづくり支援事業交付金などが主なものであります。

次に、20 目総合支所費 3,027 万 1,000 円、本目は忠類総合支所に係る運営経費等を計上いたしております。

1 節報酬につきましては、地域住民会議委員 15 名の報酬、7 節賃金は 5 名の臨時職員にかかわる賃金であります。

11 節需用費や、次のページになりますが、12 節役務費など、事務的経費にかかわるものが主なものとなっております。

なお、地域活性化事業として、忠類地域の観光マップの印刷、それから 8 節報償費や 11 節需用費などに約 50 万円ほどの予算が組み込まれております。

また、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 忠類地域定住対策補助金は、貸し付け住宅を建設する事業者に対し、建設費の補助として、坪当たり 15 万円を補助をするという内容になってございます。

次のページになります。

2 項徴税費、1 目税務総務費 171 万円、1 節の固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、賦課事務等にかかわる事務用経費及び 19 節負担金補助及び交付金、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金、これは、滞納整理機構への負担金であります。これらが主なものとなっております。

細節 9 地方税電子化協議会運用関係費負担金は、電子申告の運用、維持経費に係る負担金でありま

す。

次のページになりますが、2目賦課徴収費1,328万2,000円、本目は賦課徴収にかかわる費用であります。

12節役務費、細節19コンビニ収納手数料につきましては、コンビニに対し、1件60円の手数料を支払うものでありますが、平成24年度は、延べ2万3,100件の利用を見込んでおります。

細節20インターネット購買等利用料につきましては、平成23年度の納入実績が6件で25万2,691円であります。

13節委託料は、主には細節7収納管理システム保守点検委託料であります。

次のページになります。

23節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。

続いて、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費876万5,000円、本目は戸籍及び住民登録事務にかかわる経費であります。

13節委託料は、細節8戸籍電算システム保守点検、これは電算化された戸籍システムの委託料が主なものであります。

次のページですが、14節使用料及び賃借料は、細節20戸籍総合システムブックレスソフト使用料が主なものでありますが、これも戸籍の電算化に伴うものであります。

続いて、4項選挙費、1目選挙管理委員会費61万7,000円、本目は平常時の選挙管理委員会開催にかかわる費用であります。

それから、知事道議選挙費は、廃目であります。

次のページになりますが、町長町議選挙費、農業委員会選挙費は、廃目であります。

続いて、5項統計調査費、1目統計調査費93万4,000円、本目は各種統計調査にかかわる調査員の報酬ほか事務的経費にかかわるものであります。

なお、本年は就業構造基本調査などが実施される予定となっております。

次のページになりますが、6項監査委員費、1目監査委員費242万4,000円、1節の監査委員報酬のほか監査業務にかかわる経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 10番谷口です。

2点ご質問させていただきたいというふうに思います。

一つは、ページ数54ページ、15目交通防災費、11節需用費であります。さきの一般質問の中で、災害時に備えての備品庫のことで質問させていただきました。4カ所に分散して保管してありますよということのお話でありました。この4カ所ということでもありますけれども、四つの市街地に分散はされているのでありますが、やはり災害に備えては、もっと数の多い場所で、いろいろと交通の遮断のこともありますから、数をふやしていくことが必要ではないかと思うのですけれども、そのことと、またその備品庫のかぎの管理につきましても、町職員の担当の方が管理しているということだけではなく、地元の地域の方々のかぎの管理も必要ではないかと思うのですけれども、どのように管理をされているのかということをお聞かせさせていただきたいというのが1点目であります。

もう一点は、59ページ、19目の協働のまちづくり支援事業にかかわってであります。ことしは特に公区にかかわっての事業の中では、排雪にかかわるそういう事業がございます。特にことしは、年明けてからの雪が多かったこともあって、平年よりも今現在で20センチ以上の積雪量が多いというようなそんな報道もされているところでもありますけれども、この排雪にかかわっての、これは地域内排雪という事業名になるのだと思うのですけれども、どのような利用状況にあるのかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 私のほうから備品庫の関係についてお答えさせていただきます。

まず1点目の現在、町では備品庫につきましては、4カ所に集約して保管しております。これを37カ所避難所を指定しておりますので、そちらのほうにある程度小分けしたほうがいいのではないかと  
いうご提案だと思います。これにつきましては、やはり備品の適正な管理ということを考えてときに、  
ここまで小分けすることは、やはりなかなか困難ではないかと、現時点では思っております。

これは、37カ所の避難所につきましては、近隣センター、または学校等いろいろなところがあります  
ので、それぞれ避難するスペースをどこにとるのかとか、あとふだんの日常活動において、それら  
の備品が問題なく管理できるのかどうか、いろいろな課題があると思っておりますので、現時点にお  
きましては、この4カ所にまず集約をして、それから何かあった場合には、適切に運べるような対応  
をしてまいりたいと、そのように思っております。

なお、管内の他町村の事例を見ましても、かなりの避難所が指定しているところはありますけれど  
も、やはりある程度集約した形で分散しているというのが実例であります。

続きまして、かぎの管理でありますけれども、これやっぱり基本的には、災害用の備蓄品につつま  
しては、やはり適正な管理をしなければならないと思っております。これ、食品もありますし、毛布も  
ありますし、いろいろなものがありますので、やはり責任を持った管理という観点では、やはり町が  
しっかりとかぎの保管をして、そしていざというときには対応をしていかなければならない、そのよ  
うに思っておりますので、現時点におきましては、その地元の方の管理ということについては、特に  
考えておりません。

○委員長（中橋友子） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） お尋ねの地域内排雪の関係でありますけれども、協働のまちづくり支援事  
業では、公区の助け合い活動といたしまして、この地域内排雪というのは、地域内の道路などの排雪  
であります。そのほかにも雪かき支援ですとか、雪堆積場の確保、地域内排雪機械の導入等ありま  
すが、地域内排雪に関しましては、平成22年度、23年度実績はございません。

以上です。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 一つ目の避難所のことでありますけれども、37カ所に小分けしてくださいとい  
うところまで考えたつもりはなかったですけれども、4カ所よりもある程度もう少しばらついたほう  
がいいのではないかなという、そういう思いで質問させていただいたところでありました。

考え方はわかりましたけれども、例えば避難所となっているような施設が、これから増築されるだ  
とかというようなケースもこの辺の中にもあるのだと思うのです。小学校のとかということの中では、  
さらにそういった施設を利用して、備蓄庫をふやしていく、少しずつ少しふやしてみる。そんなこと  
も検討していただくことが必要ではないかなということを指摘させていただきたいと思いました。

かぎの管理についてもあわせてマニュアルがどうなっているかということの検討も必要でしょうけ  
れども、引き続き、町がしっかりと管理したいということのお話でありましたけれども、地元の方との  
懇談もするべきではないかなというふうに思ったところでもあります。これも指摘というふうにさせて  
いただきたいと思います。

協働のまちづくり事業でありますけれども、実績がないのだと、いろいろあるのだけれども実績が  
ないのだということでありました。やっぱり聞こえてくる声としては、やっぱり住宅がふえていく中  
では、だんだんと近所に今まで届け出がないまでも、ご近所の関係で雪投げができたところもできな  
くなってきたよというようなことなど聞かれてくる場所でもあります。このことのこういった制度が  
あることを広く町民に知らせていっていただきたいなというふうに思います。これも指摘とさせてい  
ただいて、質問を終わります。

○委員長（中橋友子） 答弁は、よろしいのですか。

それでは、増田委員。

○17 番（増田武夫） 大きく 3 点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず 1 点目は、48 ページあたりからところどころで出てくるわけでありまして、庁舎の管理の委託でありますとか、コミセンの管理の委託でありますとか、そういう業務委託の関係。それから、業務委託にも関係するのですが、入札のあり方の問題が 1 点目であります。

前からいろいろ申し上げまして、ワーキングプアなどの解消ということで、業務委託の関係については、委託業者に対する指導・監督を強化するというところで、月 1 回の業務状況の点検まで進んでいるところでありまして、そういう業務の点検など、どのような状態になっているのかを 1 点お聞きしたいのと、それから入札のあり方でありまして、これも業務委託と同様の問題が生じてくるわけでありまして、競争的な低価格入札によって、例えば工事元請から下請にいろいろな工事を出すときに、余りにも安い価格のために、なかなか引き受けることができないというような事態もあるやに聞いているわけでありまして、そうした入札のあり方を検討していく必要があるのではないか。今、全国的には、くじ引き入札なんかもすごくふえてきているということで、非常に業者側にもいろいろな問題が起こっているというようなことも聞いておりますけれども、本町の実態はどうなっているのかを聞きたいわけでありまして。

それと同時に、そうした入札の関係では、以前にも本町にも公契約条例をやはり結んでほしいということで申し上げてきたところでありまして、研究したいという答弁でございました。その公契約条例に対する検討は、どこまでいっているのかをお聞きしておきたいと思っております。

次に、ページの 61 ページ、滞納整理機構の問題であります。この滞納整理機構には、総務費の中にと、また国保特別会計の中にも出てくるわけでありまして、本年は、昨年よりも両方合わせますと大体 27 万円ほど余計にこの予算化しているわけでありまして、本年はどのような委託をしていくのか、それをまずお聞きしたいと思います。

それから、63 ページの関係でありますけれども、住基ネットワークシステムの委託料が 335 万 4,000 円、使用料、賃借料などとして 436 万 5,000 円が計上されております。これも現在どのような利用状況になっているのか、住基ネットのカードは、どの程度まで発行されているのかを、まずお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（中橋友子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 私のほうから初めに委託の関係、入札の関係、この最初の 3 点についてお答えさせていただきたいと思っております。

ただいま委員のご質問にありましておき平成 23 年度から業務委託、特にコミセンの関係等につきまして、委託業務の中で勤務体制の報告等について、義務づけをさせていただいたところがございます。毎月それらについて報告いただいております。現在 2 月末までの状況を私どもで押さえております。そういう中で、実は、23 年度に契約したもの以外についても、報告していただいております。30 業務ございます。それすべての集計を出した平均についてお答えさせていただきますけれども、1 人の 1 日当たりの平均の勤務時間が 5.7 時間、1 週にいたしますと約 25 時間。平均の賃金の単価が、これはパートの方もいらっしゃいますし、常雇いの方もいらっしゃいますけれども、時間の単価に換算いたしますと、平均で 1 時間当たり 744 円という状況でございます。給料の月額につきましては、ただいま申し上げましたとおり清掃のパートの方は、2 時間ぐらいとかという方もいらっしゃるの、そういうような方は 2 万 2,000 円ぐらいから、最高で 23 万 5,000 円という状況でございます。

あと労災保険と雇用保険につきましては、雇用保険が一部年金受給者で、本人の申し出により加入しなくてもいいという方、お 2 人いらっしゃいましたけれども、それ以外につきましては、労災保険、雇用保険については、全員加入していただいているという状況でございます。

あと健康保険につきましては、25%の職員に対して適用させているということがございます。

ただ、これにつきましては、勤務時間数、日数、あと家族の関係、扶養、被扶養の関係がございまして、ちょっと一概に私どもこの時点では、いいのか、悪いのかというのは判断できないのかと思

っております。

まず以上、業務の実態で、人数につきましては、ただいまの調査では、30 業務で 75 人の方が勤めていらっしゃいます。それらの方の平均の数値が、ただいま申し上げたものでございます。

次に、入札のあり方ということでございます。

低価格入札があって、業者の方、さらにそこに勤めていられる従業員の方にしわ寄せがきているというような実態があるのではなかろうかということで、それに対する入札制度のあり方ということでございますけれども、委員のご質問の中にもありましたけれども、昨年私どもの町で平成 23 年度から工事について、最低制限価格を入札の際に設けさせていただきました。さらに委託業務におきましても、これまでも最低制限価格を設けておりましたけれども、その率の引き上げをしたところでございます。これは、低価格入札による業務の質の低下を防ぐということと、従業員の方の労働条件へのしわ寄せを防ぐという意味合いで、そういうことをさせていただいたところでございます。

23 年度は、試行という形で実施させていただいたところでございますけれども、今後 24 年度につきましても引き続き、こういう形で業者の育成とワーキングプアの防止というようなことを考えていきたいというふうに思っております。

また、さらにその後これからのことなのですけれども、価格だけの入札ではなくて、技術的な特徴ですとか、環境に与える影響を考えたりとか、さらには委託業務をやったときへの住民への対応だとか、そういうようなものすべてを含んだ形で業者を選考するという総合評価方式の入札、これらについても新年度に向けて、今、検討を進めている段階でございます。まだ、ちょっとどういう手法がいいのかとかということはまだ煮詰まっていないところなのですけれども、そういうことを今現在検討しているところでございます。

最後に、公契約条例に対する考え方ということでございます。

公契約条例につきましては、平成 21 年ですか、野田市が最初に条例をつくったということで、私どもの町でも平成 22 年にさっそく野田市のほうへ職員を 2 名派遣して、研究させていただいております。さらに川崎市ですとか、先行している市町村の研究をさせていただいているところでございますけれども、野田市、川崎市もそうなのですけれども、実は対象となる工事、あるいは委託業務が限定的であると。野田市については、1 億円以上の工事、川崎市については、6 億円以上の工事を対象にしていると。委託業務につきましては、1,000 万円以上の委託業務について対象としているということで、非常に限定的であると。実際に野田市のほうでも、規制することによって地元の小さい業者がしわ寄せを受ける可能性があるということも実際におっしゃっていました。体力的に弱い業者、事務処理能力が低い、低いといったら失礼なのですけれども、やはり人数が少なく、なかなか手が回らないというような業者への配慮ということで、そういうような大きい金額に設定しているということで、この公契約条例につきましては、国が一体的に、一つの統一的に規定して解決すべき問題だということで、国に対する法制定の投げかけという意味で、条例を制定したのだというようなこともあったというふうに伺っております。私どものところでは、現在のところ公契約条例は制定するということは考えておりませんが、先ほど申し上げました入札契約制度の中で、ワーキングプア対策ですとか、地元の企業への育成対策、そういうようなことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（中橋友子） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 続きまして、滞納整理機構の負担金の増、それから本年度のどのような委託をしていくかということにつきましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、27 万円ほど予算が増加しているということでございますけれども、これ国保税も含んでいまずけれども、27 万 1,000 円増額になってございます。

負担金の内容といたしましては、均等割と実績割と、それから件数割で算出されてございまして、均等割につきましては、各町村 10 万円と。それから実績割につきましては、2 年前の収納額の 5%。それから件数割は、1 件について、24 年度は 8 万円という計算で計上してございます。したがいまし

て、平成 21 年度と平成 22 年度の収納額、この金額が 170 万円から 432 万円というふうに、かなり増額してございますので、その辺でこの負担が増となったという内容になってございます。

それから、件数でございますけれども、現在予算計上させていただいておりますのは、平成 23 年度 13 件でございますけれども、平成 24 年度も同程度の件数を予定しているという内容でございます。

それから、本年はどのような委託をしていくのかということでございますけれども、現在予告通知、これにつきましては、昨年の 12 月に発送させていただいております。その後、その予告通知でうちのほうに相談あるいは連絡等あった方につきましては、ある程度除きまして、最終の催告を 2 月に出してございまして、現在、その後どのような形で対応がされるのかなということを考えていますけれども、現在予算計上では 13 名ですけれども、平成 23 年度の再度引き継ぎというような方も考慮いたしまして、13 件程度の予定を考えているという内容でございます。新規の方につきましては、あくまでも大口滞納者、それから全然折衝もされていない、納税相談もさせていただけない、このような方。それから、特に多いのは町外の方なのですけれども、全然私のほうから連絡をしても相手にされないという方もおまして、そのような方をリストアップいたしまして、現在何名にするか協議をしている段階でございます。

以上です。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 住基カードの発行数につきましては、平成 22 年度では 82 件ということになっております。それで、平成 22 年度末累計では、528 件ということになっております。

以上です。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 業務委託の関係、いろいろ努力されまして、労働者の実態なども把握されておられるようでありますけれども、一番問題となると思うのが、健保の加入が 25%だと、こういう点の一つあるのではないかと。その一つの原因には、本当は働く人は、1 日 8 時間なんなりを働きたいのだけれども、それが 4 時間ごとに細切れにされて、そういう働き方をせざるを得ない関係で、健康保険にも入れないというような実態もあるのだというふうに思うので、その辺の改善をこれから町のほうも業者と密接に連絡をとって、そうした改善もして行ってほしいと思いますけれども、いかがか。

それから、入札のあり方もいろいろ最低制限価格の引き上げでありますとか、いろいろして考えておられるようでありますけれども、こうした点も引き続き努力はしていただくわけですけれども、何と言っても公契約条例の制定が大きく作用するのではないかというふうに思うのです。

それで、今、野田市と川崎市の例を挙げられましたけれども、昨年の 12 月に東京の多摩市で公契約条例が制定されました。これは、大分野田や川崎よりも人口の少ない市でありまして、これは大いに参考になるのではないかというふうに思うのです。それで、幾つかの特徴があるのですけれども、多摩市が作りました公契約条例には、一人親方でもきちんと、その対象になるというようなことで、契約の内容も 5,000 万円、1,000 万円と非常に低く設定されておりますし、それから町長が認めれば、そのほかのものも対象にしていくということで、非常に参考になる事例だというふうに思います。これは今後大いにほかの町村にも広がっていくのではないかと、そのようにしております。その特長の幾つかをさらに詳しくあれしますと、一つは労働者などの生活の安定を図り、公共サービスの質の向上と地域経済、地域社会の活性化を図ることを目的として、多摩市が締結する請負契約に基づく業務とあわせて、指定管理者による管理業務も対象としていると。だから、うちで今報告にありましたような業務委託も対象になっていくと、そういうものであります。

それから二つ目には、受注者または下請者との請負契約によって業務に従事する者、いわゆる一人親方、派遣労働者なども対象となるというようなこともあります。それから、ただいま言いましたように予定価格、工事・製造の場合は 5,000 万円以上、請負は 1,000 万円以上。さらに市長または教育委員会が必要と見たものについて対象としたと。すごく柔軟な内容になっているわけでありまして。そのほかにも幾つかの特徴があるわけですけれども、これは非常に労働者の代表も入れて、弁護士だと

かいろんな人も集めて、研究に研究を重ねて成立に至ったものでありますので、ぜひこれらも参考にして検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

それから次に、滞納整理機構の問題でありますけれども、今、ことしも昨年同様にやっていかれるのだと思いますけれども、できればといいますか、ぜひ、ここに任せるのではなく、町職員がきちんとその相手の方の実情もわかる立場でやってほしいと思うわけですが、その中でも一つ強く要望したいのは、滞納全体、整理機構の問題だけではなくて、税金の滞納その他に全体にかかわることでもありますけれども、延滞金が14.6%だと。この延滞金の利息が14.6%、これは本当にサラ金とも言えるような大変な利息ですよ。今、それこそ0.何%、0.5%とかしかつかない預金利子の状況の中で、14.6%の延滞金を取ると。場合によっては、延滞金のほうが、もううんと大きくなって、そして、そのためになかなか払えないという、そういう状況まで生まれるわけですよ。だから、このサラ金並みの延滞金の減免する制度を何とか考えられないかと、そのことをぜひ検討してほしいと思うけれども、いかがでしょうか。

それから次に、住基ネットワークシステムの問題でありますけれども、これ巨費を通じてつくったわけですが、ずっと行った今でも合計が528件の、その住基カードの発行しかないと、こういうようなことにもかかわらず、毎年多額のその管理費がかかっているということもあります。今、政府は、これらは国民総背番号制につなげていこうということで、今いろいろ考えているようでもありますけれども、今情報に入れているのは、氏名や住所、生年月日、性別のほかになにかつけ加えたものが出てきているのか。ある裁判では、この住基ネットの問題が金沢地裁などは、住民が自己情報を自分でコントロールする権利を侵害しているのだと、プライバシーの保護を保障した憲法13条に違反する制度だという判決も出ているわけですよ。だから、そういうことから考えて、この住基ネットを考え直していくべきだというふうに思うわけですが、そうした情報の入力、その後ふやしているのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○委員長（中橋友子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 労働者の細切れと言ったらおかしいですけども、短い時間で働いているという状況について、これを改善してはということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり平成23年度から長期契約いたしました九つの施設におきましては、常雇いの人を1人ないしは2人配置するというふうに契約の中に盛り込ませていただいたところでございます。そして、さらにその実態を報告するというのも義務づけたところでございます。

そういう中で、先ほど勤務時間が1日当たり平均5.7時間というお話しさせていただきましたけれども、見ますと一番短い方が2時間ぐらいで、長い方が8時間ぐらいと。2時間ぐらいの方につきましては、清掃の業務という方が多いという実態でございます。私ども、すべての方の実態を見させていただいておりますけれども、業者の方に聞き取りしたところによりますと、年齢がある程度高齢になっていて、長い時間働きたくないという方もいらっしゃるかと伺っております。ですから、平均で見ますと5.7時間、ほぼ6時間ということで、ほぼ1日ということで、昨年導入した契約の義務づけが一定程度効果が上がってきているのかなというふうに考えております。今年度そのほかの業務委託、施設管理につきまして、25年度からまた新たな長期契約を結ばなければならないと。それは、24年度中に契約するということになりますけれども、その際、施設の性格だとかに応じて、また同様に常雇いを配置するというような義務づけができないかというようなことを考えながら進めていきたいということで、さらに決して働きたいけれども働けないというような状況がなくなるように改善を進めていきたいというふうに考えております。

もう一点、公契約条例の関係、委員のほうからお話ありました多摩市の関係、これ平成24年の4月1日から施行というふうに伺っております。このほか相模原市につきましても、24年の4月から施行というふうに伺っております。現在のところ、先ほど申し上げましたとおり私どもの町ですぐ条例制定ということは考えておりませんが、札幌市でも同様の条例を制定するというので、今回議会のほうに提案しているというふうに伺っております。今後も引き続き、この公契約条例につきまし

ては、調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中橋友子） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 滞納整理機構の案件、町職員でやっていただきたいということでございますけれども、実は、平成 23 年度、13 件滞納整理機構に送ってございます。その中で 4 件が継続案件でございますけれども、残り 9 件につきましては、あくまでも町のほうに折衝してくれない、あるいは納税相談に応じていただけないという方が中心でございます、滞納整理機構のほうにお願いして、それを徴収していただいているという内容でございます。そして、その 13 件の中で、1 件は全然相談にも応じていただけないのですけれども、それ以外の方につきましては、折衝を滞納整理機構でさせていただいてございます。実は、23 年度滞納整理機構の収納額が 499 万 9,000 円という数字が現在出てございます。滞納整理機構になりますと、若干 4 件ほど差し押さえしてございますけれども、折衝していただいて、その後、分納していただくというような事例が出てございますので、町職員で全然納税相談に応じてくれなかった方が滞納整理機構に行くに対応していただいているという事例があるものですから、そのような滞納者について、再度させていただきたいというふうに思っております。

それから、延滞金 14.6%の関係でございますけれども、これにつきましては、さきにも質問をいただきまして、再度検討するような形でお話をさせていただいてございます。これにつきましては、国税通則法に基づきまして、国では延滞税になってございますけれども、それが地方税法に基づきまして 14.6%、それが 1 カ月以内は 7.3%というような形になっています。7.3%、現在 4.3%となっておりますけれども、これにつきましては、国それから地方税、道とか、それから市町村同一の対応でやってきてございます。これの対応を、そういうような減免のできる制度を検討していただきたいということで協議はしたのですけれども、なかなか道とお話をしても、その先が進まないということでございました。しかしながら、うちのほうでも基本的には、前回もお話しさせていただいているのですけれども、本税優先でまずやってございます。本税優先で、延滞金につきましては、本税完納後に協議をさせていただくというような形で、差し当たって、これ皆さんにお話をさせていただいております。そのような形で対応をさせていただいておりますので、その後の対応ということになるのですけれども、延滞金につきましては、減免制度まではいかないかもしれないのですけれども、何かの検討をできるように協議を続けていきたいなというふうに考えています。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 住基ネットワークにつきましては、これはいろいろな行政サービスの基本となる情報がありまして、行政サービスをしていく上におきましては、非常に今、有効に働いております。ですから、いろいろな手続をするにおきまして、例えば住民票を省略できるとか、また年金におきましては、現況届を省略することができるとか、これは住民の皆さんにとっては、メリットがかなりあるということ。それと、行政がサービスを行うに当たりまして非常に有効に活用できるというようなことがあります、これは確かに多額のお金がかかっておりますけれども、非常に有効なものだというふうにまず思っております。

現在、4 情報以外に追加の登録はあるかという点に関しましては、これはありません。住基カードが確かに今現在、全町民に対する発行率で見ますと 1.9%ぐらいということで、かなり低い利用状況でありますけれども、これにつきましては、国等でも、例えば税の申告におきまして税の還付を受けられるとか、またことしの住基法の改正によりまして、ことしの 7 月 9 日以降は、転出した場合でも、その住民票を転出先の町でも使えるというように改正もされます。そういうようなことで、だんだん普及がしやすいような形で、国のほうでも手だてを打っているところでありますので、今後住民カードも少しずつ伸びることを期待しているところであります。

以上です。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 公契約条例などは、次々と全国で、いろんなところで検討され、しかも我が町で

も活用できるような、そういう町村でも交わされてきておりますので、ぜひとも真剣に検討していただきたいというふうに思います。延滞税、延滞金の関係も、これ本当にサラ金と同じにならないように、ぜひやっていただきたいといます。

以上です。

○委員長（中橋友子） ほかに質疑される方いらっしゃいますか。総務にかかわりまして、ほかに質疑を予定されている方、岡本委員ですね、わかりました。

それでは、この際、休憩に入らせていただきます。

11:14 休憩

11:25 再開

○委員長（中橋友子） 休憩を解いて、再開いたします。

岡本委員。

○6番（岡本眞利子） 岡本眞利子です。

54 ページの 15 目の細節 1 のところなのですが、先ほどの谷口委員にもちょっと関連しているかと思うのですが、細節 1 の交通安全指導員報酬についてお伺いいたします。前年は 32 名で 1,469 万 8,000 円の予算が盛り込まれておりましたが、今回 2 名ほど減っております。その中で、報酬金額が変わっておりますので、137 万 6,000 円が上がっておりますので、その理由をお聞かせいただきたいといます。1 人当たりに対しての報酬金額が変わったのかをお伺いいたします。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 交通安全指導員の人数ですが、これ去年 32 人と言っているのは、延べの人数でありまして、これで忠類地域につきましては、人数をある一定程度確保して、そしてローテーションでやっております。それが 24 年度以降は、2 人の方が都合が悪くて指導員をできないということで 2 人減って、残りの人数で後は対応するという事になったものですから、2 人減ということではありますが、対応する箇所とか、その他につきましては、変わりありません。

それと、金額についてでありますけれども、平成 23 年度までは、一定の指導員の方でも都合が悪くて休まれるときがあります。そのときは町の職員がかわりに対応しているわけなのですが、その日数、出席率を大体 95% ぐらいで見て予算を組んでおりました。ところが、23 年度実績を見ますと、指導員の方が休まれる日にちがかなり減ったということで、24 年度におきましては、その出席率をもう少し高めて 98% ぐらいで見ましたので、その分の賃金額が当初予算としては上がったということがあります。

賃金の単価につきましては、1 時間当たり 2,000 円ということで設定をしております、これについては変更はありません。

以上です。

○委員長（中橋友子） 岡本委員。

○6番（岡本眞利子） 報酬の件に対しましては、理解いたしました。

そして、もう一つお伺いしたいのが、指導員の配置の件ですが、間もなく 4 月を迎えまして、新 1 年生が通学すると思うのですが、配置は毎年同じ位置に配置されているのかをお伺いいたします。

○委員長（中橋友子） 住民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 指導員の配置につきましては、基本的に 23 年度の配置状況をその 24 年度にそのまま引き継ぐという考えであります。地域の住民の皆さんから、ここはどうしても危険な箇所なので見直してほしいというような要望を年度の途中で受けることはあります。その場合につきましては、全体を見ながら、その必要性が強くなった場合は、その配置の見直しとか、そういうものも随時今まで行っているところでありまして、24 年度以降におきましても、そういう必要性が生じた場合は、全体の中で考えていくことになろうかとは思っております。

○委員長（中橋友子） 岡本委員。

○6番（岡本眞利子） 私が調べたところでは、あるところでは23年間同じところに立ちまして、緑のおばさんということでされているということもお伺いいたしました。その当時は、大変通学する子供が多かったそうですけれども、1日何人ぐらい通られるのですかとお聞きしましたら、1日6人です。それが、ずっと同じく、だんだん子供たちの数が減っているのですけれども、今は1日6人です。そして、今4月になりましたら1年生が入って、幕別としましても住宅が建ち並んでいるところが、やっぱり新北町とかそういうところになると大変若いご夫婦が住んでいて小さい子供たちもいて、そして新1年生ということもありますので、やはりきちっと配置を見直しながら子供たちを守るのが町の責任ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） おっしゃることは、よく理解いたしました。町としましても、そういうようなところにつきましては、よく全町的に見回して、配置については適正な配置を考えていきたいと、そのように思っております。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。

○6番（岡本眞利子） はい。

○委員長（中橋友子） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 1点は岡本さんと同様、交通安全指導員の報酬なのですけれども、これは解決いたしましたので、55ページの11節の需用費の42万円の防犯灯等修繕料の項目なのですけれども、これのLED対策はどういうふうになっているのか、全体的な交換率はどのようになっているのか、お聞かせをお願いします。

それともう一点、60ページの19節負担金補助及び交付金の3番の忠類地域定住対策補助金、1坪当たり15万円という補助なのですけれども、当初は町内業者という枠を取り払って、帯広の業者も拡大して考えるということで聞いているのですけれども、現在のところ、どのようなところから問い合わせとか、内容の問い合わせ等件数がわかりましたら、お知らせお願いいたします。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 防犯灯につきましては、基本的に需用費というよりは、工事請負費のほうで対応を考えております。修繕料のほうにつきましては、球切れとか、またその器具が傷んだ場合に、それを修繕するという経費であります。水銀灯からLEDに交換することは、これは電気料も安くなりますし、またLEDでしたら10年間ぐらいもつと言われておりますので、そういう意味で町としては3年ぐらい前から水銀灯からLEDまたはナトリウム灯に切りかえているところでありまして、今、工事請負費、新年度におきましては125灯ほどを予定しておりますけれども、できるだけLEDを使った形で対応したいと、そのように考えております。

○委員長（中橋友子） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和良） 60ページの忠類地域定住対策補助金の件でございますけれども、まず町内、町外業者について選別をしているかというお話ですが、今の状況では、町内、町外、特に問わないということで、募集をかけるという考えでおります。

それから、事業者さんのほうの問い合わせ状況ですけれども、正式には、こちらのほうにはまだ問い合わせございません。

○委員長（中橋友子） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） まず、LEDの関係なのですけれども、それとLEDに交換して、ラジオとテレビ等の電波障害とか、そういう苦情はないのかというところがちょっと心配なのですけれども、その辺の苦情は、現在のところないでしょうか。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 現時点におきましては、そのような苦情は寄せられておりません。

○委員長（中橋友子） 藤谷委員。

○4番(藤谷謹至) 地域定住対策補助金なのですけれども、これは業者ができるだけ多く興味を持って忠類地域に建設等を促進していただければと思ひまして、これから町としてできるだけ宣伝を幅広くやっていたきながら、有効な定住対策につなげていただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長(中橋友子) お答えはいいですか。

○4番(藤谷謹至) いいです。

○委員長(中橋友子) ほかに質問される方いらっしゃいますか。

前川委員。

○13番(前川雅志) 58ページ、総務費の15節光ケーブル移設工事についてお伺ひしたいのですが、光ケーブルの共架、変更に伴う移設工事ということで説明もありましたが、どういったこの変更が起こって事業をやらなければいけなかつたのか、理由を教えてください。

○委員長(中橋友子) 企画室参事。

○企画室参事(伊藤博明) 光ケーブルの移設工事についてご説明いたします。本年の3月10日に竣工いたしましたJA幕別町の糠内における小麦乾燥調製貯蔵施設、これの電源を確保するために北海道電力が新たに電柱等を移設して対応したという経緯がございまして、私どもで地域イントラネットで、平成17年、18年に北電柱1,158本とNTT柱339本に共架をしているわけですけれども、これらのうち北電柱の186本とNTT柱の81本、267本の移設を私どももしなければならぬということから、新年度にそれらの経費を計上させていただいたところでありまして。

また、ただ単に移設だけではなくて、どうしても幅が広がったところについては、新たにケーブルを引かなければならぬというようなこともありましたことから、その分も工事費の中には計上しておるところであります。

以上です。

○委員長(中橋友子) よろしいですか。

前川委員。

○13番(前川雅志) その移設の理由がいま一つまだ理解できていないのですが、JAが糠内に新しくそのものを建てたことによつての移設が発生したということと理解していいのかということなのですが、そうでありましたら、JAというのは民間企業ととらえてよろしいですよ。そういったものを整備することによつて移設しなければいけないということが発生したときには、受益者の負担となるのかなと思ひますが、そういったところはいかがでしょうか。

○委員長(中橋友子) 企画室参事。

○企画室参事(伊藤博明) これ、北海道電力が電力を供給する側の責任として、この施設について、電力をどうしても供給するために現状の電柱、電線では対応できないことから、北海道電力としてやると。その分当然JAに対する負担も求めるわけですけれども、私たちは、その電柱に線をかけるのをお借りしているものですから、それをどうしても移設は私たちの責任でしなければならぬということで、JAさんの負担をお願いするということにはならないということでありまして。

○委員長(中橋友子) 前川委員。

○13番(前川雅志) ただいまの答弁は、JAの負担も求めるということではあるけれども、求めないということなのですか。

それと、JAがどの時点でこういった計画を行つてきたかわかりませんが、光ケーブルの整備は、5年ぐらい前ですか、合併に伴つて整備をしていったと。そのときに農協との計画がどうなつていたのか、農協が初めからこういった計画があるのであれば、町としても初めからそれに備えた計画をすれば、こういった余分な負担も発生しなかつたのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○委員長(中橋友子) 企画室参事。

○企画室参事(伊藤博明) 本町が地域イントラネット事業で、この電柱に共架をさせていただいてるのが平成17年、18年でありまして、当時はそのような計画は町としても承知はしていませんでした。

いう認識であります。

以上です。

○委員長（中橋友子） 前川委員、もう一度。

○13番（前川雅志） 農協の負担があるのかどうかだけ確認させてください。

○委員長（中橋友子） 移設にかかわって、農協の。

企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 私たちの共架に関しては私たちがしなければいけませんけれども、電線を移設することによって北電に対しての負担はあるというふうにお聞きしております。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。

○13番（前川雅志） はい。

○委員長（中橋友子） ほかにございますか。ありますか。いいですか。ほかに質問ある方いらっしゃいますか。ありませんね。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、以上をもちまして、2款の総務費を終わらせていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、3款民生費の説明をさせていただきます。

67ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額2億6,883万5,000円であります。

1節報酬は、社会福祉委員、これは民生委員の方々に委員をお願いしておりますが、62名の方々の委員報酬ほか民生委員推薦会開催に伴います6名分の委員報酬であります。

9節の旅費は、費用弁償が主なものであります。

11節の需用費は、戦没者追悼式に係る消耗品費及び食糧費などであります。

19節の負担金補助及び交付金の主なものは、細節4の社会福祉協議会の運営及び各福祉団体の支援分に対する補助金、細節5の民生委員活動費交付金などあります。

20節の扶助費は、細節1の生活困窮世帯扶助のほか、細節2は下水道料等扶助でございます。

68ページになります。

28節繰出金は、国保特別会計への繰出金であります。

2目国民年金事務費、本年度予算額307万9,000円あります。

国民年金の事務に要する経費で、7節賃金は嘱託職員を配置し、年金の資格異動や免除申請等の事務を行うものであります。

3目障害者福祉費、本年度予算額5億1,068万7,000円あります。

1節報酬は、障害者福祉計画策定委員10名に係る報酬であります。

8節報償費の細節3は、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業を実施するに当たり、要約筆記者のサービスを必要とする障がい者への支援に係る費用であります。

細節4は、障害者の就労支援を行うもので、昨年と同様、役場や民間企業において職場体験を行っていただくものとするものであります。

69ページになります。

12節の役務費は、細節15の障害程度区分認定審査に伴います主治医意見書作成手数料、細節16の障害者支援費の支払い業務を行う国保連への支払い手数料などが主なものであります。

13節委託料の細節5は、障害程度区分認定に伴います訪問調査委託料、細節6は地域活動支援センターひまわりの家に係る委託料、細節7から細節10につきましては町が地域生活支援事業を行う各種障害福祉サービスに係る委託料となっております。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、身体障害者用自動車を改造するための補助金、細節 4 は身体障害者の免許取得費に対する補助、細節 5 は障がいのある方が他市町村の地域活動支援センターを利用する場合の負担金となっております。

70 ページになります。

20 節扶助費になりますが、細節 1 は障がい者の施設サービスや居宅サービスに係る支援費、細節 2 は特定疾患患者に係る通院費の扶助、細節 3 は障害者の日常生活用具扶助としてストマ用装具などの購入に係る扶助、細節 6 は腎臓機能に障がいを持つ方が人工透析を受けるために係る交通費の助成、細節 7 は重度心身障害児を持つ家庭への見舞金、細節 9 は障がい者の自立支援医療費に係る扶助費、細節 10 は地域生活支援事業などの障害福祉サービスに係る自己負担額が月額負担上限を超えた場合の扶助となります。

細節 11 は、北海道が規定する特別対策推進事業におきまして、市町村が実施主体となる事業に係る扶助費となっております。

4 目東十勝障害認定審査会費、本年度予算額 279 万 3,000 円であります。

障害者自立支援法の施行に伴い、幕別、池田、豊頃、浦幌町、東部 4 町で共同設置をしております障害程度区分認定審査会に要する費用で、月 1 回程度の開催に係るものであります。

71 ページになります。

5 目福祉医療費、本年度予算額 7,126 万 9,000 円であります。

本目は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に要する経費を計上しております。

平成 24 年 1 月末現在の対象者は、重度心身障害者が 421 名で前年度に比較いたしまして 1 名の増、ひとり親家庭は 942 名で 11 名の増となっております。

72 ページになります。

6 目老人福祉費、本年度予算額 3 億 8,703 万 1,000 円であります。

本目は、高齢者の方々の生活支援や介護予防に関する事業及び老人クラブ、健康増進センター等の生きがい事業など、高齢者福祉に関する経費を計上しております。

高齢者の状況で申し上げますと、本年 2 月末現在の幕別町の人口が 2 万 7,550 人、うち 65 歳以上の人口は 7,093 人で、高齢化率は 25.75% となっております。

1 節の報酬は、老人ホーム入所及び生活支援ハウス入所に係る判定委員の報酬であります。

8 節報償費は、敬老祝い金が主なものであります。

73 ページになりますがけれども、12 節役務費は細節 15 の緊急通報用電話機の架設に関する手数料、13 節委託料は細節 6 の高齢者食の自立支援サービス、細節 7 から細節 10 の生きがい活動支援通所事業など、介護保険を補完するサービスとして実施をするものであります。

74 ページになります。

14 節の細節の 20 は、忠類地域の 70 歳以上の高齢者がアルコ 236 を利用し、入浴した場合に係る使用料が主なものであります。

19 節の細節 3 は、老人クラブ連合会補助金で、65 歳以上の会員 1 人当たり 1,500 円を補助するものであります。

細節 5 は、町主催の敬老会を廃止し、公区など地域が主催する敬老行事に対し、奨励金を交付するものであります。

20 節扶助費の細節 2 老人保護措置費は、自宅での生活が困難な方が入所される養護老人ホームの入所に係る措置費となっております。

細節 3 社会福祉法人等介護サービス軽減費扶助、21 年度から町独自の軽減策といたしまして、社会福祉法人以外の事業所が提供する介護サービスを利用した場合においても、同様に利用者負担額の一部軽減が受けられるように、低所得者等に対する負担軽減の一層の充実と介護保険サービスの利用促進を図るものとなっております。

75 ページになります。

28 節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であります。

7 目後期高齢者医療費、本年度予算額 3 億 8,149 万 8,000 円であります。平成 20 年 4 月施行の後期高齢者医療制度に係る経費を計上しております。

19 節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療に係る町の負担分で、医療給付費の 12 分の 1 に相当する額を支出するものであります。

20 節繰出金は、後期高齢者医療特別会計の繰出金で、広域連合及び市町村の事務費等に係る負担分並びに保険料の軽減に対する保険基盤安定のための負担分を繰り出すものであります。

8 目介護支援費、本年度予算額 1,473 万 2,000 円であります。

7 節賃金は、臨時職員などに係る賃金でありまして、これは介護ボランティア事業創設に係りますので、緊急雇用創出事業費補助金を活用して行われるものであります。13 節委託料の細節 5 介護予防プラン作成委託料が主のものであります。

次のページになります。

9 目介護サービス事業費、本年度予算額 2,327 万 8,000 円であります。

13 節委託料の細節 5 デイサービス事業委託料が主なもので、忠類地域において実施しておりますデイサービス事業に伴う委託料であります。

10 目社会福祉施設費、本年度予算額 277 万 8,000 円であります。

本目は、主に千住生活館の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金は、千住生活館及び考古館の管理をあわせて行う管理人の賃金となっております。

77 ページになります。

11 目保健福祉センター管理費、本年度予算額 2,069 万 3,000 円であります。

本目は、同福祉センターの管理に要する費用であります。

78 ページになります。

12 目老人福祉センター管理費、本年度予算額 625 万 6,000 円であります。

本目は、老人福祉センターの管理運営に要する費用であります。

次ページになります。

13 目ふれあいセンター福寿管理費、本年度予算額 2,260 万 6,000 円であります。

本目は、同センターの管理運営に要する費用であります。

次に、80 ページになります。

南幕別老人交流館管理費は、廃目となります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、本年度予算額 4 億 6,139 万 6,000 円であります。

本目は、児童福祉に要する費用であります。

1 節報酬の細節 1 は、次世代育成支援行動計画の後期計画の進捗状況等を審議いたします地域協議会開催に係る委員報酬であります。

9 節旅費の細節 1 は、同協議会及び要保護児童地域対策協議会代表者会議の費用弁償であります。

81 ページになります。

13 節委託料は、24 年度から子ども手当制度が子どものための手当制度に変更される見込みでありますことから、総合行政情報システムに所要の改修を行うための委託料であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、2 歳未満の乳幼児を持つ子育て家庭支援のための、指定ごみ袋購入費助成に係る補助金でありまして、本年 3 月 31 日をもって事業は終了いたしますが、ごみ袋の引きかえに 4 月 16 日までの猶予期間を設けておりますことから、同期間中の引きかえに対する補助分として計上しております。

20 節扶助費、細節 3 は、子どものための手当の支給に要する費用、延べ 3 万 4,131 人分を計上しております。

なお、支給額は、3 歳未満児及び小学校修了前の第 3 子以降は 1 人当たり月額 1 万 5,000 円、小学

校修了前の第1子及び第2子と中学生は1人当たり1万5,000円の支給を見込んで計上しております。

しかしながら、本日の新聞報道にありますように、今後、制度が新児童手当となり、所得制限の導入など制度変更が行われますことも、お含みおき願いたいと思います。

83 ページになります。

2目児童医療費、本年度予算額1億2,334万2,000円であります。

本目は、小学校6年生までの子供の医療費の扶助及びこれらに係る事務費を計上しております。

平成24年1月末現在の対象者数は2,912人であります。

20節扶助費は、子供の医療費を無料とするための医療費扶助で、一定所得以上の方は対象外となっております。

84 ページになります

3目常設保育所費、本年度予算額2億6,517万6,000円であります。

本目は、常設保育所4カ所の管理運営及び札内青葉保育所の指定管理者業務に要する費用であります。

85 ページになります。

13節委託料の細節9、札内青葉保育所指定管理者業務指定管理料は、通常保育のほかに午後7時までの延長保育及び病後児保育に要する費用であります。

86 ページになります。

4目へき地保育所費、本年度予算額6,962万6,000円であります。

本目は、忠類地域1カ所を含む6カ所のへき地保育所の管理運営に要する費用であります。

13節委託料は、細節5の忠類へき地保育所管理運営に要する委託料が主なものであります。

87 ページになります。

5目発達支援センター費、本年度予算額1,098万4,000円であります。

本目は、発達のおくれ等に支援を必要とする児童及び保護者等に支援、相談等を行うために要する費用であります。

88 ページになりますけれども、19節負担金補助及び交付金の細節4は、忠類地区及び広尾、大樹、中札内、更別の5町村におきまして、共同設置をいたしております南十勝こども発達支援センターに係る負担金であります。

6目児童館費、本年度予算額3,747万円あります。

本目は、札内南、札内北、幕別南の児童館及び忠類1カ所、幕別1カ所、札内4カ所の計6カ所の学童保育の管理運営に要する費用であります。

7節賃金は、学童保育所指導員の賃金であります。

11節需用費、細節60は、入所児童のおやつなどの賄い材料費であります。

7目子育て支援センター費、本年度予算額1,956万9,000円あります。

本目は、幕別子育て支援センター及び忠類子育て支援センターの2カ所の子育て支援事業及び一時保育に係る費用であります。

89 ページになりますけれども、13節委託料は、忠類子育て支援センターに係る委託料であります。

3項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額550万円あります。

本目は、災害見舞い等に要する費用であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので質疑をお受けしたいと思います、いらっしゃいますか。

ちょっとお待ちください。

それでは、この際、13時まで休憩といたします。

○委員長（中橋友子） それでは、休憩を解いて、再開いたします。

質疑をお受けいたします。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

野原委員。

○16番（野原恵子） 、まず、4点についてお聞きしたいと思います。

67ページ、1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金です。社会福祉協議会の補助金にかかわってなのですが、就労センターのことについてお聞きしたいと思います。今、就労センターでは、今まで質問をしてきた中では、高齢者の福祉の立場から就労センターを運営しているというお答えをずっといただいてきたのですが、今、高齢者60歳、65歳で退職されている方に、働く場を広げてほしい、こういう要望もありまして、労働の立場からも就労センターを見直していくことが必要ではないかと思います。その場合にも今の就労センターの中でも、さまざまな仕事の中でかかわっている責任者の立場の方の補充をもっとしていったほうが、さらに仕事の内容も充実しますし、仕事を依頼する人との関係もスムーズにいくのではないかという意見もあります。それで、町のほうとしても、そういう手だてが必要ではないかと思いますので、その点をお聞きします。

それと、68ページ、3目障害者福祉費、8節報償費の4です。障害者職場体験事業謝礼のところなのですが、今、障害のある方が、この仕事、対象が、いろんな役場ですとか、民間ですとか、そういうところでの仕事が町で取り組むということで、大変喜ばれてはいるのですけれども、もう少し仕事をふえる手だてを行ってほしいという要望もありまして、この仕事をふやしていく、そういう手だても必要ではないかと思いますので、その点お聞きいたします。

もう一点は、72ページ、6目老人福祉費、8節の報償費、4、敬老祝い金ですが、今回、敬老会の形が変わっていくということですが、祝い金は4カ所にその高齢者、対象になる年齢の方が、そこにもらいに行く、または敬老会に出たときに支給される、そういうことだと思うのですけれども、高齢化になっていく中で、単身家族ですとか、高齢者世帯だけですとか、そういう方のところには祝い金をどのように今まで届けているのか、一人も漏れのないように届けることが必要だと思いますが、その手だてはどのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

あともう一点は、81ページ、1目児童福祉総務費の20節扶助費、子どもの手当ですが、これはいづれ廃止されるということでしたけれども、これ申請が必要なのですね。申請をしなければ支給されないということになっていますので、対象になる世帯にどのような手だてを行っているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 福祉課長。

○保健福祉課長（原田雅則） まず、1点目の社会福祉協議会で実施しております高齢者就労センターなのですが、これあくまでも社会福祉協議会の事業として取り組んでいただいている事業でありまして、町といたしましては、運営の補助ということで、現在は携わっております。野原委員おっしゃるような働く人の場を確保するという意味では、65歳からということになっておりますが、年齢等の見直し等について、社会福祉協議会のほうとご相談をして、何とか働く場の確保につなげるようにお話をしてみたいというふうに思っております。

次に、障害者の就労体験の働く場の確保ということなのですが、これにつきましては、年々働く場が民間企業にも広がりまして、昨年度の実績では15名の方が職場体験をされております。そのうち昨年は3名の方が就労につながったという実績も残りましたので、今後とも町の自立支援協議会の就労部会というのがありますので、そちらのほうと協働しながら民間企業のほうにさらなる職場の開拓に努めて就労体験ができるように行っていきたいと思っております。

それから、敬老祝い金なのですが、昨年までは町主催の敬老会でお受け取りになる方が、およそ3

割程度ということになっておりました。その他の方は敬老会に出席しないということで、それぞれ役場の窓口、幕別と保健福祉センター、札内支所、糠内出張所、忠類、福祉のほうでお渡ししております、対象者には全員お受け取りをいただいているという状況になっています。

○委員長（中橋友子） こども課長。

○こども課長（森 範康） 子ども手当の収支関係のことについてお答えいたします。23年10月に子ども手当制度が変わりましたので、そのときの状況を含めてご説明申し上げます。

まず、制度変更の際に、広報誌に制度が変わるということで周知させていただきました。そのほかに11月に該当の1,987件に郵送でご案内をさせていただいています。その後、申請のなかった158件に1月に入ってから再度申請をしていただく旨の案内をしているところであります。

以上です。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○16番（野原恵子） 就労センターの件ですけれども、これから社会福祉協議会と対応をしていきたいということでしたが、例えば幕別では人材シルバーセンターという、そういうことは取り組んではないのですが、仕事の内容としては同じような内容で取り組んでいる町村もありまして、そこでは就労センターと同じような仕事をする一方で、例えば専門の知識のある方もこういうところに登録していただきまして、その専門の知識を生かして町にかかわる仕事ですとか、学校にかかわる仕事ですとか、そういうようなことも広げて労働の場につなげているということもありますので、ぜひそういう対応も、これから元気な高齢の方もいらっしゃるわけですから、対応していくことによって、そういう人たちの力を町のまちづくりに生かしていけると思いますので、そういう対応が必要だと思います。

それと同時に、今の就労センターにかかわっている責任あるところにも、町がしっかりと手だてを行いまして、人的な手だて、配置もあわせて行っていくことが必要ではないかと思えます。

また、敬老祝い金なのですけれども、全員にお渡ししているということでしたけれども、これは本人が受け取りに行くですとか、家族が受け取りに行くですとか、そういう手だてだと思うのですけれども、どうしても単身世帯になりますと、本人がとりに行けない、そういう場合の手だてというものこれから必要ではないかと思えますけれども、そういうことはお考えになっていますか。

それと、障害者の雇用の場ですけれども、ぜひ広げていっていただくよう、これからもご努力をお願いいたします。

また、子どもの手当なのですけれども、これは手だてを行っているということでしたけれども、やはり1月にまた再度書類を送付しているということなのですけれども、それでも漏れることがないような全員に行き渡るように手だてを講じていっていただきたいと思えます。

また、これは2013年度以降についてもこの制度、予防接種法を改正いたしまして定期接種にしていこうという……、子どもの手当ですね。定期接種にしていこうというふうに考えられているということなのです。そうしますと……、子どもの手当、間違えました。ヒブワクチンだった。そうそう、接種ですね。子どもの手当、一人も漏れのないようにということですね。はい。衛生費と間違えました、済みません。一人も漏れのないような手だてを行っていくことを考えていただきたいと思えます。

○委員長（中橋友子） いいですか。

○16番（野原恵子） はい。答弁お願いします。

○委員長（中橋友子） それ、ちょっと私にやらせてください。

○16番（野原恵子） はい、答弁を求めます。済みません、最後の質問間違えて。

○委員長（中橋友子） 就労センターのほうからよろしいですか。

福祉課長。

○保健福祉課長（原田雅則） 高齢者就労センターの件なのですが、他町村の例を見ますと、高齢者就労センターの中で、学習塾とか、そういう専門の知識を持った方で、新たな事業を展開されているところもあるようでございます。社会福祉協議会のほうでは、現在、地域福祉計画の実践計画というの

を立てておりますので、その中でも検討されているものと思っておりますが、委員おっしゃられたようなことを私どものほうから社会福祉協議会のほうに申し上げたいというふうに思っております。

それから、敬老祝い金なのですが、委員おっしゃるように本人若しくはお身内の方がとりに来られます。それで、どうしても連絡のつかない方ですとかが最終的に残るわけなのですが、それ私どもの担当のほうで直接連絡をとりまして、どうしても来られないという方には、持参してお届けしていることをしておりますので、これからもそういうような対応でやっていきたいというふうに思っています。

○委員長（中橋友子） こども課長。

○こども課長（森 範康） 本日時点での未申請の件数は4件でございます。これまでに先ほど申し上げました1月に再案内をさせていただきました以降、3回、4回個別にお電話させていただいている状況であります。

以上です。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。

○16番（野原恵子） はい。

○委員長（中橋友子） ほかに質問ございませんか。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 大きくは2点質問させていただきたいと思います。

73ページ、6目老人福祉費、13節委託料についてであります。

昨年の予算と同じく委託する項目数は8項目と同じでありますけれども、予算の数字の上では約600万円の減額ということになっております。この予算のどこが違うのか、算定の根拠について説明いただきたいと思います。

そして、それにも関係するかもしれませんが、細目5緊急通報装置でありますけれども、昨年、数がふえたということの中で、借り上げという今までと違う形での機械の用意をしてきたというふうに記憶しております。その結果、この装置をつけることの申請があつて、つけていないと、まだつけられないでいると、そういう状況がなくなったのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

また、十勝管内の最近の一件でありますけれども、この緊急通報装置が誤作動があつて初動がおくれたという一件がございました。幕別町ではこういうことがないのか、何か対策を練っていらっしゃるのか、このことをお尋ねしたいと思います。

さらに、細目6の高齢者食の自立支援サービスでありますけれども、昨年は約110万円の予算が計上されていて、保温の食器を購入したというふうに記憶しているところであります。このことについていうと、きっとおいしくなったという評判につながるのではないかと思いますので、その数、現状といえますか、数の増減について近年どうなのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

もう一つの質問でありますけれども、同じ老人福祉費の19節老人クラブ連合会補助金であります。説明の中で1人1,500円ということでありました。昨年よりも金額が減っているのではないかとこのように思います。その理由、経過についてご説明いただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（中橋友子） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 73ページ、委託料の600万円の減額については、移送サービス、外出支援サービスの人件費の減でございます。社協へ委託分の減ということで、丸々600万円下がっております。

それから、2点目の緊急通報装置の関係です。

こちらは委員もおっしゃっていただきましたとおり、昨年待ち状況が長いということもありまして、仕組みを変えました。23年の2月で247件ついて、15件以上の方が最長で5カ月待つという状況を解除するというためですが、現在、24年2月段階で294件設置されております。現在、申請があつて確

認をさせていただいて、設置基準の対象であるということであれば、すぐに設置が可能ということで対応させていただいております。

この緊急装置に関しまして、ご質問の2点目の近々起こっております他種の報道の関係ですけれども、幕別町では、この294台のうちシステムを変えたレンタル機種というのが現在93件ついております。この仕組み変更のときにもご説明させていただきましたが、レンタル機器については緊急通報ボタンのみで、その他警報、ガスセンサーとかセンサー装置がつかない機種となっておりますが、身体状況が重い方ですとか、それから認知症が重い方ですとか、そういう方に関しては個々の判断の中で従来機種をつけていくということで対応させていただいているのと、このレンタル機種93件のうち、一つだけセンサーをオプションでつけることができるということで、同じ条件のもと、障害者の程度が重く、要介護3以上であることと、認知症の自立度で認知症がある程度日常生活に影響があると疑われる方については、煙センサーをあわせてつけるという対応をとっております。また、消防のほうとも確認させていただきましたが、初動の体制においては新聞報道の中に当町の消防署長のコメントも載っておりますが、うちでは通報があった場合、こちらから連絡して、応答がない場合には、すぐ救急車、消防車どちらも出るという体制を確保しているということで確認させていただいております。

ご質問の3点目の食の自立です。

こちら、前回のときに今年度に入って2月ぐらいからこの食器の活用をということでお話しさせていただいていたのですが、ちょっと業者の方との調整がうまくとれない状況もあり、現在まだ使用されていないのが実情で、4月1日からというか、3月の最後の週から使えるのではないかと思いますのですけれども、そこは大変申しわけなかったのですが、現在まだそういう状況です。実績につきましては、例年のとおり推移しております。若干減ってはおりますが、必要とされている方にお届けできているという状況で実施していると思っております。

○委員長（中橋友子） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 老人クラブ連合会の補助金の件なのですが、確かに谷口委員おっしゃるように、ことしの予算は減額されております。これは平成20年から5年をかけたしまして、補助金等の見直しを行わせていただいた結果、平成20年2,000円だったものから5年計画で100円ずつ単価を下げさせていただきまして、平成24年度でお1人1,500円ということにさせていただいております。

それとまた、積算の根拠となる数字が老人クラブ連合会に加盟している加入者の数もだんだん減ってきておまして、金額的には少ない金額というふうになっております。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） なぜ委託料が減ったのかということのご説明については了解いたしました。

緊急通報システムの現状も、高齢者の方の身体状況に応じて適切に機種に選定しながら、プラスしながら運営しているということもわかって、それは安心したところであります。

初動がおくれるということも幕別消防についてはないということをお聞きしまして、これも安心しました。どうか、これからも特におひとり暮らしの老人などふえていますので、個々のケースをしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

食の自立支援サービスの件で1点あれしますけれども、今、幕別町内でこれを扱ってくださっている業者が一つだけになってしまったのではないかなというふうに思います。やはり一つになってしまうと、味つけがずっと同じものが続くというような、そのような声も多くなってしまったのではないかなというふうに感じているのですけれども、その辺の業者さんとのやりとり、何かあればお話しください。

老人クラブの補助金でありますけれども、数が減っているということは以前にも聞いておりましたけれども、やはり高齢者がふえる中で数が減っていくということ、このことについては町のほうからたくさんの方に参加できる、参加してもらえる老人クラブにしていかなければならないのではないかなというふうに思うわけでありまして。ですから、町のほうとしても積極的に老人クラブの活動を支

援する、そのことが求められているのだというふうに思います。これは指摘ということにさせていただきますけれども、低所得の方もいらっしゃると思いますので、このことについては適宜相談しながら、また増額も含めてしっかりと老人クラブの運営を支えていただきたいというふうに思います。食のサービスの件だけお答えをいただきたいと思います。

○委員長（中橋友子） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 本当に私どもも、この給食に関しまして、利用者の方のご意見を十分聞いていくということを心がけてアンケート等をとったり、あと保健所が回っているときにお話を聞いたりさせていただきながら、利用者の方の声は聞かせていただいております。また、事業者現在おっしゃるとおり1社なのですけれども、仕組みを変えようということでは何とかご協力いただけないかということで町内の事業者さんには当たっているところではあります。今回、お弁当箱の件がありますので、単価についてもちょっと見直さなければいけない等々も出てくるかと思っておりますので、この辺が整理ついたらところで、町内にある事業者さんとの話し合いというの、またさせていただきたいと思っております。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。

ほかにございませんか。

藤原委員。

○7番（藤原 孟） 関連といたしますか、ページは73ページ目です。同じく節で言いますと13節の委託料。私は、細目で言うと11番の高齢者在宅介護支援事業のところでお尋ねいたします。

この予算の中には、忠類地区限定で実施されております忠類地域除雪サービス事業が入っていると思います。この事業につきまして、高齢者はもう本当に本町、札内でもますます進んでいるということは先ほども言われましたが、高齢者にとってこんなに優しい事業が地域限定でされているということ、私うれしくも、また知られていないということは少し悲しいかと思っております。そこで、まず、この忠類地区除雪サービス事業の町の考え方を伺いたいと思っております。

続きまして、対象者の条件、それと何センチ雪が降ったらこの事業はやっていただけるのかということと、過去における利用者の状況といたしますか、人数、わかりましたらお知らせ願います。

○委員長（中橋友子） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（原田雅則） 除雪サービスを含めましたさまざまな高齢者等へのサービス、いわゆる介護補完事業につきましては、合併時の話し合いの中で、それぞれの町村において行われておりました特色ある事業については、互いに尊重し継続してきたところでございます。

その中の一つとして、忠類地域の除雪サービス事業がありますけれども、忠類地域につきましては、幕別地域ですとか、十勝の中央部と比較いたしますと、積雪量が40%から80%ほど多いという実績もあります地域でありますことから、合併前から高齢者の負担軽減策として行ってまいりました。対象といたしましては、要綱に定めておりますが、65歳以上のひとり暮らしあるいは夫婦世帯でどちらかが身体的に援護を必要とする方などについて行ってきた事業でございます。現在、21名が登録されておりまして、以前からも大体20名前後の方を対象に行ってきております。15センチの積雪から行ってまいります。

○委員長（中橋友子） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） 15センチということであれば、当然忠類に限らず幕別全体で降る雪かと思っております。また、2012年、ことしの町の高齢者福祉ビジョンのパブリックコメントの中にもこの除雪サービスといたしますか、町道から自分の家までの除雪はぜひやっていただいて、全町的にやっていただきたいというパブリックコメントがかなりあったのではないかと聞いております。忠類地区だけでなく全町的に対応できるように、ことしの秋までにやはり予算づけしてもらいまして、ぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいま忠類地域の除雪サービスの内容を説明させていただきましたけれど

も、幕別町のほうでは協働のまちづくりの中に除雪支援ということで組んでおります。もう一点は、社会福祉協議会のほうで毎年低所得の方だとか、またそして高齢の方、身体に不自由のある方、そういった方たちの除雪というようなことの支援と、こういうような形で幕別地区のほうは行ってきておりまして、忠類地区の制度と幕別の制度とが違うという内容があります。それについては、一つの制度に何とか統一をするべきだというようなことで、今協議を行っているところでございますので、その中で一つの方向性を見出していききたいなというふうに思っております。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。

増田委員。

○17番（増田武夫） 1点お伺いしたいと思います。

67ページに当たると思うのですがけれども、生活保護の事務などについてお伺いしたいというふうに思います。資料に出していただきました。平成23年については69件の相談があって、うち申請したのが39件、却下されたり取り下げたものが2件と、このようなことでございます。ご承知のように、いろんな報道がされておりまして、札幌の例でありますとか、いろいろ何回か福祉の窓口に行ったけれども、3回ぐらい行ったけれども、申請までいかなくて、それでついにお姉さんと妹が亡くなってしまったと、こうした例もございました。

日本の生活保護の捕捉率といいますけれども、実際は生活保護を受ける経済的なレベルにある人のうち、実際に生活保護を受けている方の率というのが日本の場合非常に低い、20%いかないというような、そういう状況にあります。欧米のほうの数字なんか見ますと、やはり70%とかそういう補足率になっているわけでありまして、同時に出していただいた介護保険料の関係での数字を見ましても、第1段階、平均収入が28万2,463円の方、この第1段階には130の方がおられてということで、その上の段階の人も1,259人おられるという、そういうようなことを数字をちょっととってみましても、やはりそうした何とか生活保護を受けないで頑張っている人の数がいかに多いかということが想像できるわけでありましてけれども、本町の対応にはそんなことはないと思いたいわけですがけれども、申請に来て、平成23年の場合、69件来て39件が申請に至っているわけですがけれども、その辺の申請に来られた方に対する対応について、どういう心がけでやっておられるか、お伺いしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 生活保護に相談に来られた方につきましては、私ども担当の者がその生活の状況ですとか、預貯金の状況ですとか、詳しくお聞きしまして、真にあず、あさっての生活に困窮があるという場合は、その場で生活保護の申請をしたらいかがでしょうかというふうに申し上げております。

ただ、この中でたまたま相談に来た件数より申請件数が少ないのですが、話をお聞きした段階でまだ預貯金があったりですとか、身内の方の援助が見込まれる、まだそういう確認もしていない方だとかがいっぱいありますものですから、申請に至るまでは多い方で3度ぐらいの相談を受け付けております。預貯金がかなり残っておりますと、これ幾ら申請してもなかなか振興局のほうで認めてもらえないという現状があるものですから、その辺を見きわめまして申請のほうを進めているという現状でおります。あくまでもそのご本人の話をじっくり聞いた上で判断をして行っております。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） 北九州の例でありますとか、いろいろ全国的には大変な、その自治体の方針もあったり、また厚生労働省などの方針とかがありまして、なかなか申請の場所で追い返すといえますか、そういう結果、札幌のような例になってしまうわけだと思うのですがけれども、今、課長言われたように、やっぱり申請に来た人の身になってしっかりと対応していただきたいと思っております。これ申請する権利というのはだれにもあるわけで、やはりそして申請された上で、また課長が言われたような預貯金でありますとかいろんな問題も出てきて却下ということもあると思うのですがけれども、やはり相談に来た、相談に来たということはそれなりの理由があって来ているわけですので、例えば若い方だっ

たら、働けるのではないかというようなことで、何回か申請に来たけれども、若いので働いたらどうかと、働けるのではないかというようなことで、その都度やはり申請まで至らないなどという例が非常に多く聞かれます。今の経済状況もありますので、その辺のこともしっかりと勘案して、他町村で起きているような悲惨な例にならないように、しっかりと対応していただきたいと思いますというふうに思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○委員長（中橋友子） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 私どもも増田委員おっしゃるように、相談者の身に立った上でしっかりと相談を受けて対応してまいりたいと思いますし。また、緊急がある場合は、社会福祉協議会の基金、貸付金もごございますので、そういうのも利用しながら、振興局と連絡を密にとりながら、今後とも対応してまいりたいと思っております。

○委員長（中橋友子） ほかにございせんか。よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、質疑がないようでありますので、民生費につきましては、以上をもって終了をさせていただきます。

次、4款衛生費に入らせていただきます。

衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、4款衛生費の説明をさせていただきます。

91 ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額 3,789 万 8,000 円であります。

1節報酬は、嘱託医師 18 名分の報酬及び健康づくり推進協議会に係る委員報酬であります。

7節賃金は、乳幼児健診及び歯科健診に係る臨時職員等の賃金であります。

8節報償費は、細節 1 のパパママ教室及び子育て支援事業に係る講師謝礼並びに細節 3 の夜間救急診療を帯広医師会に対応していただいている謝礼などあります。

9節旅費は、嘱託医師に係る費用弁償が主なものであります。

13節委託料は、各種健康診査に係る委託料で、細節 5 の妊婦一般健康診査委託料は、妊婦健診に係る公費負担の回数を 14 回とし、安心して子供を産むことができる環境の整備を図るものであります。

92 ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節 3 の十勝圏複合事務組合負担金、高等看護学院に係る負担金であります。

細節 6 の十勝救急医療啓発事業負担金につきましては、十勝管内の町村から十勝医師会にお願いをしている救急医療啓発事業に対する負担金であります。

細節 8 は日曜診療に対する交付金、細節 10 は公衆浴場の確保対策事業補助金、細節 11 は妊婦健診助成でありまして、1 回につき 2,000 円以内で 10 回を限度に助成をするものであります。

細節 12 は、不妊治療に要する費用の助成を行うものであります。

2 目予防費、本年度予算額 4,735 万 6,000 円であります。

本目は、感染予防対策に要する費用で、93 ページになりますけれども、11 節需用費の細節 70 医薬材料費は定期予防接種である中学校 1 年生と高校 3 年生のはしか及び風疹の混合ワクチンを初め、各種ワクチン代が主なものであります。

13 節委託料は、細節 5 の結核検診のほか、エキノコックス症、麻しん、風疹ワクチン、インフルエンザ等の予防接種に係る委託料であります。

94 ページになります。

細節 15 ヒブワクチン接種、細節 16 小児肺炎球菌ワクチン接種委託料につきましては、平成 23 年度に引き続き国の補助を受け、実施するものであります。

19 節の各種ワクチン接種費用助成金は、一度ご負担いただいた費用を償還払いとするものでありま

す。

次に、3目保健特別対策費、本年度予算額3,034万3,000円であります。

本目は、生活習慣病の予防など、保健対策として実施する各種健診に要する費用であります。

次のページになります。

13節の委託料は、細節5の胃の検診から細節11歯科健診まで、各種健診に係る委託料であります。

細節12の後期高齢者健診委託料は、北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、再委託を実施するものであります。

細節13は、同様に社会保険等の保険者から委託があった場合に、再委託を実施するものであります。

細節14は、女性特有のがんを予防する検診で、国からの補助を受け実施するもので、4年目となります。

次のページになります。

4目診療所費、本年度予算額4,020万5,000円あります。

本目は、駒島、糠内、新和、古舞、日新の各診療所で行う診療のほか、13節の委託料は忠類地域の診療所及び歯科診療所の管理運営に要する費用であります。

次のページになります。

18節の備品購入費は、忠類の診療所及び歯科診療所の備品を購入するものであります。

5目環境衛生費、本年度予算額1億2,267万1,000円あります。

1節報酬は、省エネ普及指導員の活動に対する報酬及び公害対策審議会開催に伴う委員報酬であります。

7節の賃金は、環境衛生業務員の賃金が主なものであります。

11節需用費は、葬斎場に係る光熱水費及び機械設備の修繕料が主なものであります。

次のページになります。

13節委託料は、葬斎場の管理に係る委託料が主なものであります。

なお、細節11の環境調査分析委託料は、騒音、大気汚染、水質などの調査に係るものであります。

19節負担金補助及び交付金は、新エネルギー導入に対する補助金で、太陽光発電システムを一般住宅に設置した場合に補助するものであります。1件15万円を上限といたしまして40件分及びペレットストーブの導入に対する補助金といたしまして、1件15万円を上限として5件分を計上しております。

28節は、個別排水処理特別会計への繰出金となります。

次のページになります。

6目水道費、本年度予算額2億2,834万7,000円あります。

19節負担金補助及び交付金は、十勝中部広域水道企業団への補助金及び責任水量拡大負担金であります。

また、細節5は、忠類地区の大樹町、更別村の簡易水道を利用している家庭の水道料金格差を助成するものであります。

24節は、十勝中部広域水道企業団への出資金であります。

28節の繰出金は、簡易水道特別会計への繰出金であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額3億5,859万6,000円あります。

1節報酬は、廃棄物減量等推進審議会開催に伴う委員報酬であります。

11節需用費の細節の30印刷製本費は、ごみカレンダー及び指定ごみ袋の作成に係る費用であります。

100ページになります。

12節役務費の細節15は、公共施設等に係るごみ処理手数料であります。

細節16は、指定ごみ袋取扱店に対する手数料、細節18はごみカレンダーの配布に係る手数料であります。

13 節委託料は、ごみ収集委託料で、可燃、不燃、資源、大型ごみ等の収集運搬に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の十勝環境複合事務組合への負担金のほか、細節 4 は資源回収業者への協力に対する交付金であります。

細節 6 は、南十勝複合事務組合負担金で、広尾町、大樹町及び幕別町の 3 町で共同実施をしているごみ処理上に係る負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○16 番（野原恵子） 94 ページ、2 目予防費です。19 節負担金補助及び交付金、4、5、6 の子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、この受診率はどのぐらいの人数になっているか、お聞きしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） まず、子宮頸がんワクチンにつきましては、学年の異動があるので、これまでその学年が何%接種しているかということでもよろしいですか。

幕別町では平成 22 年の 9 月から始めまして、中学 1 年生が 71%、中学 2 年生が 71.9%、中学 3 年生が 82%、高校 1 年生が 80.5%、高校 2 年生が 78.7%と、今 1 月末までの実態となっております。

ヒブワクチンに関しましては、今年度実績で 421 件受診しておりますが、対象に対しては学年が動きますので正確には出せませんが、必要な時期に必要な接種をしていただくように勧奨しながら受けています。

それから、肺炎球菌ワクチンにつきましては、23 年度実績 475 件となっております。ただ、ご承知のとおり、ヒブワクチンと肺炎球菌については今年度に入る前、ちょうど 3 月ぐらいに死亡事故があったので、そこから供給にはなったのですが、打ち控えがあるというか、非常に予定したよりも伸びていない状況にはあります。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○16 番（野原恵子） この子宮頸がんワクチンは、早い低年齢のうちに接種すると将来がんにかからない確率が大変かかる確率が少なくなるということで、やはりきちっとワクチンを接種するということの方が大事だと思うのです。本来であれば、学校でしていただくのが一番どんな家庭でも受けられるという状況になるのかなと思うのですが、前にお聞きしたときは、それはなかなか難しいということなのですが、将来的には集団的な接種を行っていくということが望ましいかなと思うのですが、このまだ受けていない方に対する手だて、これからはどのようにされていくのか、それからヒブワクチン等小児球菌ですが、これも本当に接種していくことによって、もしかかったときに重度な障害が残らないという、そういうことにもつながると思うのですが、そここのところの手だて、これからどのようにお考えでしょうか。

○委員長（中橋友子） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 子宮頸がんワクチンに関しましては、前にもおっしゃっていただいたとおり、学校での協力等々もありましたけれども、接種自体は学校ですというふうに関しましては、予防接種法自体が個別接種の推奨となっておりますことから、なかなか集団にということにはならないかと思っています。ただ、町内にある高校ですとか中学校に学校を通じて啓蒙のパンフレットを回していただいたりという形でご協力はいただいております。未接種者に関しましては、その年度中に受けなければ権利がなくなりますよという方に関しましては、年度 1 月の段階で数字を調べて、広報に掲載したのと、あと個別に対応しております。

ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンですが、おっしゃったとおり、確かに接種により疾病は予防できて脳炎等の率が非常に下がるというところでは有効なのですが、現在ご承知のとおり、このワクチンは脳炎に関してはヒブと肺炎球菌が着目されておりますが、これだけではないのです、ワクチンそ

のものは数種あって。そこはあくまでもお母さんたちの責任においてということなので、私たちとしては小児科の先生たち、町内の嘱託医の先生たちと相談をしながら啓蒙活動をしますし、ご案内もしますが、あくまで選択して接種を決定するのは保護者であるというところで押さえております。子供たちに関しましては、健診等接触の機会が多いので、その段階で必ず管理表の中にどこまで接種したかということがわかっておりますので、3回目がまだだよとか、いつだったら受けられるよという形で個別に対応させていただいております。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○16番（野原恵子） そういう接種されていない、子宮頸がんの場合ですけれども、子供さん、高校生ぐらいになりますと、なぜ必要かというところは自分で判断できるような年齢になってきていると思いますので、接種されていないそういう子供たちに対しましては、家庭とも連携もとりまして、ぜひ接種をさらに進めていっていただきたいと思います。

また、このヒブワクチン等小児用の肺炎球菌ということは、それぞれの家庭での対応ということなのですけれども、やはり接種をすることによって重度の障害にならないという一面もありますので、その家庭との連携も密にしまして、これはまたほかのワクチンや何かと一緒に接種して事故が起きたという場合も報道されていますので、そういうところもきちっとお知らせしながら対策も考えていくことが必要ではないかと思えます。

また、先ほどちょっと失礼いたしましたけれども、これも平成12年度で終わりということだったのですけれども、13年度も引き続いて予防接種法を改正して定期接種になっていくのではないかと、国のほうでそのような方向を進めていくということもあまして、そうなりますと、国のほうの定期接種の費用というのは低所得者だけが対象になっていくという方向ではないかということが今言われております。ですから、そういう国の制度に引き続いてそうなったとしても、全児童どのような世帯の子供たちも接種が受けられるということが大事だと思いますので、そういう点では国のほうにもきちっと予算を要望し、そしてどのような子供たちにもきちっと接種できるような、そういう要望も一緒に上げていくことが必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 定期化の話については、以前から何度も他のワクチンも含めて、厚労省が審議会に委託をした形ですとずっと検討されてきております。今回、このヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンについては、早急にということによって要望書等も上がっておりますが、まだまだどの時点でという結論が出ていないのが現状です。ただ、小宮山厚生労働大臣が発表の中でありましたけれども、定期化されるまでの間は今積み上げている基金も24年度延期になりましたけれども、この基金を切らさないようにした形で必ず定期化に、全員接種を目指した定期化につなげていきたいというふうにはお伺いしておりますので、私たちもそこに関して推移をきちんと見守りながら、きちんとした形で全員が受けられていくような体制づくりを求めていきたいとは思っております。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） ちょっと1点お伺いしておきたいと思えます。

95ページの関係であります。保健衛生費の中の13節の委託料、後期高齢者健診委託料の関係であります。後期高齢者の健診委託料、各自治体がそれぞれのメニューで実施しているのが現状でありますけれども、幕別町の現在の健診率、それからどういったメニューで健診を行っているのか、受診率を高めていくためにどういった施策を行おうとしておられるか、その点について伺います。

○委員長（中橋友子） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 後期高齢者健診につきましては、後期高齢者というところで線引きをせず、特定健診という40歳以上の方と同じ健診項目で健診を当町ではさせていただいております。自己負担についても、70歳以上の方は無料という形で実施させていただいております。現在、年間で130人ぐらいの実施なので、ここについては健診としてふやしていきたいというふうには思っております。

後期高齢の方たちは主治医を持って受診している病院が多いということで、そういうふうにかかっ

ている方たちは、なかなか健診という形で受けていただけていないというのが現状でもあると確認しております。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） やっぱり一般の人のメニューと同じメニューでやっているのだという話でありますけれども、その辺にもう少し工夫を重ねる必要があるのではないかというふうに思うのです。全国平均の受診率は、平成20年が21%、21年度が22%、平成22年度が23%と、次第に上がってきております。北海道は6%、9%、10%と上がってきているわけでありましてけれども、残念ながら我が町の受診率は、平成22年度におきまして5.33%という、これ北海道の大体半分ぐらい、全国から見れば全国23%ですので、非常に低いと言わざるを得ないわけですね。無料にさせていただいたり、いろいろ配慮はしているとは思いますが、やはりそのメニューの中にしっかりと受ける側のこういうものを受けたいという、そういうメニューもしっかり組み込んでいって、そうしているところが多いわけですが、そうすることによって健診しようという、それから、ぜひこういうメニューがあって健康のために受けたほうがいいですよという、そういう説得の材料にもなっていくと思うのです。そうした点で、努力はされていると思うのですけれども、余りにも低い受診率ということを考えますと、やはりその辺のもう一工夫が要るのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 今おっしゃられているとおりでとも思っておりますが、当町では逆に後期高齢者健診というのは、40歳から74歳までの特定健診よりも指定された項目数というのは逆に少ないのです。そこを補充した形というか、そこに差をつけずに後期高齢者の方もすべての検査を受けていただくという形で実施しています。

あと加えて、他町では自費負担をとっております眼底検査、心電図検査についても町費をもって健診を受けていただくという形で、23年度受診率アップのために心電図、眼底検査というのを全員にとり入れていただくという形で実施しております。

先ほどもお話ししましたが、やはり後期高齢者の方、町内の医療機関で指定医をお持ちの方も多いためです。今後はその指定医の方たちともというか、家庭医の方たちとも連携を取りながら、年に1度はこの特定健診という形で健診を受けていただく、日常の受診だけではなくという形で進めていけるかというところを現在模索中であります。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） 23年度、相当町の出費もしてメニューも増やしてということだったのですけれども、それで22年度と、どのくらい効果が出てきたのですか。ちょっとその辺を教えてください。

○委員長（中橋友子） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 1%ぐらい増になりました。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） これ大変なことだと思うのですが、ぜひとも何とか努力して全道平均、全国平均に近づくように頑張ってくださいと思います。

以上です。

○委員長（中橋友子） ほかに。

芳滝委員。

○11番（芳滝 仁） 11番芳滝です。

100ページ、清掃総務費のところだと思いますが、16節の原材料費、環境啓発用資材にもかかわってくるのだと思うのですが、しばらくポイ捨てと申しますか、クリーン作戦なんかもされまして、少しおさまっておったのでありますけれども、この一、二年、少しポイ捨てのことが多くなってきているように住民からも苦情が寄せられております。特に街区公園、公区で管理をするのでありますけれども、結構街区公園のところにごみが捨てられてあって、掃除をするのだけれども、何か小さな立て札でも置いてくれないだろうかというふうなお話があったり、あと地区公園、特に札内のいな

ほ公園、私の場合アダプトでやっているのですけれども、たき火をしてそのまま置いてあったりだとかということが少し目立つように、いつきなかつたのですけれども、目立つようになって、また札内川の河川敷のほうにはたくさんポイ捨てがされてあるというようなことがあります、その辺のことについて現状把握をされていらっしゃるのか、また今後その対応についてお考えがあれば伺いさせていただきますと思います。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 不法投棄の多い場所につきましては、これは主に沢とか、あと人目のつかないようなところにポイ捨てをするというケースがほとんどであります。ですから、そういうところにつきましては、不法投棄をしないようにという注意看板を町ではつけておりますけれども、あとさらにそういう公園等におきまして、そういう不法な投棄とか、また、その公園において適切な使われ方をするような、そういう注意を促すような看板はつけておりますけれども、それが全部きれいな形で残っているのかどうかを完全に把握するところまではまだいっておりません。通常のいろいろな業務員がおりますので、町内をくまなくパトロールしておりますが、その中で気がついた範囲で、もしそういう看板等で壊れたものがあつたりしたら直すようにしておりますし、また住民の皆さんから通報を受けた場合も、それは現場に行つて直すように、そのような形で努めているところであります。

○委員長（中橋友子） 芳滝委員。

○11番（芳滝 仁） 多くの役員さんなり、いろんな方とお話をされる機会があろうかと思うのですが、小まめに対応をしていただいて、できるだけそういう啓発活動を気をつけていただければと思います。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。

では、牧野委員。

○9番（牧野茂雄） 1点確認なのですが、100ページの19節の負担金補助及び交付金のところなのですが、これは昨年までたしか生ごみ処理機の購入助成金とあつたと思うのですが、これは打ち切りになつたわけですか。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 23年度までの予算の中におきましては、おっしゃられたようにコンポストと電動生ごみ処理機の補助は計上しておりました。これ町民の皆さんにごみの減量化に向けてそういうようなものをできるだけ普及させたいという趣旨で、町が奨励的な意味合いで一部補助をさせていただいたという制度であります。これは、ある一定程度補助をさせていただいて、それなりに購入してもらいましたので、町の補助金としての奨励的な役割は、大体23年度をもって終了させていただくことでありまして、この後できましたら、補助はないのですけれども、町民の皆さんには何とかそういうものは購入して続けていただきたいということと、それとあと、これは別な方法なのですけれども、例えば段ボールを使ってコンポストをつくるというような方法もあります。ですから、そういうような方法なども、できましたらこれから町の広報誌を通じて、そういう別な方法を町民の皆さんにお示しさせていただくとか、そのような形での切りかえもしていきたいなど、そのように思っているところであります。

○委員長（中橋友子） 牧野委員。

○9番（牧野茂雄） ちなみに、昨年はどれぐらい補助申請ありましたか。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） コンポストにつきましては、平成22年度の実績は27件です。22年度末の累計では1,838件ということになっております。電動生ごみ処理機につきましては、平成22年度では5件ということで、22年度末の累計では242件ということになっております。

○委員長（中橋友子） 牧野委員。

○9番（牧野茂雄） 27件というのは結構な数だと思うのですが、どう判断してよろしいのでしょうか。その役割を終えたということではなくすわけですか。その役割はもう終わったということで。

- 委員長（中橋友子） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） 私の説明が十分でなかったと思いますけれども、コンポストとか電動生ごみ処理機、これはごみの減量化に向けては有効な手だてだと、そのようには認識しております。ただ、先ほど言いましたように、一般の家庭に普及しやすいように、それを奨励する形での補助金ということでやってきましたので、その奨励的な補助金を出すという点での役割は23年度をもって終了させていただきたいと、そういう意味です。
- 委員長（中橋友子） 牧野委員。
- 9番（牧野茂雄） 補助金をつけていることによって奨励できると私は思っているわけなのですが、そちらがそういう判断であればやむを得ないと思います。
- 以上です。
- 委員長（中橋友子） ほかにございますか。
- 齊藤委員。
- 18番（齊藤喜志雄） 100ページの19節3十勝環境複合事務組合負担金のところにかかわるのかなというふうに思うのですが、私の記憶では過日の帯広市議会での市長答弁だったでしょうが、いわゆる被災地の瓦れき処置というのが非常に大事であるということで、どう処理するかについて国家的な課題になっているわけなのですが、受け入れない旨の答弁があったのかなと。新聞報道ですから、私も把握しているわけではありませんが、そのように承知をしておりますが、構成員であるそれぞれの自治体との協議がなされていたのかどうかについてお考えをいたします。
- 委員長（中橋友子） 町民課長。
- 町民課長（川瀬俊彦） いわゆる被災地の瓦れきの処理のことにつきましては、これは幕別を含めて9市町村は共同処理を行っているという関係がありますので、これは関係している市町村が集まりまして、これをどのように対応するかということにつきましては、協議はいたしました。それで、その協議の結果、昨年11月におきましては、現下の状況では安全等の確保が得られる状況にはなく、住民の理解を得る状況にもないことから、廃棄物を受け入れることは困難であるという形で11月の時点ではそのような判断をいたしましたので、その旨を国に対しては報告しております。ただ、現在はいろいろと状況も変化してきておりますので、この状況の変化に対して、どのように今後対応するかにつきましては、やはり構成市町村みんなが集まって十分話し合いをしていく必要があるものと思っております。
- 委員長（中橋友子） 齊藤委員。
- 18番（齊藤喜志雄） 頑張れ日本、頑張れ東北という精神論も結構ですけれども、いわゆる放射能等々の検査をあれして、安全だと思われるようなものについては、それぞれがしっかり引き受けて処理をしていかないと、精神論だけではなかなか難しいものがあるのかなというふうに私は思っております。そういう意味では、ぜひ再度、状況も大きく変わってきていることも今ご指摘があったとおりでありますので、協議をされてできれば安全なところから手をつけていくという、そういう具体的な対応策が私はぜひ必要だと、ぜひ幕別がそういう先頭を切って話し合いの場に持ち込んでいただければなど、こんなふうに考えております。要望してお答えは必要ありません。今、前段のお答えで大体その精神論はわかりましたので、ぜひお取り組みをいただきたいと要望して終わります。
- 委員長（中橋友子） ほかにいらっしゃいますか。
- 前川委員。
- 13番（前川雅志） 今ほどのやりとりの中で関連をしてお伺いをしますが、町の姿勢としては、理解をさせていただきました。
- ただ、民間における産廃処理を経営されている方の判断によって、こういった瓦れきを受け入れることができるというか、法として制約することができないような話も聞いておりますが、こういったところで民間企業が先にうちが受け入れると言ったときには、町としてどのような対応をされるのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今のご質問につきましては、大変非常に難しいのかなというふうに思います。廃棄物処理等につきましては、そのエリアとかそういったところのことも出てまいりますので、現行法の中で指定を受けているところが広域の処理を行うというようなことについては非常に難しいのかなど。詳細につきましては、まだこれから勉強してみたいと思いますけれども、現状ではそのように考えております。

○委員長（中橋友子） 前川委員。

○13 番（前川雅志） 民間企業が受け入れることに対する法的制約はないと聞いておりますので、変な話、町長がうちの町は受け入れないと表明しても、とめることができないというふうにも伺っておりますので、そういったところをちょっと調べていただいて、住民の理解が得られるような方策に向かって検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 民間でもこの間の新聞報道で見ますと、たしか北斗市でしたでしょうか、セメント工場かどこかあっちのほうで、受け入れをしてもいいのではないかというような話が出ていました。ですから、法的にはそういうことからいくと、民間でも受け入れる可能性はあるのかなという思いもしておりますけれども、いずれにして詳細については調べてみないとわからないと思いますし、ただ私どもの立場からしますと、先ほどもちょっと申し上げましたように、我が町のみだけで先行して受け入れるとか受け入れないとかということではなくて、やはり今 9 市町村で構成しておりますから、その環境複合組合の中で、やっぱり一定の方向を見出していくということが大事だというふうに、私どもとしては思っております。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。ほかにございますか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） なければ、ここで休憩に入りたいと思います。

（14：12 休憩）

（14：12 再開）

○委員長（中橋友子） 休憩をもとへ戻しまして、再開いたします。

衛生費にかかわっての質問は打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） はい、その確認だけさせていただきます。

それでは、ここで 14 時 25 分まで休憩といたします。

（14：12 休憩）

（14：25 再開）

○委員長（中橋友子） 休憩を解いて再開いたします。

次に、5 款労働費に入らせていただきます。

5 款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 5 款労働費についてご説明を申し上げます。

101 ページをお開きください。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、予算額 1,207 万 2,000 円、本目につきましては、労働者対策に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 4 援農協力会、細節 6 幕別地区連合会など労働関係団体補助が

主なものであります。

21 節貸付金につきましては、勤労者の生活福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託して貸し付けを行うものであります。

2 目雇用対策費、予算額 639 万 6,000 円、本目につきましては雇用対策に係る経費であります。

昨年度までは国の緊急雇用創出事業について本目に計上いたしておりましたが、担当課において的確な予算の執行管理を行うため、本年度は 3 款民生費と 7 款商工費に分けて、合計 1,434 万 5,000 円を計上させていただいたところであります。

7 節賃金につきましては、高校、大学等の新卒者で未内定の方を町の臨時職員として採用し、仕事を通して社会人としての基礎的な資質を身につけてもらう傍ら、求職活動をしていただくことを目的として実施しているもので、半年間で 4 名の雇用を予定しております。

なお、本年度におきましては、より実践的な経験を積んでいただくため、町内民間企業での実務研修を取り入れる予定としているところであります。

13 節委託料につきましては、季節労働者の雇用対策といたしまして、町道の清掃、支障木の整理等を行うものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、労働費につきましては、質疑がありませんので、以上をもって終了をさせていただきます。

続きまして、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 6 款農林業費についてご説明をさせていただきます。

102 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、予算額 1,671 万 7,000 円、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び事務局運営経費が主なものであります。

2 目農業振興費、予算額 1 億 6,090 万 9,000 円、本目につきましては、農業振興にかかわる各種事務経費、補助金、負担金が主なものであります。

103 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 10 は町内の農業関係機関、団体等で組織いたしますゆとりみらい 21 推進協議会に対する補助。

104 ページの細節 11 から 13 及び 15 につきましては、制度資金等借入金に対する利子補給。

細節 14 は、堆肥、緑肥種子の購入及び堆肥の切りかえしに係る補助であります。

細節 16 は、忠類地域における中山間地域等直接支払交付金、細節 17 は町と町内 4 農協で出捐した農業振興公社の運営費補助であります。

細節 22 は、平成 20 年の農業生産資材価格高騰に伴う借入金に係る利子補給であります。

105 ページになります。

細節 23 は、平成 21 年の冷湿害被害農家の借入金に係る利子補給であります。

細節 24 は、鳥獣害対策委員会となっておりますゆとりみらい 21 推進協議会に対して、エゾシカの一斉駆除わな購入、研修会等の経費として補助するものであります。

細節 25 は、農業者戸別所得補償制度の推進事務に係る補助であります。

細節 26 は、減化学肥料、減農薬の取り組みに対する補助であります。

細節 29 及び細節 30 につきましては、昨年決定されました我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針に基づく事業に係る交付金であります。細節 29 は農地の出し手に対する協力交付金、細節

30 は新規就農者に対する給付金であります。

3 目農業試験圃場費、予算額 307 万 3,000 円、本目につきましては新和試験圃場の運営経費であります。本年度につきましては収量・品種比較試験など 15 課題の試験を実施する予定で、このうち 3 課題はきたほなみに関する追肥試験等を行うことといたしております。

106 ページ、4 目農業施設管理費、予算額 690 万 4,000 円、本目につきましては農業担い手支援センター、ふるさと味覚工房にかかわる管理運営経費であります。

7 節賃金は、味覚工房で管理指導に当たります臨時職員 2 名分の賃金であります。本年度につきましては、利用者に対する指導のほか、みそづくりなど三つの講習会を予定しているところであります。

107 ページになります。

5 目畜産業費、予算額 1 億 964 万 5,000 円、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。19 節負担金補助及び交付金、細節 4 から 6 につきましては、畜産関係団体に対する団体運営補助。

108 ページ、細節 7 から 9 までと、一番下にあります細節 19 につきましては、制度資金借入れに対する利子補給、細節 12 は乳牛の購入または保留のため借入れた資金に対する利子補給、細節 13 は雌雄判別精液の購入に対する補助、細節 14 は体格にすぐれた和牛の雌牛を保留した農家に対する補助であります。

細節 15 及び 16 につきましては、忠類、幕別それぞれの地区における道営草地整備事業に係る負担金であります。

細節 17 につきましては、幕別町家畜伝染病自衛防疫組合が事業主体となって実施する特定の伝染病発生農家の消毒、治療、自主淘汰にかかわる経費の一部を給付する補助事業に係る補助であります。

109 ページの細節 20 につきましては、草地更新に係る補助であります。

6 目町営牧場費、予算額 6,094 万 8,000 円、本目につきましては、幕別地域 1 カ所、忠類地域 4 カ所の町営牧場の管理運営費であります。忠類地域におきましては、平成 21 年度以降、預託頭数の減少により、4 牧場のうち、共栄と晩成の 2 牧場で預託受け入れを行っておりますが、本年度におきましても、現在のところ 650 頭程度と見込まれておりますことから、引き続き 2 牧場での受け入れを予定しているところでございます。

111 ページになります。

7 目農地費、予算額 2 億 8,394 万円、本目につきましては、土地改良施設の管理運営及び国営、公団営事業の償還に要する経費であります。

13 節委託料は、上統内排水機場及び幕別ダムの点検等の委託に係る経費。

112 ページの 15 節工事請負費は、細節 3 の駒島地区農道、町道名で申しますと、駒島 6 線の舗装工事が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は古舞地区ほか 1 地区の国営事業償還金、細節 4 は幕別地区、いわゆる東西線であります。公団営事業の償還金であります。

細節 5 は、1 ヘクタール未満の小規模暗渠整備や明渠床ざらいの機械借り上げなど、農用地排水改善対策事業に対する補助であります。

113 ページの細節 8 は南勢地区ほか 13 地区約 1 万 4,700 ヘクタールに係る農地水保全管理事業の負担金であります。今年度から新たに途別、古舞の 2 地区が事業に取り組むこととなっております。

28 節繰出金につきましては、忠類地区に係る農業集落配水特別会計に対する繰出金であります。

8 目土地改良事業費、予算額 1 億 1,238 万 8,000 円、本目につきましては、土地改良事業の事務的経費及び道営事業負担金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5、6、8 及び 114 ページの細節 9 につきましては道営畑総事業、細節 7 につきましては東宝道営農地整備事業、旧町道名で申しますと、東宝線の改良舗装に係る負担金であります。

114 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費、予算額 2,602 万 1,000 円、本目につきましては、林業振興にかかわる経費であります。7 節賃金、8 節報償費につきましては、シカ、キツネなど有害鳥獣駆除に係る経費であります。

昨年度、前年比 153 頭増の 366 頭のシカを駆除することができましたことから、本年度においても昨年並みの 360 頭程度を目標に予算計上をさせていただいたところであります。

115 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 8 から 10 につきましては、民有林振興にかかわる補助金ですが、細節 8 は森林組合に対する補助、細節 9 は除間伐、細節 10 は造林にかかわる補助といたしまして、それぞれ民有林の所有者に交付するものであります。

このうち細節 10 の公費造林推進事業につきましては、山林所有者の造林意欲が高いことから、前年度に比べまして 240 万円ほど増額をさせていただいたところであります。

2 目育苗センター管理費、予算額 4,921 万 6,000 円、本目につきましては、忠類育苗センターの管理運営に要する経費ですが、13 節委託料が主なものであります。

本年度におきましても、トドマツ 20 万本、アカエゾマツ 10 万本、合わせまして 30 万本の出荷を見込んでいます。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○17 番（増田武夫） 2 点ほどお伺いしたいと思います。

1 点は 1、07 ページの畜産業費の中の乳牛検定事業でありますとか酪農ヘルパー事業に対する補助金の関係でありますけれども、ヘルパー事業につきましても国の基金が底をつくでありますとか、いろいろ将来に対する不安を酪農家の方から聞くこともあるわけでありまして、本年は前年と同様に助成をしていくようでありまして、その辺のヘルパー事業、非常にこれ酪農していく上では重要な事業でありますけれども、その辺の見通しについてお伺いしたいと思います。

それからもう一点、114 ページの林業費の中についてお伺いしたいと思います。国のほうでも以前にも申し上げましたけれども、公共施設に木材を使うなどの国の法律もつくって推進をしているところでもあります。道も国の計画に沿った計画、また町も道の計画に沿った計画を立てることになっているわけでありまして、その辺の進捗はどうなっておるかということが 1 点であります。

また、こうして林業、町有林、民有林合わせて町の面積の 31%ほどになるわけでありまして、ことしも民有林に対する造林の補助なども 240 万円もふやして力を入れていくと、こういうことでありまして、伐期の来た町有林のものも 20 ヘクタールほど皆伐するというような計画でもあるようでありまして、大切に育てたこの町の財産でありますけれども、これをやはり活用して町内の産業としてもやはり生かしていく必要があるということで、前にも申し上げましたけれども、林地に残しておく材でありますとか、そういうものもしっかりと活用していくための研究もしていく必要があると思っておりますけれども、そうした点をどう考えてやっていけるか、お聞きしておきたいと思っております。

○委員長（中橋友子） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） まず、1 点目の酪ヘル等に対する補助金の関係でございますけれども、ご質問の中にもありますように、国の補助金がだんだん厳しくなっているというようなことで、酪農ヘルパー組合自体の経営も厳しい状況になってきているというのは事実でございます。そういったことで、関係機関で集まる機会もございます、事務局担当しておりますので、集まる機会もありますので、そういった集まった機会に、今後の補助金のあり方について検討をさせていただいているところであります。実際に運営が成り立たないということになれば、また補助金の増額等についても検討していかねばならないのかなというふうには考えております。

それと、2点目の地域材の利用推進方針の関係だと思えますけれども、進捗状況ということなのですけれども、町の地域材利用推進方針につきましても、道の方針を受けまして、本年の2月に策定をしたところをごさいます、先般ホームページにも掲載させていただいておりますし、5月号の広報誌においても公表をしていこうというふうには考えてございます。

それから次に、林地残材の活用等についてでございますけれども、林地残材の関係、先般の一般質問にもございましたけれども、林地残材につきましても、なかなかやっぱり運搬にかかわる経費ですとか、そういった面を考えますと、収支が見合った形になっていかないというようなことで、森林組合や何かとも相談をさせていただいているところなのですけれども、やはり森林組合の限界についても収支として難しいものがあるというお話は聞いてございます。

以上です。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） 1点目のヘルパー事業の関係でもありますけれども、ヘルパー事業をやっている北海道の連合の団体があるわけですが、そうしたところでも、いかにこの事業を継続的にまた安定的に運営していくかという点では、いろいろ案を持っているようでありまして、地方の自治体にも働きかけていきたいという意向も持っているようであります。

そうした点も受けて、これは絶対になくすることができない事業だというふうに思いますので、ぜひそういうところ、本町にもヘルパー組合があります。そうしたところもしっかりと連絡をとって、今後、安定的にこの酪農発展の一つの支えになっていくような、そうした事業として発展していくようによく話し合って援助できるところは援助していったらいいと思います。

それから、木材の活用の問題でありますけれども、これ自然エネルギー、再生エネルギーをいかに地元できちっと確保して、そしてやっていくかということは、これからの日本のエネルギーを考えていく上で、大きな流れになっていくのだというふうに思うのですよね。例えばその林地残材をペレットにするという問題も、例えば畑作地帯であれば豆殻でありますとか、いろいろなそういう農産物の残材ですか、豆殻でありますとか、いろいろ長芋のつるでありますとか、そういうものもあわせてペレットにして燃料にしていくというような動きも出ております。

また、林業ともちょっと直接は関係ないのですが、以前にも話題になっておりましたバイオガスの利用の問題でありますとか、そういうものも含めて、真剣にこの地域のエネルギーをどう掘り起こしていくかということも考えていかなければならないのではないかとこのように思います。

そうした点で、真剣に取り組んでほしいと、そう思いますけれども、もう一度お願いします。

○委員長（中橋友子） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） おっしゃることは全く我々も思いは同じであります。ただ、何ていっても先立つもの、これはお金だというふうに思っております。

これは一般質問の中でもいろいろお話しさせていただいておりますけれども、やはり山から利用するためにわざわざ運んでくるという経費が莫大にかかるという。結果、収支がとれないということでもあります。

今おっしゃれた豆あるいは長芋、こういったものを利用してということではありますけれども、これいったん工場に卸したものの端材を使うことは、これは可能なのでしょうかけれども、なかなか山からおろしてくるというのは収支的に合わない。国は、今、路網整備などをかなり重点的に力を入れておりますけれども、さらにリサイクルといいますか、再生エネルギーという観点で、そういった運搬経費なども補助してくれるようなことになれば、どんどん取り組んでいけるのかなと。ただ、現状においては、いい思いながらもなかなか前に踏み出せないというのが現状かなというふうに思います。

○委員長（中橋友子） 酪農のヘルパーは話し合ってくださいで終わったのではなかったですか。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 確かに酪ヘルも補助金がどんどん減少して厳しい状況にあります。今のところはまだ予算は組めるという状況でありますけれども、今後この補助金が打ち切られるというような

話も聞いているところがございますので、ここはまず今私どもの町は酪ヘルにつきましては、幕別、池田、さらには南十勝3町の二つの酪ヘルを持っております。

いずれも町よりもまずは農協がかなり多くの額を補助をしている、出資をしているという状況にありまして、この辺は農協とも十分にお話ししながら、この事業これがないとこれ酪農がやっていけないということは十分認識をしておりますので、その辺十分農協ともお話をさせていただいて、しかるべき対応というのをとらなければならないというふうに思っております。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） 自然エネルギー、再生可能エネルギーのこの活用については、町でつくった計画の中にも、そうしたものの活用も道や国の中には入っているの、恐らく入っているのではないかとこのように思うのですけれども、国もこれから力を入れていろいろ助成もするという姿勢も見せておりますので、ぜひ有効な活用のために知恵を絞っていただきたいと、そのことを申し上げて終わります。

○委員長（中橋友子） ほかに質疑ございますか。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは質疑がありませんので、6款農林業費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

続きまして、7款商工費に入らせていただきます。

商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 7款商工費につきましてご説明を申し上げます。

117ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、予算額4億202万4,000円、本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費であります。

8節報奨費、細節3住宅新築リフォーム奨励事業商品券につきましては、町内業者の施工により、住宅を新築リフォームした施主に対し、商品券を交付するものでありますが、新築、リフォームそれぞれ30戸分を見込んでおります。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、幕別町商工会に対する補助。

細節4、5につきましては、中小企業融資に係る保証料及び利子補給費補助金であります。

細節9の商店街活性化店舗開店等支援事業補助金につきましては、23年度開業2件分と新規開業見込み2件分の合計4件分の補助金を計上いたしております。

21節貸付金につきましては、中小企業融資の原資を金融機関に預託するものであります。

2目消費者行政推進費、予算額353万1,000円、本目は、消費者行政に要する経費であります、118ページ、7節の消費生活相談員賃金、19節の消費者協会補助金が主なものであります。

3目観光費、予算額4,594万6,000円、本目につきましては、観光振興に係る経費であります。

13節委託料、細節5はアルコ236道の駅・忠類の指定管理料、119ページ、細節10は緊急雇用創出事業を活用し、幕別の魅力を発信するためのDVDやパンフレットの作成及びこれらを使ったPR活動のほか、札幌圏からのモニターツアーなどを実施するものであります。

18節備品購入費、細節1はアルコ236レストランの間仕切りの購入、細節2は道の駅・忠類のベーカーリーオープンを増設するものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は観光物産協会補助金、細節7は忠類ナウマン全道そり大会が30回の節目を迎えますことから、記念イベントやプロモーション活動を行う経費として、実行委員会に補助するものであります。

4目スキー場管理費、予算額7,039万7,000円、本目につきましては、明野ヶ丘スキー場、白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

120ページ、7節賃金のスキー場管理人及び嘱託職員賃金、11節需用費の細節21電気料、13節委

託料、121 ページの細節 8 のリフト管理委託料、15 節工事請負費の白銀台スキー場圧雪車庫改修工事、18 節備品購入費、細節 2 の白銀台スキー場圧雪車購入が主なものであります。

5 目企業誘致対策費、予算額 1 億 7,372 万 1,000 円、本目につきましては、企業誘致等に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 企業開発促進補助金、細節 5 工業用地取得促進補助金、細節 6 土地開発公社運営補助金、122 ページ、21 節貸付金の工業団地取得資金貸付金が主なものであります。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 質問させていただきます。

117 ページ、商工振興費、1 目商工振興費の 8 節報償費、細目 3 の住宅新築リフォーム奨励事業商品券と、新築とリフォーム 30 件ずつを見込んでということのご説明でありました。そして、さきの質問の中で、このことについて、もっと利用しやすいものに、経済効果を上げられるものにすべきとこのことを質問をさせていただいたところであります。

まずは、繰り返しになりますけれども、これをもっと大きくしていくといった予算にするべきと考えますが、そのことに対するご答弁をいただきたいと思えます。

○委員長（中橋友子） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 新築リフォームの奨励事業でございますけれども、3 年間の時限ということで、実績を踏まえてやってまいりましたので、24 年度につきましては、現行のままいきたいということで予算組みをさせていただきました。

なお、その先の年度にどういった事業展開ができるかにつきましては、アンケートなども踏まえながら、あるいは業者のほうのご意見なども伺いながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 住宅リフォーム奨励金が今全国に広がっていて、そして各地域で、ただその施工者がその補助金をもらってよかったというだけではない、経済効果も生んでいる、そのことは何度もお話しさせていただいているところであります。それで国の財源ということになりますけれども、社会資本整備総合交付金、そういうものがあります。平成 23 年度で言いますと、北海道内では札幌市初め、17 の自治体で利用している。十勝管内では帯広市、本別町、そういった自治体が利用しながら住宅リフォームの財源に充てているということが紹介されています。平成 24 年度は、さらに全道規模でふえて 25 の北海道内の自治体が、その社会資本総合交付金の活用をして住宅リフォームの財源に充てているということが、私どもの資料の中であるところであります。こういったものを活用して、少しでも早い時期に、さらに充実をした使いやすい住宅リフォーム制度へとすべきというふうに考えますが、いかがでしょうか、その点では。

○委員長（中橋友子） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 今お話ありました社会資本整備の関係の補助金、これ詳細については実は存じておりません。私どもの認識としては、これはハード事業充当というようなことの認識がありましたので、この補助金がソフト事業である商品券事業と言いますか、そういうものに充当されるかというのはちょっと情報がありませんので、この辺はもう少し調べた上で、使えるのかどうなのか検討したいというふうに思います。

ただ、リフォームについて言いますと、私どもリフォームの概念というのは単なる修繕ではないというような思いで制度設計をいたしました。つまり、電話 1 本でもう業者が決まっているようなものまで対象にとするという思い、そういうことではなくて、業者を決めかねるある一定の金額のリフォームをやる場合、この場合に今までだったら町外業者だったのですけれども、この商品券があること

で町内業者にしようかと、そういう後押しをしたいということから、そういう目的でこの制度を設計して、来年度というか、本年度は3年目に入るわけでありまして。この間、利用者のアンケートあるいは建築士会のお考え、あるいは技能士会のお話も聞いてまいりました。24年度が最終年度でありますので、25年度以降どういう形がいいのか、事業のあり方、やるとしたらどういう額がいいのかということを含めて、この1年の中で検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（中橋友子） ほかに。

岡本委員。

○6番（岡本眞利子） 117ページの1目商工振興費の細節9のところなのですがすけれども、商店街活性化店舗開店等支援事業補助金というところなのですがすけれども、私の理解がちょっとできなかった、私だけができなかったのかもしれないのですがすけれども、まず、平成22年の予算では329万円の予算を盛り込んでいましたけれども、ことしは369万2,000円と金額が上がっております。その点につきまして、先ほど、2件分を予定しているということもおっしゃっていたのは、私の理解が違うかな。それで、私が見るところでは、本町では新しいお店が余り目立たないようには思うのですがすけれども、本町とそして札内と忠類では、何件ほど新しいお店が新規事業を始めたところがあるのかということと、また現在でも、そのお店が経営されているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） いわゆる空き店舗対策でございますけれども、予算の内訳としましては、新規の分が改修費200万円と家賃用120万円ということでの320万円、それから既に開店をしているお店の家賃相当分を次年度に繰り越したということから、23年度の積み残し分、繰越分が49万円ほどございますので、その分を合算した金額でございます。

それから、実績なのですがすけれども、21年度からこの事業を実施しておりますけれども、21年、22年に2件ずつございました進出したお店につきましては、残念ながら1年で撤退をしております。23年度につきましては4件の出店がございまして、幕別本町では2件、札内の駅前で2件ということになっております。忠類地区については今実績はございません。

以上です。

○委員長（中橋友子） 岡本委員。

○6番（岡本眞利子） これだけの予算を盛り組んで、今後の見通しはどのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（中橋友子） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 余り先のことを私のほうからしゃべることは何ですが、この事業につきましては、基本的に空き店舗が存在する商店街を何とかしたいという思いから、実施をしたところでありまして、今後もできる限り続けてまいりたいというふうに思っております。

実際に事業の内容としましては、改修費と家賃をそれぞれ2分の1ずつ補助するというやり方でございます。上限改修費が100万円、それから家賃については5万円というふうな制度でございますけれども、出店される方それぞれに工夫をいただきまして、なるべく経費をかけずに改修をするというようなことがありまして、割り戻してみる平均的な改修費につきましては、150万円程度と。ですから、補助金では75万円というような戸当たりで考えますと平均的にはなっております。家賃につきましては、6万円程度の家賃に対して、半額を助成していたというような実態でございます。

○委員長（中橋友子） 岡本委員。

○6番（岡本眞利子） もちろん、新規事業を始めるということは、本当に大変なことかとは思いますがすけれども、またこの本町でもシャッター街とやっぱり言われておりますので、シャッター街にこれ以上ならないような対策をやっぱり考えるべきではないかと思えます。

また、後継者もなかなか、今やっている後継者がいないということで、そういう面に対しても、もう少し町としても積極的に取り組んでいくべきではないかなと思えますので、今後とも努力をぜひしていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○委員長（中橋友子） 答弁はいいですか。

○6番（岡本眞利子） はい、いいです。

○委員長（中橋友子） ほかに。

前川委員。

○13番（前川雅志） 119ページの魅力発信観光プロモーション事業委託料と実行委員会補助金についてとアルコ236道の駅についてお伺いしたいと思います。

これ、委託料でアルコ236道の駅の管理料がわかりませんので、平成24年度の管理委託料は幾らになるのか教えていただきたいということと、魅力発信観光プロモーション事業委託料にも入っていないので、これは委託ですから、これから委託されていくのかなと思うので、細かい数字は言えないかもしれませんが、大ざっぱな数字でも教えていただきたいと思います。

それと、その魅力発信観光プロモーション事業は、平成24年度単年度の事業となっていくのかどうかということ、それと高規格道路の開通に伴って、あと忠類までの開通に向けて準備をしていくのかなと受けとめるところもあるのですが、この対象となるのは忠類地域だけなのか、それとも全町的なプロモーション活動をされていくのか、お伺いをしたいと思います。

あと、実行委員会を立ち上げるということですが、これはどういった選定で実行委員を選んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） まず1点目のアルコ236及び道の駅・忠類指定管理者業務指定管理料の24年度の金額でございますが、1,228万5,000円となっております。これにつきましては、指定管理者の選定の中で、候補者から提出されました5年間にわたっての5,911万5,000円、この金額の収支計画が出されております。その1年目として、ただいま申し上げた金額での契約ということで考えております。

○委員長（中橋友子） 観光振興担当参事。

○経済部参事（伊藤雅実） 魅力発信観光プロモーション事業の関係でございますが、まず1点目、具体的な委託料の数字ですが、実は特定財源のほうに道の緊急雇用創出事業費道補助金とありますので、一応上限額が10928という金額となっているところでございます。

具体的な事業の中身につきましては、全町的な部分といたしましては、パンフレット作成ですとか、DVDを作成するという部分は全町的に取り組むところでございますが、来年、忠類のそり大会がございますので、そのときに合わせて道央圏からのモニターツアーを実施するという意味では、モニターツアーは忠類が中心となるところでございます。

なお、この事業は単年度事業でございますので、忠類インター延伸に向かつての取り組みにつきましては、7番のほうで19の負担金補助及び交付金の魅力発信観光プロモーション事業実行委員会補助金が、今後3年間を目指した事業というふうに考えているところでございますが、一つはこちらのほうは、来年、忠類のそり大会が30周年ということでございまして、そのイベントを盛り上げるという形から、観光物産協会、商工会、農協、町、あるいはそれに含まれているそりの関係の実行委員会をメンバーとして、実行委員会を立ち上げることでございます。

内容につきましては、イルミネーションやアイスキャンドルなどの装飾、町内の温泉、飲食店をめぐるスタンプラリーや、あるいはマスコットキャラクターであるパオなどを活用したイベントなど、アトラクションを充実させて、全道版の旅行誌などを活用いたしまして、このイベントを盛り上げていくと。

翌年度以降、パークゴルフが30周年、最終年度が忠類インターできますので、そういった意味も含めて、こちらのほうも全町的な実行委員会として、今後やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中橋友子） 前川委員。

○13 番（前川雅志） 道東道の開通に伴いまして、ことしの夏が初めて、中札内まで道央圏からつながる年となりますので、時期を得た事業ではないかなというふうに感じるのですが、少なくない予算です。こういったものが有効的に活用されて、多くの道央圏または首都圏の方々に PR されることを期待をしたいと思うのですが、先ほど実行委員会の事業を説明いただきましたが、ナウマンそり大会に向けてのイルミネーションだとかマスコットキャラクターなど、そういったことに取り組んでいくためのお金が 200 万円なのかなと思うのですが、実行委員会の構成メンバー、お答えいただいたかどうかはあれだったのですが、実行委員会立ち上げた中で、そのそり大会をどういうふうで開催していくかということを考えていくのではないかなと、私は思うのですが、初めからこういった事業にしていくということは、事業の組み立て方として何か違うような気もするのですが、なぜこれ初めから、もうそういったものに取り組んでいくということになっているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 観光振興担当参事。

○経済部参事（伊藤雅実） 今の事業の中身につきましては、町のたたき台ということで実行委員会のほうにお諮りをするということが、説明を欠如しておりましたので、大変申しわけございません。あくまでも、町段階での予算を検討する中で、こういった形のを提案して、実行委員会でもんでいただいて、進めていくという形でございます。

実行委員会の選定につきましては、メンバーといたしましては、観光にかかわる観光物産協会、商工会、農協、あと町、それとそり大会の実行委員会、そういった関係団体の方々のご推薦を得て、実行委員会を立ち上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中橋友子） 前川委員。

○13 番（前川雅志） 確認させていただきますが、あくまでも先ほどのは町としてのたたき台ということとありますから、ここで集まった実行委員会の方々の多くの意見を取り上げて、30 年に向けてのそり大会、それと 30 周年を迎えるパークゴルフ大会への何か記念事業ですか、そういったものになるというふうに期待をするわけですが、そういった受けとめ方でよろしいでしょうか。

○委員長（中橋友子） 経済部参事。

○経済部参事（伊藤雅実） そのとおりでございます。頑張らせていただきます。

○委員長（中橋友子） ほかにございますか。ほかにご質問ありませんか。よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、7 款商工費につきましては質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

それでは、ただいまから休憩に入らせていただきます。15 時 25 分まで休憩といたします。

15 : 12 休憩

15 : 25 再開

○委員長（中橋友子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8 款土木費に入らせていただきます。

土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 8 款土木費についてご説明申し上げます。

123 ページをお開きください。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費、本年度予算額は 1 億 8,145 万円であります。

本目は、町道の維持管理に要する経費であります。

13 節委託料の細節 1 は、幕別地域及び忠類地域の除排雪を含めた年間を通しての町道管理委託料、細節 2 は植樹ます等の除草作業に係る就労センターへの委託料。

細節 6 は札内駅人道跨線橋エレベーターの保守点検に係る委託料であります。

14 節使用料及び賃借料の細節 5 は、除排雪に係る民間の除排雪機械 45 台及び排雪ダンプ等を借り上げる経費であり、新雪の一斉出動 4 回分のほか、幹線道路の路面整正や拡幅作業などの 2 次除雪及び排雪作業や含み除雪などの経費を想定しているものであります。

なお、除雪につきましては、町道 991 路線 879 キロのうち、車道除雪は 936 路線 658 キロ、歩道除雪は 143 路線 103 キロを予定しているところであります。

16 節原材料費は、町道維持管理のための切り込み砂利や舗装合材などの資材購入費であります。

124 ページへ行きまして、2 目地籍調査費、本年度度予算額は 7,455 万 9,000 円であります。

本目は、地籍調査に要する経費であります。

13 節委託料の細節 6 は、字古舞、栄及び美川の各一部 25.68 平方キロメートルを調査するための費用であります。

細節 7 は土地の移動に伴い、地番図データを修正するための費用であります。

18 節備品購入費は、地籍図管理システム導入にかかわる費用であります。

次のページへ行きまして、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費、本年度予算額は 628 万円であります。

本目は、107 カ所の樋門を管理するための 63 名の管理人賃金と道路河川関係の経常的な管理に要する経費であります。

13 節委託料は、道路台帳及び河川台帳修正の委託料。

2 目道路新設改良費、本年度予算額は 2 億 7,111 万 1,000 円であります。

本目は、町道の改良舗装など、道路の整備に要する経費であり、126 ページへ行きまして、13 節委託料、細節 6 から細節 15 までは、今年度に事業を実施する路線の用地確定や土地鑑定にかかる委託料及び来年度以降に整備を予定する路線の調査設計に係る委託料であります。

127 ページへ行きまして、15 節工事請負費、細節 1 から細節 17 の事業内容につきましては、道路改良舗装工事や歩道新設工事並びに車道オーバーレイ工事などであります。

今年度の道路整備につきましては、継続 5 路線、新規事業 11 路線の工事を予定しており、地域別では幕別地区 15 路線、忠類地区 1 路線の内訳となっております。

なお、工事ごとの事業料といたしましては、延長で申し上げますと、道路改良舗装新設が 850 メーター、歩道の新設が 1,727 メーター、車道オーバーレイが 3,278 メーターなどを予定しております。

128 ページへ行きまして、17 節公有財産購入費は、明野 6 線及び若草団地 8 号などの事業に係る用地買収費であります。

次に、3 目道路維持費、本年度予算額は 4,140 万円であります。

本目は、町道維持補修に係る経費であります。

15 節工事請負費は、舗装や縁石、雨水ますなどの補修のほか、区画線の引き直しや緊急的な復旧工事に要する経費であります。

4 目橋梁維持費、本年度予算額は 2,230 万円であります。

本目は、町道にかかわる橋梁の維持補修などの経費であります。

13 節委託料は、橋梁長寿命化修繕計画の策定委託料であります。

19 節負担金補助及び交付金は、音更町と共同で管理しております十勝中央大橋に関する管理負担金であります。

129 ページへ行きまして、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額は、3 億 1,950 万 1,000 円であります。

本目は、都市計画に関する計画、整備に要する費用でありまして、1 節報酬は都市計画審議会 4 回分の委託料、委員報酬。

13 節委託料、細節 5 は土地利用及び都市計画道路など各種調査、検討にかかわる委託料。

19 節負担金補助及び交付金は会議負担金、各協議会に対する負担金のほか、細節 7、8 は桂町西及

び東地区の民間の開発行為に対する町の負担金であります。

28 節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本年度予算額は 1 億 1,300 万 7,000 円であります。

本目は、公園及びパークゴルフ場の直に要する経費であります。

11 節需用費のうち、細節 21 から 25 は主に公園照明やトイレなどにかかわる光熱費、細節 40 は公園施設や草刈り機械などの修繕料などであります。

130 ページへ行きますと、13 節委託料の細節 5 はパークゴルフ場や公園緑地などの草刈り及び清掃に伴う委託料のほか、フラワーガーデンや果樹木の管理委託料であります。

131 ページへ行きますと、細節 11 公園維持管理業務委託料は、公園やパークゴルフ場の日常管理草刈り機械への各公区への貸出業務、遊具の公園長寿命化計画に対応した形での定期点検などの業務委託料であります。

15 節工事請負費の細節 1 は、春先の点検後に行う遊具の補修費、細節 2 緊急整備工事費は各種施設の緊急な整備に要する費用、細節 3 ははらっぱ 36 パークゴルフ場に設置されている循環式トイレの貯水槽の交換に要する費用であります。

16 節原材料費は、維持管理に要する生芝、花の苗、肥料などの購入費用であります。

次に、3 目都市施設整備費、本目は、昨年度までは街路樹用費と公園整備費として別目としておりましたが、都市施設整備費として統合を図ったものでありまして、本年度予算額は 8,442 万 8,000 円であります。

1 節報酬は、平成 20 年度より進めてきた道路事業や防犯灯整備など、都市再生整備計画事業が本年度が最終年となり、事業に対する事後評価を行う委員会の設置が必要となりますことから、3 名 3 回分の委員報酬であります。

132 ページへ行きますと、13 節委託料、細節 5 は街区公園 12 カ所の遊具などの更新に係る実施設計、細節 6 は都市再生整備計画事業の効果分析にかかわる委託料。

15 節工事請負費は街区公園等の 12 カ所の遊具等の更新にかかる費用が主なものであります。

次のページ、4 項住宅費、1 目住宅総務費、本年度予算額は 282 万 6,000 円であります。

本目は、公営住宅関係の事務などに係る経費で、臨時職員及び嘱託職員の賃金などが主なものであります。

2 目住宅管理費、本年度予算額は 3,392 万 6,000 円であります。

本目は、今年度から新たに管理することとなります事業主体変更による道営あかしや南団地 2 棟 32 戸と本町地区緑町の町営住宅となります 1 棟 6 戸を加え、全体戸数 896 戸の住宅の維持管理及び修繕などに要する経費であります。

7 節、住宅管理人 20 人分の賃金であります。

134 ページ行きますと、11 節、細節 40 は、壁、建具などの一般修繕費用。

15 節工事請負費は、公営住宅営繕工事に要する経費。

3 目公営住宅建設事業費、本年度予算額は 1 億 5,089 万 3,000 円であります。

本目は、町営桂町東団地及び忠類白銀町団地の全面的改善事業等に要する経費であります。

13 節委託料、細節 5 は全面改善事業を行う住棟の安全性、居住性及び費用対効果として適切であるかどうかの評価を受けるための経費であります。

細節 6 は改善工事の管理費、細節 7 は今年度見直しを予定しております住宅マスタープラン及び公営住宅長寿命化計画策定に係る経費であります。

15 節工事請負費、細節 1 は桂町東団地 2 棟 8 戸、細節 2 は忠類白銀町団地 1 棟 4 戸の全面的改善工事に係る経費であります。

細節 4、5 は、改善事業に係る団地内通路の舗装に係る経費であります。

細節 6 は、桂町東団地の駐車場整備にかかわる経費であります。

22 節、細節 1 は、改善事業に伴う入居者の移転に関する経費であります。

次に、4目道管住宅関連整備事業費、本年度予算額8,183万7,000円であります。

本目は、札幌市青葉町に建設が予定されている道管住宅の関連施設整備にかかわる経費であります。

136ページへ行きまして、13節、細節5は、整備エリア内の用地確定測量費、細節6は解体する教員住宅の調査、細節7及び8は、平成25年に建設を予定しております子育て支援施設の実施設設計及び外構設計に係る経費であります。

15節、細節1は、エリア内の教員住宅などの解体費用、細節2は整備エリア内にあります白人小学校の教材園の移転費用、細節3、4は整備エリア内の上下水道の移転に係る経費であります。

以上で、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○7番（藤原 孟） ページ128、4目橋梁維持費、19節負担金、細節3中央大橋管理費負担金、前年度予算605万円です。これは1,210万円と倍増しておりますが、その理由をまずお尋ねいたします。

○委員長（中橋友子） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 十勝中央大橋につきましては、音更町と幕別町で共同管理しているわけなのですが、平成23年度につきましては、歩道部分の伸縮装置の補修工事ということで、通常三、四百万円が維持管理、除雪、維持管理の部分の費用、電気代とかすべて含めた費用のほかに修繕費用を含めて、23年度は600万円ほど支出するということになっておりますけれども、平成24年度につきましては、車道部分におけるA2という伸縮装置を修繕するという部分、これが国の補助を受けてやっているのですが、事業費にしますと2,800万円ぐらいの事業費でありまして、10分の6が補助金として入りますので、残りの10分の4を音更町と幕別町で半々に分けるという部分が560万円ほど、それからあと、単独費で橋面の補修を行うということで、それが500万円ぐらいかかるということで、その半分の250万円が幕別町の負担ということで、あわせるとその補修工事の部分で810万円ほどかかるということで、23年度より大幅に上がっているという状況になっております。

○委員長（中橋友子） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） これから工事はやるということですね。

○土木課長（角田和彦） はい。

○7番（藤原 孟） この橋はまだ築23年という、そんなに老朽度の高い橋とは基本的には思えない橋ですよ。それがそういう部分でかなり傷んでいるということは、他の原因があるのか、それとも事業課の設計というか、調査でそういう答えが出ているのか、その辺もし今の段階でわかることがありましたらお知らせ願います。

○委員長（中橋友子） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 委員おっしゃられますように、平成元年にでき上がった橋でございますので、23年経過している橋で決して古い橋ではないという認識ではおります。ただ、現実的にはあちこち損傷が出てきておまして、この部分につきましては、幕別町の方から音更町のほうに、当初は起債事業で補修をしていこうと進んできていたわけなのですが、起債事業は財政上厳しいので、何とか補助に採択していただけるように、橋の長寿命化計画をつくって、それにのっとって補助で補修をしてほしいという要望いたしまして、それを受けて音更町では平成22年度に長寿命化計画をつくりまして、23年度から10分の6の国交省の補助をもらって補修をしていくというような計画を立てております。

その長寿命化計画の中では、今後10年間でトータルでいきますと、1億5,500万円ほどの補修費が今後10年必要だという結果になっておまして、先ほど申し上げたように、その補助を抜いた10分の4の2分の1が幕別町の負担ということになりますので、今後10年間で3,100万円ほど幕別町も補修工事の負担金が生じるだろうという、現状では予想になっております。

○委員長（中橋友子） 藤原委員。

○7番(藤原 孟) 音更町が、多分これからメインになって仕事が進めるのだと思いますけれども、やはり相当綿密な協議を、私の町からはしかるべく責任ある立場の人が中心になって、やはり音更町と協議してもらわないと、何となく音更町のペースで仕事が進んでいくような気もせんでもないですね。

またこの事業は、いわゆる十勝支庁で建てた橋ですから、その辺のときの設計条件といいますか、それも少し今の道道と国道と結ぶという主要道路になりましたから、その辺のこともあって傷みが激しいのかなという気もしますので、何せ町としては、責任ある立場の人がやはりしっかり協議しながら予算だとかお金をかけるということになってほしいと思いますが、いかがですか。

○委員長(中橋友子) 土木課長。

○土木課長(角田和彦) 一応、長寿命計画の中で、損傷度合いも見ながら、そして検証しながら音更町のほうでこの工事が必要だということで発注したいという部分を、今度、幕別町と協議をして、幕別町の了解を得た中で補修工事を進めていくという段取りをとっております。

当然、音更町も無駄な経費はかけたいという気持ちはないはずですので、その辺については十分大丈夫だというふうに理解しております。

○委員長(中橋友子) よろしいですか。ほかにございますか。

増田委員。

○17番(増田武夫) 長寿命化計画の資料を出していただきました。資料がたくさんありますので、これは後でゆっくり見させていただきたいと思いますが、その上で、128ページの橋梁維持費の中の細節5の長寿命化修繕計画策定委託料790万円なのですが、この策定状況のあれを見させていただきますと、橋の場合は平成20年に橋の長さが15メートル以上の点検、平成23年に修繕計画積算とありますよね。それから、平成21年には15メートル未満の点検と平成24年に修繕計画積算となっているのですが、昨年の予算を見ると、平成23年度に修繕計画積算という積算のための予算をとっていないので、これは自分たちの力で修繕計画の積算をしたのではないかと想像するのですが、そうした皆さんの力の中で平成23年度には修繕計画積算しているのであれば、来年度平成24年度予算で、今後10年間の修繕計画も策定するのを委託するということなのですが、こういうものはそうした経過から言って自分たちの力でできないものか、自分たちの力ですべきではないかと、こういうふうに思うのですが、ほかのものについてはちょっと余り見ていないのであれなのですが、橋梁の維持費の中で今回790万円を使うわけですが、その説明をお願いします。

○委員長(中橋友子) 土木課長。

○土木課長(角田和彦) まず、平成23年度の方、自力で積算したのではないかとこの部分なのですが、これは委託業務の中で概算額を積算しております。

それで今後その部分についても、すべて職員でできないのかという部分でありますけれども、橋梁についてはかなり特殊な部分というふうに押さえておまして、通常我々技術屋がたくさんいるわけですが、本当に橋梁の中身がわかる人間がいるかという現実的にはそうではないというのが実情でありまして、これについては、やはり専門の方にある程度のお力を借りなければいけないというふうに考えております。

それから平成24年につきましては、平成23年度の15メートル以上の部分の橋と平成24年にやります15メートル未満の橋の部分全部合算しまして、それで緊急度ですとかそういった部分も含めて、今後10年間にどの橋をお金かけて補修をしていかなければならないのかという計画をつくりまして、これは専門の先生にも見ていただかなければならないということになっておりますので、そういう意味から申し上げますと、職員ですべてやるというのは非常に困難と考えております。

○委員長(中橋友子) 増田委員。

○17番(増田武夫) 平成23年にこの修繕計画、15メートル以上のものをしたと。去年の予算を見ると、委託料というのは出てこないですね。これは補正でやったのですかね。

○委員長(中橋友子) 土木課長。

○土木課長（角田和彦） これについては、6月補正で上がっていますので、当初予算には出てきていないので、ご理解いただきたいと思います。

○17番（増田武夫） そうですか。失礼しました。

○委員長（中橋友子） ほかに。

野原委員。

○16番（野原恵子） 134ページ、2目住宅管理費、15節の工事請負費、これは公営住宅の整備工事にかかわる予算ですよ。それで、今、公営住宅に入りたいという方もふえているのは皆さんご承知だと思っておりますけれども、その中で相川にあった公営住宅、それから千住のアイヌの人たちの入っている公営住宅、そこも大変古くなっています。相川のほうはもう取り壊し、なくなっているというふう聞いております。そうしますと、今、公営住宅の長寿命化計画、この資料に基づきますと、これから長寿命化計画策定予定というふうになっております。この中で、千住のほうの公営住宅、これはその対象に入っていくのかどうか、それから今ある古い公営住宅ありますよね。その住宅は、これからどのような計画になっていくのか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） まず、相川の公営住宅ですけれども、解体したのではなくて、22年だったでしょうか、21年だったでしょうか、町のほうで売却をいたしまして、使えるものは使っていただくという考えに基づいて、そうさせていただいたということでございます。

それから、千住の団地を含めまして古い公営住宅ですけれども、これをどうするかというのは、予算に24年度に長寿命化計画の策定ということで委託業務計上させていただきますけれども、24年度の策定の中でこの先どうしていくかということについて協議といいますか、進めていきたいというふうに思っています。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○16番（野原恵子） そうしますと、相川にあった公営住宅は、これは売却ということで、公住全体の戸数もその中から外されているということになりますよね。売却ですから、総数から外されている。そうしますと、今、本当に要望があるのに、その中で幕別全体の公営住宅の戸数が減るということでは、希望する人たちが多くの中での戸数の削減というふうになってしまうのではないかと思うのです。全体の戸数ですけれども、これからそういう計画でいくのかどうかということをお聞きしたいと。

○委員長（中橋友子） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 相川の団地につきまして、先ほど言いましたように売却したわけですが、相川の団地は1棟4戸の住宅でございます。それで、入居している方が実は1人当時いらっしゃいまして、その方については移転していただいたわけですが、その相川団地について、場所的なことだとかいろいろあるのでしょうかけれども、古いというのもありまして、そこに入居を希望されるということもなかったということもあります。ですから、そこについては、先ほど言いましたように売却させていただきました。

その管理戸数の全体的に減っているのではないかということですが、札幌地区は応募倍率が非常に高いのですけれども、本町地区につきましては応募倍率というのがほぼ需要と供給と同数みたいな感じできていますので、その団地がなくなったことによって応募倍率に大きく影響するということはないのではないかというふうに思っております。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○16番（野原恵子） 今、公営住宅は広域で入居することができますので、こちらのほうに人口をふやしていきたいという考えであれば、その公営住宅の管理戸数そのものは減らすべきではないと思うのですよね。そういう形でしっかりとこちらのほうに入っていただく、そういう手だても必要ではないかというふうに思いますので、その管理戸数そのものは、倍率という、そういうことではなくて、1人でも多くこちらに住んでいただくということで、戸数そのものは現状にしておくべきではないかというふうに思います。

それと、千住のほうの公営住宅ですが、ここはおふろもありせんし、大変古くなっておりますので、これは長寿命化に該当するかどうか、これからだということなのですけれども、もし該当しないということであれば、早急な建てかえも必要ではないかと思うのですが、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 戸数の倍率ではないのでないかというお話ですけれども、公営住宅はご存じのとおり広域的な募集をしております。ですから、町の広報誌に載せるのは当然ですけれども、ホームページにも掲載しておりますので、その上で応募倍率が今の現状にあるのだなというふうに思っております。

それから、千住の団地ですけれども、確かにおふろはありません。実際に入居している方は団地の向かいにあります施設のほうでご利用いただいているかと思っておりますけれども、その千住団地についても、この先どうするのかというのはこの場で建てかえますかどうかということにはちょっと言えませんので、先ほど言いましたように、計画の策定の中で進めさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（中橋友子） 小島委員。

○5番（小島智恵） 136ページ、15節、細節2なのですけれども、白人小学校で教材園つくられるということだったのですけれども、余り耳にしないお言葉でしたので、教材園とはどういうものなのか、また白人小につくられる理由は何かあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 教材園と申しますのは、白人小学校の北側の西側と言いますか、池と言いますか、にれのこ池だったのでしょうか、ありますけれども、そのちょっと北側のところに生徒さんが教材用として使っている畑がありまして、それが今回整備するエリア内に入っております、それがちょっと当然教材ですから、それをなくしてそのままということにはいけませんので、それを整備に隣接したところに移設しようという考えでございます。

○委員長（中橋友子） 小島委員。

○5番（小島智恵） どのぐらいの工事費がかかるのかお聞きします。

○委員長（中橋友子） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 教材園の整備に要する費用ですけれども、おおむねですけれども60万円程度というふうに考えております。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。ほかにご質問ございませんか。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、8款土木費につきましては質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

137ページをごらんください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、5億7,738万円であります。

本目は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件経費、交際費等にかかわる費用であります。

2目非常備消防費、3,106万5,000円であります。

非常備消防団員報酬や団の運営交付金等、通常団費と言われる経費の分担金であります。

3目水防費、76万3,000円。

災害に備えての費用であります。

以上で消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 9款消防費につきまして、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○17番（増田武夫） 消防費でありますけれども、デジタル化の広域でやった場合、それから単独でやった場合の工事費の試算を示してほしいと、このように要求したところでもありますけれども、この回答の中で、昨年の7月時点で複合事務組合消防広域推進室において試算したのがあると、けれども、それは非公表とする旨に決まっているので提出できないのだと、こういう話であります。

最近のいろいろな新聞報道その他によりますと、例えば、釧路のほうでは単独でやったほうがずっと安くいくのだというような試算結果も新聞報道されているわけでもあります。この広域化、本当に事務その他すべて広域化すべきかどうかというものも、いろいろな異論が出たりなんだりして、今、暗礁に乗り上げているとまでは言えないかもしれないのですけれども、通信のデジタル化を先行させようというような話になっているのではないかと思うのですが、やっぱりデジタル化を広域でやるにしてもこのぐらい工事費がかかるのだと、全体でやれば、単独でやったらそれはどれぐらいかかるのかと両方の比較がないとやはり本当に町民に責任持った考え方になっていかないのではないかと思うのです。そのためには、こういう試算されたものがある、それは公表して、そして町でも単独でやったらどのぐらいかかるという試算も、一定お金かかるかもしれないのですけれども、やってそして、いい方向に進むべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） デジタル化につきましては、平成28年までに必ずデジタル化をしていかなければならないという状況にありまして、それを十勝の場合は、今十勝管内共同で取り組もうとしているところであります。

デジタル化に関する整備費用につきましては、あくまでも試算でありまして、町単独で試算をしたわけではございません。十勝圏の共同の作業の中で試算をいたしております。

ただ、平成24年度に予定をしております電波伝搬調査、これによって、それぞれの場所に必要な基地局数とか、そういったものが明らかになってきまして、その際に基本設計の基本的な材料が出そろいますとそれに合わせて、要するに基地局が幾らによるかによって、その整備費用というのはかなり変わるものですから、電波伝搬調査が終わり次第、それに見合った整備費用はこれをご報告できるものと考えているところであります。

現時点では、確かに私も見積りを何回か見たのですけれども、格差そのものは大きいのです。要するに金額の上下がかなり激しくて、はっきり言ってどれを信用していいのかというようなことにもなりますので、やはりきちっとした電波伝搬調査を実施した上で、皆様に整備費用を示すのが私どもとしては適当ではないかというふうに考えているところであります。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） そうした、はっきりした根拠に基づいてしたいという、そういう姿勢はわかりましたけれども、そのことによって、やはりそれに基づいて本町単独でやったらどのぐらいかかるかということも資料として持っていないことには、自信を持って進めていくことできないと思うのですよね。

この広域化につきましても、調べてみますと、全国で広域化ということで協議会を立ち上げて進んでいるところは、ほんのわずかしかないのですよね。富良野のほうはもう既にしていますけれども、今、道内で協議会立ち上げて進めているのは十勝圏しかないのです。内地のほうにもほんの少ししかないと思うのですけれども、そのぐらい広域化についてはみんな必要性というかメリットを感じていないのが実態だというふうに思うのです。そのことを考えると、なおさらやっぱりデジタル化をしていくに際して、どういう方法に進むのが経費も少なくやっていけるのかということは、やはり両方をしっかりと試算した上で我々にも示してほしいし、協議にも参加してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 副町長。

○副町長（高橋平明） 先ほど申し上げました電波伝搬調査が終わりましたら基本設計ができ上がります。この際には、当然十勝全体でやれば幾らかかる、幕別町単体でやれば幾らの工事費がかかるということは、積算が可能になりますので、今現時点で幕別では現状基地局5局を持っているわけですね、5局を持っているのは幕別と浦幌だけです。ほかの町村は、1から3局という状態ではありますけれども、5局あれば今現状のアナログ電波が5局がそのままデジタル化されたときに、5局が必要になるかどうかというのはこれは伝搬調査してみないとわかりませんので、その基地局の数によって整備費用というのはかなり影響されますので、はっきりしたことは電波伝搬調査が終わって基本設計ができ上がったときには、幕別町単独で実施すれば幾らになるか、十勝管内で共同で実施すれば幾らになるかということは、お示しすることはできるといふふうに考えております。

○委員長（中橋友子） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、質疑がありませんので、消防費につきましては終了させていただきます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 10款教育費についてご説明申し上げます。

138 ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算額は258万8,000円であります。

本目は、教育委員4名の報酬及び旅費、交際費などであります。

2目事務局費、予算額3,552万5,000円であります。

本目は、教育委員会事務局の管理運営及び事務を初め、臨時職員等の共済費、各種負担金、交付金などに係る費用であります。

7節賃金、細節4学校教育推進委員賃金は、学校の教育課程、学習指導、その他学校教育費に係る専門的事項に対する指導、助言等を行うため配置する嘱託職員1名分の賃金、細節6の子供サポーター賃金はまっく・ざ・まっくを活動拠点として、不登校の児童生徒を対象とした学習指導や相談業務などを行う臨時職員2名分の費用であります。

139 ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節6奨学資金交付金は、主に経済的な理由によりまして、就学困難な者に対して交付するもの、細節7教育振興会交付金は、幕別町の学校教育振興のために、町内の小中学校で組織しております教育振興会に対し交付するものであります。

140 ページになります。

3目教育財産費、予算額3,979万1,000円であります。

本目は、学校及び教員住宅等の維持管理に要する費用であります。

11節事業費、細節40修繕料は、町内の14の小中学校や教員住宅等の修繕に要する費用であります。

141 ページになります。

15節工事請負費は、学校、教員住宅の補修工事や小中学校等の整備工事費であります。

142 ページになります。

4目スクールバス管理費、予算額6,275万2,000円あります。

本目は、スクールバス12路線の運行委託に係る費用であります。

5目国際化教育推進事業費、予算額1,221万8,000円あります。

本目は、嘱託職員としての国際交流員2名の賃金等に要する費用であります。

平成23年度まで配置しておりました英語活動支援員1名につきましては、23年度で配置を終了したところであります。

143 ページになります。

6 目学校給食センター費、予算額 2 億 3,588 万 9,000 円であります。

本目は、幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの管理運営に係る費用であります。

本年度の給食数につきましては、児童生徒、職員数をあわせまして、幕別は約 2,800 食、忠類は約 260 食を予定しており、年間の給食日数を幕別は 198 日、忠類は 202 日と見込んでおります。

7 節賃金、細節 2 臨時職員賃金は、幕別 13 名、忠類 4 名の調理員の賃金であります。

細節 4 嘱託職員賃金は、幕別学校給食センターにおける 4 名分の費用であります。

144 ページになりますが、11 節需用費、細節 61 地場産食材料費では、できるだけ町内産食材の活用に努めているところであります。ジャガイモは平成 20 年 6 月から 100%町内産としております。また、23 年度は年度の後半の 10 月からであります。幕別農協のご協力を得まして、タマネギも町内産としております。今後も町内産、十勝産など、地場産の農産物を意識して調達してまいりたいと考えております。

13 節委託料は、給食センターの管理に係る各種委託料のほか、細節 7 給食配送委託料が主なものであります。

145 ページになります。

15 節工事請負費は、忠類給食センターにおける厨房設備の改修工事や温水ボイラー更新工事であります。

146 ページになります。

2 項小学校費、1 目学校管理費、予算額 1 億 4,259 万 3,000 円であります。

本目は、小学校 9 校の管理に要する費用であります。本年度の小学校の児童数は 1,575 名、教職員数は 144 名の見込みであります。

7 節賃金のうち細節 2 は、町単独で任用しております 4 校 4 名分の学校事務補助職員の賃金、細節 6 は 6 校 19 名分の特別支援教育支援員の賃金でありまして、前年に比べ 5 名の増員となっております。

147 ページになります。

2 目教育振興費、予算額 5,097 万 2,000 円であります。

本目は、小学校の教育振興に係る費用でございます。

23 年度は教科書改訂に伴う教師用指導書の配備に伴う費用を 11 節需用費で計上しておりましたが、24 年度はその分がなくなったことによりまして、大幅な減額となりました。

148 ページになります。

18 節備品購入費、細節 2 教育用コンピューターは札内南小学校のコンピューター 42 台の更新のほか、平成 20 年度より北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入を進めておりました児童用コンピューターの償還金、3 校分 126 台をあわせて計上してございます。

細節 5 理科教育教材は、新学習指導要領の理科の授業に対応するため、国の補助金を活用しまして観察、実験用器具の購入費用であります。

19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 4 スケートリンク整備交付金は 8 校分のリンク造成に係る交付金であります。

20 節扶助費は、要保護の対象者を 1%、準要保護の対象者を 20%、認定率を 21%と見込み、就学援助費を計上してございます。

3 目札内南小学校増築事業費、予算額 1 億 156 万 6,000 円であります。

札内南小学校からの児童数の増加によりまして、普通学級を見ましても 23 年度の 15 学級が 24 年度には 17 学級、25 年度には 18 学級となることが予想されますことから、校舎西側に木造平屋建て 311.4 平方メートルを増築し、ここに特別支援学級を集約配置、あいた特別支援学級は普通教室へと転換するものであります。

なお、15 節工事請負費、細節 2 教員住宅解体工事は校舎増築に伴いまして、支障となります教員住

宅1棟を解体するものであります。

149 ページになります。

3項中学校費、1目学校管理費、予算額9,768万9,000円であります。

本目は、中学校5校の管理に要する費用であります。中学校の生徒数は904名、教職員数は91名の見込みであります。

7節賃金のうち、細節2は、4校4名分の学校事務補助職員の賃金、細節7は、2校4名分の特別支援教育支援員賃金を計上しており、支援員は23年に比べ2名の増員となっております。

150 ページを飛びまして、151 ページになります。

2目教育振興費、予算額5,722万3,000円であります。

本目は、中学校の教育振興に係る費用であります。

本年度は教科書改訂に伴う教師用指導書の購入のため、11節需用費、細節4消耗品が前年に比べ大幅に伸びたことが教育振興費が増額となった大きな要因でございます。

18節備品購入費、細節2教育用コンピューターは、生徒用コンピューターの償還金、4校135台分を計上しております。

20節扶助費には、要保護の対象者を1%、準要保護の対象者を21%、認定率を22%と見込みまして就学援助に係る費用を計上しております。

152 ページになります。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、予算額890万4,000円であります。

本目は、わかば幼稚園の管理に係る費用であります。

24年度の園児数は、3歳児9名、4歳児9名、5歳児14名の合計32名となる見込みでございます。

7節賃金の細節2臨時職員賃金は、事務補助職員1名と代替職員2名分、細節4嘱託職員賃金は、園長分であります。

細節6特別支援教育支援員賃金は、支援員1名分を計上しております。

わかば幼稚園では、本年度から虫歯予防に効果があるフッ化物洗口に取り組むこととしておりまして、実施に必要な薬剤購入についても消耗品の中で計上しております。

153 ページになります。

2目教育振興費、予算額2,509万4,000円であります。

本目は、幼稚園の教育振興に係る費用であります。

19節負担金補助及び交付金は、私立幼稚園に通園する保護者の経済的負担を軽減するため、入園料、保育料の一部について町単独の補助金を計上しております。

20節扶助費は、公立及び私立幼稚園の就園奨励費であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算額1,631万4,000円あります。

153 ページから154 ページにかけてであります。本目は社会教育委員15名の報酬のほか、生涯学習アドバイザー2名分の嘱託職員人件費、各種団体の補助金等であります。

154 ページの9節旅費、細節3特別旅費は、中学生高校生海外研修の引率者3名分が主なものであります。

155 ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節7は上段にありますけれども、中学生16名、高校生2名のオーストラリアへの研修参加に係る補助金であります。

細節8児童生徒健全育成推進委員会交付金から細節10子ども会育成補助金までは、従来青少年育成費で計上していたものを、ここ社会教育総務費に移行して計上しております。

20節扶助費では、海外研修の参加負担金補助として、1名分を計上しております。

2目公民館費、予算額931万1,000円あります。

本目は、糠内、駒島の両公民館とまなびや、相川、中里の管理運営に要する費用でありまして、7節賃金はこれら管理人の賃金であります。

156 ページになります。

3 目保健体育費、予算額 5,125 万円であります。

本目は、スポーツ推進員 12 名の報酬及び各種スポーツ大会の参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要する費用であります。

8 節報償費、下段にあります細節 3 は、全道全国の文化スポーツ大会に出場する際の交通費や宿泊等に要する費用であります。

157 ページを飛びまして、158 ページになります。

13 節委託料は、運動公園内の陸上競技場、野球場などのほか、町民プールの管理委託に要する費用であります。

15 節工事請負費は、運動公園野球場整備のほか、忠類プールの井戸の湧水に備えまして、給水管を改修するものでございます。

159 ページになります。

19 節負担金補助交付金、細節 8 日本ハムファイターズイースタンリーグ公式戦実行委員会補助金は、本年 7 月に予定しておりますイースタンリーグ公式戦に向けて実行委員会を組織し、当該団体へ補助するものであります。

4 目町民会館費、予算額 2,352 万 4,000 円であります。

本目は、町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であります。

160 ページ、13 節委託料、細節 8 札内福祉センター耐震診断委託料は、災害時の防災拠点となります施設でありますことから、耐震化に向けて耐震診断を行うものであります。

5 目郷土館費、予算額 954 万 2,000 円であります。

本目は、文化財審議員 5 名の報酬及びふるさと館と蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であります。

161 ページになります。

1 番上の段にあります 8 節報償費、細節 6 郷土文化研究員謝礼は 2 名分で、従前から幕別の郷土文化の調査・研究をしている調査員のほか、23 年度から始めましたこれまでの調査発掘で保管している石器遺物等の整備を専門的な観点から研究している研究員への謝礼であります。

15 節工事請負費、細節 1 歴史の散歩道看板設置工事は大樹大麦発祥の地の看板を忠類地区に設置するための費用であります。

162 ページになります。

6 目ナウマン象記念館管理費、予算額 1,341 万円であります。

本目は、ナウマン象記念館の管理運営に要する人件費や光熱費が主なものであります。

163 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 ナウマン象記念館改修工事は、トイレの洋式化と映像システムの改修工事に要する費用であります。

164 ページになります。

7 目スポーツセンター管理費、予算額 5,125 万 3,000 円であります。

本目は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金の細節 2 は、トレーニング補助員 2 名の賃金、細節 4 はトレーニングアドバイザー及びトレーニング指導員それぞれ 1 名分の賃金であります。

165 ページになります。

15 節工事請負費は、スポーツセンターアリーナのバスケット用ラインの改修を含むウレタン塗装であります。

8 目集団研修施設費、予算額 184 万 5,000 円であります。

本目は、集団研修施設こまはたの管理運営に要する費用であります。

本年度は、自然散策会、料理講習会、スポーツ教室など教育委員会主催として年間8講座を開設する予定のほか、各種スポーツ団体、スポーツ少年団や吹奏楽などのクラブ活動の利用を見込んで、年間利用者数平成23年度と当初の利用見込み数と同じ2,000人を想定しております。

166 ページになります。

9 目図書館管理費、予算額 3,973 万円であります。

7 節賃金は、臨時司書 7 名、ブックモバイル運転 1 名、臨時職員 1 名の人件費であります。

11 節需用費、細節 5 ふれあい子育て読書推進事業消耗品費は、マイファーストブックサポート事業に要する費用でありまして、新生児 200 人を予定しております。

167 ページになります。

18 節備品購入費では、細節 1 の図書資料が 4,285 冊、細節 2 の AV 資料は音響映像資料 58 タイトル分であります。

168 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 図書館事業員活動費交付金は町民文芸誌発行に係る印刷代に対する交付金であります。

10 目百年記念ホール管理費、予算額 7,825 万 7,000 円であります。

本目は、百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する費用であります。

13 節委託料は、指定管理に要する委託料であります。

19 節負担金補助及び交付金は町民芸術劇場への交付金、文化団体への活動費補助が主なものであります。

青少年育成費は幕別町青少年問題協議会の委員報酬や児童生徒健全育成推進委員会の交付金を計上してはいたしましたが、青少年問題協議会の条例の廃止が議決いただきましたので、本目につきましては廃目となりました。

以上で、教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたが、ここで質問を予定されていらっしゃる方、挙手をさせていただきますか。

（挙手する者あり）

○委員長（中橋友子） 多数いらっしゃいますので、本日の委員会につきましてはこの程度にとどめて散会したいと思います。皆さんにお諮りをさせていただきます。いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、散会のご了解をいただいたということで、したがいまして、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次の委員会は 19 日午前 10 時からの開会となります。

16 : 25 散会

# 平成24年度 各会計予算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成24年3月19日  
開会 10時00分 閉会 17時07分

2 場 所 幕別町役場5階議事堂

3 出 席 者

① 委 員 (17名)

1 小川純文	2 寺林俊幸	4 藤谷謹至	5 小島智恵	6 岡本眞利子
7 藤原 孟	8 乾 邦廣	9 牧野茂敏	10 谷口和弥	12 田口廣之
13 前川雅志	14 成田年雄	15 中橋友子	16 野原恵子	17 増田武夫
18 斉藤喜志雄	19 千葉幹雄			

② 委員長 中橋友子

③ 議 長 古川 稔

④ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明	教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 新屋敷清志	総 務 部 長 増子一馬	経 済 部 長 飯田晴義
民 生 部 長 菅 好弘	企 画 室 長 堂前芳昭	建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一	札 内 支 所 長 飛田 栄	教 育 部 長 佐藤昌親
総 務 課 長 田村修一	企 画 室 参 事 伊藤博明	地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 湯佐茂雄	税 務 課 長 姉崎二三男	町 民 課 長 川瀬俊彦
保 健 課 長 境谷美智子	水 道 課 長 田中光夫	学 校 教 育 課 長 羽磨知成
生涯学習課長 中川輝彦	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 稲田和博	図 書 館 長 長谷 繁
経 済 建 設 課 長 細澤正典		

ほか、関係主幹及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宣 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

4 欠 席 者 3 東口隆弘 11 芳滝 仁

5 審査事件 平成24年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査

6 審査結果 一般会計質疑

7 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長

# 議事の経過

(平成24年3月19日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○委員長（中橋友子） それでは、16日に引き続きまして、予算審査特別委員会を開会いたします。初めに、ご報告いたします。

本日、東口委員及び芳滝委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、10款教育費について説明が終わっておりますので、質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

増田委員。

○17番（増田武夫） 3点にわたって質問したいと思います。

1点目は、この予算の中には直接出てこない小学校教育についてでありますけれども、来年度は学力テストの実施はどのように考えておられるのか、その点を1点お聞きしておきたいと思います。

それから2点目は、昨年3・11の大震災、原発事故が起きまして、学校の副読本が、それまでの余りにも安全神話を振りまく副読本であったために、放射線等に関する副読本なのですけれども、これが急遽回収されて、昨年、文部科学省はつくり直しましたけれども、その扱いは本町ではどのようになっているのか、それをもう一点。

それからもう一点は、48ページになりますけれども、南小学校の増築の予算が出されております。特別支援学級の、特別支援児童の増加でありますとか、いろいろな関係で増築が必要になったということでもありますけれども、特別支援学級の対象児童数がどんなふうにふえてきているのか、また指導員でありますとか、補助指導員の体制はどのようになっていくのかお聞きしておきたいのと、それからさきのほかの款の質疑でも出ていたのですが、こうした公共事業の増築なり改築なりのときには、災害時の防災の備品をきちっといろいろなところに分散していく必要があるのではないかというような意見が出されておりましたけれども、この南小のその増築の際には、そうしたことを考慮するような増築になるのかどうか、その3点をお聞きしておきます。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） まず、質問の1点目の全国学力・学習状況調査のことだと思います。

平成23年度につきましては、東日本大震災の影響により実施が見送られまして、道の単独で実施しております。平成24年度につきましては、平成22年度と同様に、全国から何校か、20%、30%ぐらいの学校を抽出して行われます。本年度は4月17日でしたか、24年度については、そのような状況で実施されます。本町におきましても、抽出校はもとより、小中学校全校が参加する予定でございます。

次に、学校の副読本、放射線の関係の副読本でございます。先般、パンフレットが私どものほうの教育委員会に來まして、教育委員会から各学校のほうに、その使用についてどうするかということで、今、問い合わせしている途中でございます。これは各学校の判断にお任せしたいというふうに思っております。

それから、南小の増築の関係の防災設備の関係でございますが、私どもの考えの中では、今のところ、そういうスペースについては確保はされておられません。

それと、特別支援の関係でございます。

ご承知のように、支援を要する子供がだんだんふえてきております。札内南小学校におきましても、平成21年度については、特別支援学級、4学級でございました。平成22年には6学級と、そして来年度、平成24年度には7学級という見込みでございます。

児童数についても、支援を要する子供、平成23年度21名でしたが、平成24年度については49名

程度になるのではないかというようなことをございまして、これに伴いまして特別支援教育の支援員についても6名体制ということで、今考えているところでございます。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） まず、学力テストの関係であります。

学力テスト、今言われたように、国としては4月の17日に実施する予定のようでありまして、国のほうの対応としても、今まで対象科目が国語、算数、それが理科もふやす予定のようでありまして、その辺も、それに応じて本町でもそういうふうになるのかということでありまして、この学力テストについては、昔から賛否が非常に分かれる、多いところではございました。この学力テストによって学校単位の順位づけでありますとか、競争をあおるといような弊害があるということで、非常に心配されていることでもあります。

いろいろな意見を聞きますと、テスト対策ばかりが先行されて授業の質が低下するという問題でありますとか、テスト対策のために文化祭でありますとかそのほかの、例えば林間学校みたいな行事でありますとか、そういうものがどんどん縮小、廃止されていくという、そういう問題でありますとか、それからこの学力テストの集計ですとか、そういうものが学習産業、来年はどうなるかわかりませんが、学研でありますとか、いろいろなそういう産業に丸投げされている状況もありまして、そういう子供たちの個人の情報が塾産業などに筒抜けだと、流れているのではないかというような弊害も指摘されております。また、1回実施するのに数十億円の経費がかかるというような問題もあります。

そうしたものが、結局順位づけでありますとか、個人の順位などもつけられるというようなことありまして、やはりこれは弊害のほうが多い、そういうことで中止すべきだと、私自身もそう思うわけですが、その辺に対する考えを述べていただきたいと思っております。

それから、次の副読本の問題でありますけれども、この副読本、以前は、その内容が余りにも原子力発電の安全性を強調するもので、原子炉は放射性物質を閉じ込められる5重の壁で守られているから安全であるとか、大きな地震や津波にも耐えられるよう設計されているなどという、その安全神話を振りまく内容が主だったもので、さすがにこれは事故が起きてから、すぐ回収されたようでありまして、しかし、その後、去年の10月に新しいものをつくったわけでありまして、しかしこの新しいものをつくった、その委託した先というのがその前につくった、原子力発電の推進の立場にある、そういうところに委託してつくっている。また今度新しく作りかえたものも、そうしたところに委託してつくっているということで、私もインターネットでこれを調べてみました。

やはり今度つくられたものも、非常に放射線は自然界にあるものだということが強調されて、本当に今度起こった原子力発電所の事故というものは、そういう自然界にある放射線、普通でも人間は浴びているわけですが、それをさらにああいう事故によって外に出た放射能が人の命までもむしばむという、そういう危険なものであるにもかかわらず、それが後方に追いやられて、身近にあるものということばかりを強調しているような、これ20ページ以上にわたるものですが、そういう内容であります。

今回、私たちはあの事故を経験して、そして脱原発の声もうんと高まっているという状況の中で、そうした従来、確かに従来のような露骨な安全神話というものは姿を消しているわけですが、こういうものを子供たちに副読本として使用していくというのは、やはり避けていくべきではないかと、今までの原発推進の教育を反省して、事故のあり方そのものをやはり見直す、そういう立場が必要ではないかと思っておりますけれども、この活用はやめていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、増築の関係でありますけれども、だんだんこうして支援しなければならない児童もふえてくるという中で、増築は当然のことでありまして、こうした大がかりな増築のときに、今、4カ所に備蓄されております災害時のいろんな備蓄の食料でありますとかそういうものを、やはり大きな避難場所となる場所に、しっかりと備蓄する場所を確保していくことがこれからどうしても必要

だと。これすべての避難場所に分散しろというわけではなくて、もっとより細かくそういうものを備蓄する体制もとっていくべきではないかというふうに思うのです。

今回の増築についても、そうした考え方も反映されるべきではないかと思えますけれども、再度お伺いします。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 初め、学力テストの学力状況調査の関係でございますが、4月17日の実施の予定でございます。ご指摘ありましたように、24年度からは理科が新たに加わります。

やはり児童生徒の学力・学習状況を把握、分析ということは必要なことだろうと思っておりますし、これまでやってきたものとの今度、学習に反映して、それがどういう成果が出てくるかということも必要なことだと思っておりますので、私どもとしてはこれには参加してまいりたいというふうに考えております。

なお、確かにおっしゃられるように、集計等については業者さんのほうがやっておりますし、ただそこから塾のほうにデータが漏れているとか、そういうことは私も決してあってはならないことだと思っておりますし、そういうふうにならないようにはしていただきたいと思っております。

それから、副読本の関係でございますが、先ほど申し上げましたが、その使用するかどうかについては、各学校のそれはやっぱり現場の判断に任せたいというように私は思っております。

それから、増築の関係で、備蓄庫の整備については、確かにそういう関係は必要なことだと思っておりますが、今回の南小の増築については、なかなか敷地が限られておまして、増築できるのも今回がもう最後という関係でございますので、敷地に余裕があれば、またそういうことも考えられるかなと思っておりますが、今後、増築等の場合については、町長部局のほうとも相談させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） 学力テストでありますけれども、これは教育現場が子供たちの状況がどういうふうにあるかというのは一番把握していると思うわけで、こうして全国一斉にやって、そしてランクづけをするという、そういうやり方というのはかえって弊害のほうが大きいと、そのように考えるわけで、やはり民主党政権は抽出の検査だということをやっているわけですので、このように参加する義務もないわけですので、ぜひこれは参加しない方向を追求していただきたいと思えます。

また、国のほうでは、2013年、何年間に1回は、悉皆調査と難しい言葉で言うようでありますけれども、全数調査ということで、全体にこれを広げてやろうとしているようでありますけれども、自治体によっては学校のランクづけを発表しろだとか、いろいろなそういうことをやろうとする、大阪などではそんなこともやられているわけですが、それは決して教育上の効果といいますか、よさは、そういう態度にはないというふうに考えるわけで、やはり先ほども言いましたように、テストの点を上げるための対策ばかりに現場が追い回されて、本来の、本当の力をつける、子供たちの成長を促す教育というものがおろそかになると、そういう観点もありますので、これを中止することを再度申し上げたいというふうに思えます。

それから、副読本でありますけれども、現場のその判断に任せたいと、こういうお話でありますけれども、それは教育委員会として教育に、幕別町の教育に責任を持つ教育委員会として、それは配付したりするべきではないと、内容も精査されたと思えますけれども、そういうことも考えて副読本の活用はやめるべきだというふうに思えます。

南小の増築の問題はわかりましたけれども、これからいろいろなところで、学校現場だけでなく、いろいろな整備がされていくと思えますけれども、そのときには、ぜひそうした災害時の備品の備蓄もぜひ考えていただきたいと思います。

といいますのも、やはり一たん事が起きますと、例えば阪神・淡路大震災のときなども、現場に行政の担当者が3日も行かれないというようなことも起こってまいりますので、そうした点では地域と

の連携もとりながら、地域に密着した対策にしてほしいと、そのように思います。

○委員長（中橋友子） 教育の款でありますので、お答え限られると思いますけれども。

○17番（増田武夫） それは、答えはいいです。

○委員長（中橋友子） 前段のほうは、再度答弁をいただきますか。

○17番（増田武夫） はい。

○委員長（中橋友子） それでは、副読本と、学力テストのほうは考え方ですね。

○17番（増田武夫） ええ。

○委員長（中橋友子） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） まず、学力テストの関係でございます。

やはり学校におかれましては、それぞれ児童生徒が今まで学習の中で習った成果、それをある意味科学的にどこまで理解したということをとらえるということは必要なのだろうなというふうに思っています。

国においては、全体的に教育を進めるに当たっては、また国は国の立場でそういうことを科学的なデータとして知りたいということも、そこは理解できるところでございます。

私どもは、毎年毎年質問が同じというはありませんから、その年によっては多分問題がもちろん違いますから、その出たポイントが高い、低いということ、もちろん高いにこしたことはありませんが、状況によっては低くなることも、我が町ばかりに限らず、全国的にはあるのだろうと。そうはいいまして、全国の中ではどういうところにあるかなということも参考としてとらえるということは、これある意味科学的方法の中で大事なことかなというふうに思っております。

ですから、私も、各校長先生には、今回私どもは高かったですけれども、道内的に管内的にも高いことは高かったですけれども、だからといってそれに一喜一憂することなく、淡々とやっぱり学力の向上に向けて頑張ってもらいたいということはお話して、理解も十分もらっているところでございますので、そういうことで今後とも、こういう学力テストについては教育委員会としても参加していきたいというふうには考えてございます。

それから、副読本の話であります。

先日の新聞にも、北海道民の8割の方が原発はないほうがいいというような、道内の世論調査というのでしょうか、そういうのがありました。いろんな声があると思います。副読本においても、そういう副読本の書き方、そうはい言いつつも道民は道民、国民は国民の考え方がいろいろある中でということも押さえながら、いろんな教材として利用していくのが望ましいのかなというふうに思っています。多分学校においても、そういうようなことを判断しながら、使うときにはそういうことになっていくのだろうというふうに想像している、思っているところでございます。

以上です。

○委員長（中橋友子） ほかに質問ある方。

関連、田口委員。

○12番（田口廣之） 今、南小の増築工事ということで計画を出ているのですけれども、ことし、桂町とか、通学区域の中で宅地造成とかいろんなこと行われる中で、今後、南小の児童数の増加の見込みというのは、どのようになっているのですか。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 南小の児童数でございますが、平成23年には当初5月1日現在では前年よりも少なかったのです、519人で、前年より9人少なかったのです。それが、平成24年、新年度には今度551人というふうに、今のところは見込んでいます。23年度より32人、今度9人増加ということになります。

今後なのですが、北栄町の住宅の張りつけが約65%から70%終わっております。今後、まだ30%から35%の張りつけが出てくると。それから、桂町に新たに分譲がほぼ100ございまして、これらを見込んでまいりますと、まず平成25年には560人程度になるのではないかと。

したがって、そのときには普通学級が 18 学級になりますので、これに伴っての増築ということもございます。将来的には、この 560 人から 580 人の間でいくのであろうというふうな予測です。ただ、これは転入されている方がどういう家族構成で来るかというのが全く未知でございますので、場合によっては 600 人、マックスとしては 610 人から 620 人ということも想定はできる、その際にはやっぱり 21 学級程度になる可能性もございます。ただ、恐らくそこまではいかないであろうと、普通学級 18 の範囲以内でいくのではないかと、今、予想しているところでございます。

○委員長（中橋友子） 田口委員。

○12 番（田口廣之） それで、それほど児童がふえるということは、通学路の整備も含めて、そういう安全対策のほうはどうなっていますか。どのように考えておられるか。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 北栄町、西町 2 のほうもそうなのですが、弾力化を図りまして、札内南小学校も選択できるようなことになりまして、たしか 6 号踏切のところ交通安全指導員を配置いたしました。また新しい団地ができると、また新たな通学路も生じてまいりますので、その辺のところはまた町長部局のほうとも相談しながら、安全対策に努めてまいりたいと思っております。

○委員長（中橋友子） ほかに。

関連、谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 今、学校区のことなどご質問が出たところでありましたので、関連として質問させていただきたいというふうに思います。

今議会初日の教育行政執行方針の中で、通学区域の弾力化ということで提案がされていたところがあります。

今お話にありましたように、大きな理由としては、住宅の張りつきによる人数の増、それから自由に選択する制度の中での札内地域でのさまざまな意見等が反映されてきた、そのことは私どももずっと求めてきたわけでありましてけれども、質問の中身は、まずは 2 点、札内の中学校区の見直しですけれども、どのような方向性で今議論が進んでいるのかということが一つであります。

もう一点は、今年度の札内北小の札内東中学校に、また札内中学校にそれぞれ進学される人数についてお答えいただきたいというふうに思います。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） まず、中学校区の通学区域の見直しの関係でございますが、どのような議論が進んでいるかということでございますが、まだ具体的には深い議論には至っていません。ただ、今申し上げました南小校下の児童数の増加に伴いまして、当然として札内中学校の生徒数も増加してまいります。

それから、2 点目との関連が出てきますが、本年度 23 年度、札内北小学校の 6 年生、卒業生は 71 人でございました。そのうち、札内中学校を選択されたのが 51 人、東中学校が 20 人ということで、ほぼ 7 対 3 の割合でございます。この状態で札内中学校を選択してまいりますと、いずれやっぱり札内中学校のほうは、平成 28 年、29 年には、今のところ、推計でございますが、生徒数は 460 人ぐらいになるのではないかと。反対に、札内東中学校は 200 人ぐらいということで、生徒数に大きな差が生じてまいります。このことと、あとそれが教育にどういう影響を与えるかということもこれからも、保護者とか、学校とか、いろんな意見を伺っていかなければならないのだろうというふうに考えております。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 今、ご答弁の中では、北小の卒業生の中では 7 対 3 で札中が多くてということとあわせて、人口増の中では 460 対 200 という、そういうようなことも想定されるというご答弁でありましたですね。

このことによってやはりふえることも予想される学校も、それから減ることが予想される学校も、それぞれ学校運営にとっていろいろと弊害が出てくるのではないかなというふうに思います。今のこ

とで言いますと、今の人数にもしなつたとしたらば、教室のことなのですからけれども、札内中学校など足りなくなるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） これいろいろ推計の方法はあるのですが、今のところ、平成 24 年度には 12 学級でいくのですが、平成 25 年度には 13 学級になって 1 学級ふえます。これについては、今ある施設の中で、普通教室に若干の手直ししてということで対応できるのですが、もしかすると、今申し上げた平成 28 年には 15 学級になる可能性もなきにしもあらずです。

ただ、これは今の段階ではわかりません。要するに、転入者がどのくらい出てくるかという数字の積み上げになりますので、なかなか予測しづらいところがございます。そういうことも見据えながら、中学校区の通学区域については検討していかなければならないだろうと考えております。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 教室の数は足りませんか。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 15 学級になる際には厳しいです、現有の施設では厳しいです。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 教育の機会が均等に与えられるということの中では、1 学級の人数のことについても、やはり学校の規模だけではなく、そういうことに対してもちゃんとした配慮が必要なのではないかなというふうに思います。

まだ検討中であるということでありましてけれども、いつぐらいまでに、その検討の結果が出されるような目安であるか、おおよそのめどをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 例年 10 月に、札内北小学校の 6 年生の児童・保護者対象に弾力化の説明会を行っています。その場で、東中も札中も教頭先生が見えられて、それぞれの学校を PR して、それを見ながら今度子供たちが学校を選択するということなのです。また、そういう場所で保護者のご意見も伺っておりますが、今のところ、その弾力化についてああしてほしい、こうしてほしいという意見はないのです。ただ、こういう今の数字を示すと、やはりいろんなご意見も出てくるのだろうなと思っております。

本年度、新年度の中で、ある程度の意見は集約したいと。ただ、さっき申し上げましたように、生徒数の推移は非常に流動的でございますので、そこ辺のところもちょっと加味しながら、今後検討していかなければならないと考えております。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） その通学区域の変更にあたりましては、札内といっても広いですから、その交通の手段など、この辺でも不平等にならないように、極端なことにならないことを配慮しながらご検討を続けていただきたいということを指摘させていただいて、終わります。

○委員長（中橋友子） 小島委員、関連質問です。

○5 番（小島智恵） 私の、本町で公教育を受けたときには学校選択したりだとかもなかったですし、通学区域できちっと決まっておりましたし、北栄地区についても、南小ではなく、北小に通われていたと思うのです。そういった通学区域の調整によって、その増築を避けられるとかという、そういう考え方はないのか、お尋ねいたします。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 南小学校の増築に限って言えば、北栄地区を弾力化をやめても、平成 25 年度に 18 学級になることは避けられません。

それと、もう一つご意見があるのが、北栄地区等を全部南小校下にしてはどうかというご意見も、以前からあります。ただ、これを行うと、一層南小の狭隘化が進むと。反面、今度北小学校の児童数が減少して、今 2 学級ですが、いずれ 1 学級にならざるを得ないというようなこともございますので、

その辺の弾力化については、特に南小校下については、現状で当面まだいきたいというふうを考えております。

○委員長（中橋友子） ほかにございませんか。

関連、寺林委員。

○2番（寺林俊幸） 今、札内南小の増築の関係でいろいろとご質問ありますけれども、南小の増築に関しましては、急を要する教室確保ということで理解するわけですが、学校の整備に関して1点ご質問したいわけですが、第5期の総合計画の中にもございました学校の整備の中で、糠内小学校が24年度改修予定ということでありましたけれども、今回、この予算にはのってございません。いろんな関係でこういう形になるのだろうということは理解できますけれども、今後の計画について、糠内小の改修の件について、1点お伺いしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 平成22年度末に策定しました3カ年実施計画の中におきましては、委員ご指摘のとおり、平成24年度には糠内小学校特別校舎、西側校舎の大規模改修を掲載しておりまして、私どももその予定でおりました。

ただ、今申し上げました南小の増築関係の事業が、私どもの見通しが甘かったということは、これ否めない事実でございます。南小の校下、保護者、先生方に大変ご迷惑をかけたというふうに思っています。早急に、できるだけ早い段階で、25年度に私どもはぜひともやりたいというふうに考えておりますが、限られた財源の中でということもご了解いただけたらなと思います。

○委員長（中橋友子） 寺林委員。

○2番（寺林俊幸） 糠内小学校の改修について、25年度めどで、予算のある中での検討をしていきたいということで理解はいたしましたけれども、今まで南小を含めて増築問題の中で意見が出ているわけですが、やはりこういう学校整備については、児童数の把握も当然なことながら、やはり計画的に学校を整備していただきたいと。なかなか宅地開発等、難しい面もあるかと思っておりますけれども、やはり子供たちの学業のためにしっかりとした整備を整えていただくためにも、計画の中でしっかりとしたものが必要ではないかなというふうに考えるのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 先ほど、課長のほうからも答弁もありましたように、糠内小学校、当初3カ年計画にのっておりましたけれども、今回このような事態になりました。

南小学校におきましては、確かに宅地造成が、かつては、特に北栄町団地におきましては、当初はそれほどの住宅の張りつき、売れる状況というのがそんなに高くはなかったと思いましたが、かちまいさんの住宅の展示場ができてから急激に伸びたというところもありました。そういうわけで、その辺の見通しがちょっと甘かったというところも反省しているところであります。本来であれば、3カ年計画の3カ年でなくても、その後の後年次の中に位置づけをしておくべきものだったのだろうなというふうに思っております。

今後におきましても、今、委員ご指摘のありましたことを踏まえまして、計画的に、もっと慎重に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（中橋友子） 寺林委員。

○2番（寺林俊幸） 今、しっかりとした計画の中で今後進めていただくとようなご返答いただきましたけれども、やはり子供たちの、児童数の推移というのは、やはり通学問題だとか、いろんな関係で把握を誤ると支障を来すというふうに考えますので、今後は、その点しっかりとした中で取り組んでいただければというふうに申し添えまして、終わります。

○委員長（中橋友子） ほかにございませんか。

関連、成田委員。

○14 番（成田年雄） 今の改築に当たり、大体 1 学級何人を対象にした、ふやすとかふやさないとかというのをちょっと伺いたいのですが。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 見込みとして、平成 23 年度に、小学校 1 年生が 35 人学級になりました。平成 24 年度は、法改正は伴わないものの、加配措置ということで、小学校 2 年生までが 35 人学級になっております。したがって、それ以降、1 年ずつ 35 人学級が拡大していくであろうという想定のもとで学級数を算出しております。

○委員長（中橋友子） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 今、幕小あたりは 20 人学級かな、何か随分弊害があるのだけれども、逆に 35 人、40 人未満であれば、1 学級でもいいのではないかと思うのだけれども。

それと、今、学級 10 人足らずの学校がたくさんありますよね、学級別に。そういうところの統合というのは考えられているのかどうか、伺います。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 1 学級の人数については法律で定められておまして、35 人を上限というのが今、小学校 1 年生、来年からは小学校 2 年生が 35 人上限ということでございます。ちなみに、36 人になれば 18 人ずつの 2 学級というようなこととなりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、10 人以下の学校の統廃合の関係でございますが、学校の統廃合につきましては、以前は、確かに今委員おっしゃるように、2 学級以下とか 10 人以下になった場合には統廃合の対象とするというような教育委員会の方向性がございましたが、これについては見直しをしまして、2 学級以下においても、保護者や地域の要望がない限り、教育委員会のほうからはそういう一定の基準というのを取り払っているところでございます。

○委員長（中橋友子） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 最後に、減らすときは難しそうだけれども、間口を広げるのは、一人でも多ければ二つに分けるとか、何かそれちょっと違うのではないかなと思うのだけれども。経費率からいったら本当何か全然経費かかって、教育職員が随分多くなるのではないかなと思うのだけれども、35 人に満たない、また 10 人以下の学校というのも、そろそろ考えていかなければいけないのではないかなと。確かに地域の要望もあって、なかなか統廃合というわけにはいかないのだろうけれども、それをやっぱりみずから、幕別町教育委員会としてやらなければいけないことではないかなと思うのですけれども、答弁は要りませんけれども、その旨考えてもらえれば。

○委員長（中橋友子） ほかにございませんか。

野原委員。

○16 番（野原恵子） 2 点についてお伺いいたします。

1 点は、140 ページ、2 目事務局費、19 節負担金補助及び交付金、12 の幕別高等学校教育振興会補助金のところで質問をいたします。

2 点目は、162 ページの 5 目郷土館、19 節負担金補助及び交付金、6 文化財保存補助金、この 2 点についてお伺いいたします。

1 点目の幕別高校のこの教育振興補助金の関係なのですが、2013 年度から幕別高校に中札内高等養護学校の分校・分教室が開設されるといたしまして、今、校舎の整備改修が行われていると聞いております。こういう中で、やはり今の普通高校、幕別高校と中札内のこの子供たち、そういうところの校舎を使用する場合に、お互いの高校に不都合が起きないように手だてを講じながら改修工事が行われていると思うのですけれども、こういう中で保護者の中から、本当にその改修が子供たちの立場に立ち、教職員の立場に立った改修がされているのかという不安の声が聞かれております。

そういう点での、不都合が生じないような、今、改修が行われているのかどうか、その点と、あと給食サービスなのですが、この予算書から見ますと増額されておりますので、そういうところの給食サービス、高等養護学校には給食の配食がされると思うのですけれども、普通高校の子供たちの配食

はどのようにこれから今後されていくのか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

それと、郷土館なのですが、今、ふるさと館は昭和54年にオープンいたしまして、建物は昭和47年にボウリング場が改修されて建てられておりますので、既に41年になっております。そして、そのふるさと館なのですが、先般、総務文教常任委員会で視察に行ったのですが、その中と、ふるさと館の整備というのは、本当に史料としては幕別のなりわい、そういうところが自然環境、それから人的、人がどのようにしてこの幕別をつくってきたのか、そういうところですか非常によくわかるようになっているのですが、建物自体が大変古くなりまして、それで本当にこれは先代の人たちがつくってきた、そういうものが、今生きている私たち、それからこれからの人たちにしっかりと伝えていくということが非常に大事だと思うのです。

そういう中で、きまり小屋という、その当時使われていたものがそのまま展示されております。これは、大きな教育的なものありますし、文化財産でもあると思うのです。そういうものをしっかりと保存していくことが大事だというふうに痛切に感じました。

あわせて、考古館なのですが、これも大変古い施設になりまして、昭和34年に建設されて、築54年たっております。これは、アイヌの方々が自分たちの歴史をしっかりと残したいということで、私財をなげうってつくったということもありますし、それから20年前に一度盗難にも遭ってまして、本当にいつ盗難に遭ってもいいような状況、そういうような建物が古くて、そういう状況に見受けられました。

両方とも耐震強化もされていないということで、災害があったときに、先代の人たちが残されたこういう大切な文化遺産がなくなってしまう、そういう可能性もありまして、長期の展望に立った見通しを持った改築にしていくのか、建てかえていくのか、そういうことが必要ではないかと思いますが、この2点についてお伺いをいたします。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） ご質問の1点目の幕別高校への中札内高等養護学校の分校・分教室の開設に伴っての改築工事についてでございます。

お互いに、普通高校に在籍する生徒との摩擦というか、あつれきというか、そういうものをご心配しての保護者からのお声だと思うのですが、整備面においてそのようなことが生じるということはまずないものかなと思っています。実際、そういう学校視察してきた先生の話聞いても、まずそういうことを心配する必要はないと、心配する必要はないとか、そういう対策をとっていたから普通高校の生徒も支援学校の生徒もそれなりにきちんとやっているのだろうとは思っています。ただ、保護者の方からそういう声があるのであれば、私どもも聞いて、道教委のほうに要望してまいりたいと考えております。

それから、2点目の給食の配食の関係でございます。

今のところ、支援学級または分校の生徒への給食については、私のほうから配食するというところで調整をしているところでございます。

ただ、幕別高校の生徒の分までといいますと、今の給食センターの能力からでは賄い切れませんので、その点については配食できないということになっております。

以上です。

○委員長（中橋友子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 野原委員のご指摘のとおり、ふるさと館、考古館につきましては、建てた年度も古く、相当老朽化しているような現状であるということも、私どもも認識しております。

その中で補修をしながら使っているわけなのですが、それぞれ館の持っている性格というのは違いますので、それらを含めた中で、今後どのような形にしていっていいのか、改築をしていいのか、それとも二つの施設を集約して新しい施設をつくっていいのかと色々な考えを、今、教育委員会のほうで考えております。

それで、早ければ、ことしの3カ年の中で、どのような形にしていっていいのかということ計画を

立てて、提出していききたいなというふうに考えております。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○16番（野原恵子） 幕別高校の配食サービスの件なのですけれども、今、幕別高校の子供たちの中にも、お昼、お弁当をなかなか十分に食べられない、きちっと昼食を保障されない、そういう家庭の子供たちも中にはいまして、一方ではお昼に給食サービスを受けられますから、例えばにおいですとかそういうものも伝わってきますよね、学校でお昼を食べるのですから。そうしますと、一方ではお弁当をきちっと用意できる家庭、そういうことでは確かに余り差し支えはないのでしょうかけれども、家庭の事情によってはそういうような子供たちも中にある、教職員の中からもそういう心配の声も聞かれているところです。

ですから、そういう点では幕別高校の子供たちも同じように配食サービスを受けるということが、これは大変分断を生まないということでは大事なことだと思うのです。これは、道立高校ですから、町で責任を持つ、そういうことではないと思うのですけれども、一方では配食サービス、一方ではなかなかお昼を十分に食べられない、そういう側面があるということです。

こういう中では、上士幌高校では小中学校の給食センターから配食されているのですね。そういう高校も全道で二つあると聞いております。

そういう中では、一方では配食サービスを受けているわけですから、そういう手だてを幕別でも、幕別高校の生徒にもきちっと手だてを講じていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 今、野原委員おっしゃったように、それは本当に私どもも希望するところではございますが、いかんせん給食センターの調理能力がございません。

もしこれを幕別高校まで広げるということになると、相当の予算がかかると。なおかつその予算は道のほうで持つということになりますので、私どもの意思だけではどうにもならないというところがあることをご理解いただきたいと思います。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○16番（野原恵子） 確かに道立高校だということ踏まえて質問をしているのですが、上士幌とか、そういうところでどうしてこういうふうにして、道立高校でありながら町の配食サービスを提供している、そこもしっかり考えていくことが一つの検討材料だと思います。

それで、子供の食数が、幕別の給食センターでは幕別高校の子供たちの人数が多くてサービスできないということであれば、何らかの方法でそれを講じていくことができないのかどうか、その点も考えながら、同じような給食サービスを行うということが、お互いにこれから学校運営していく中で、子供たちの間で摩擦が起きていく一つの要因でもあると思うのですね。ですから、そういう点も、道教委と相談しながら手だてを講じていくことが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 給食サービスのことについてでございますが、今まで本町におきましては、保育所あるいは幼稚園の、今の給食センターの3,000食の中の余剰能力といたしまして、それを活用してこれまでもサービスの提供、拡充に努めてきたところでありまして、管内的にも、そういう意味では、ある意味先進的な取り組みの一つではないかなというふうに思っております。

本来であれば、特別支援学校あるいは幕別高校、同じ建物の中に入りますから、そういう給食サービスを提供するというのであれば、道としてやってほしいというのは、一括してやってほしいというのは私たちの願いではありますが、とはいえいろんな諸事情の中で、中札内高等学校では今まで全寮制で、皆さんそこでご飯を、給食も食べられたと、そういうことからしても、こちらに移ってきてそのサービスを提供したいという思いを、私たちの今の給食センターの余剰の能力からするとできるということもありまして、そういうようなことも今、対応を考えていきたいというところがございます。

今、委員おっしゃいました、その道の施策としてそういうことは本来あるべきかなというふうには思っております。機会をとらえながら、そういうことについてはまた申し入れるなどしてみたいなというふうに思っております。ただ、厳しい財政にあることもまた、片や道の話ですが、その辺もご理解いただければなというふうに思っております。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○16番（野原恵子） 確かに道教委との関連しながら進めていくことではあると思うのですが、やはり心配されるのは、実際に高校に通っている子供たちの間に、どのような摩擦がこれから起きてくるのか、そういうところ、非常に大きな不安を感じるころなのです。

両方、性格の違う高校が同じ校舎の中で教育を受けていくわけですから、そういうところで弊害は一つでも取り除いていく、そういう姿勢が二つの高校が共存して運営していける、そういうことになると思いますので、このところはやはりきっちりと連携をとりながら、幕別高校の子供たちにもきちっとそういうサービスを行っていく、その視点を外さないで対処していただきたいと思えます。

また、ふるさと館と考古館の問題でもありますけれども、この本当に二つの資料館、考古館とふるさと館、この二つは内容を見ても共通する部分があります。ですから、このところは、今の小中高、子供たちもそこに行って学んでいると思います。あと、高校生にもそういう学ぶ機会をしっかりと持ってもらいたいということも大事だと思いますし、今、幕別町に住んでいる人たちにもしっかりとそれを伝えていくこと、それからあそこにホテルもありますから、観光の一つのスポットにもなると思います。そういう点では、アイヌの人たちがこの土地を開いて、そしてこの町が発展してきたのだということをしかり後世に残していくためにも、きちっとした郷土館、そういうふうにして進めていくことが大事だと思います。

それで、今、本当に、考古館なのですけれども、大変古くて、保存もきちっとしていかなければ長もちしていかない、保存がしっかりしてされていかないのではないかとこの心配がありますので、早急な手だても必要ではないかと思えます。

そういう点で、これから3カ年の計画の中でどう進めていくかということ、今お答えいただいたのですが、方向性としてはどのぐらいの規模で、どのぐらいの年数でめどをつけていこうと考えているのか、給食サービスの件、お答えいただかなかったものですから、あわせてお答えをいただきたいと思えます。

○委員長（中橋友子） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 給食サービスのことについてご回答させていただきます。

先ほど、課長が言いましたように、現有、現在の能力の中では、これ以上、幕別高校の生徒さんも含めて対応するということが難しいということについてはご理解いただきたいと思います。

なお、先ほど申しましたように、本来として、もしやるのであれば、特別支援学校、そして幕別高校も一体としてやるというのが望ましいのかと思えます。その辺、道の厳しい財政状況にはあるのでしょうけれども、機会をとらえながら、その辺については申し入れをしたいというふうに思っております。

○委員長（中橋友子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） ただいま申しました規模ですとか年数については、まだ検討している最中でございまして、まだ具体的なものができておりませんので、ご了解願いたいと思えます。

○委員長（中橋友子） 関連ですか。田口委員。

○12番（田口廣之） 今、考古館の話出ていたのですけれども、来年度から民泊事業の高校生とか、修学旅行生の受け入れを始めるというお考えのようなのですけれども、僕たちも、幕別町に来てどこを案内しようか、案内というか、幕別町の郷土の案内、ナウマン象記念館とか、ふるさと館、考古館とか連れていくのですけれども、展示も、考古館、今ではもうできないような貴重な織物ですとか、そういうのを展示されていますし、やっぱりセキュリティ面でも少し不備があるのではないかと思えます。

す。

それともう一つ、考古館のトイレ、大阪のほうから来た子供たち、ちょっと入って驚くようなトイレの設備なのですね。早急に合併浄化槽なり、もう少し整備、早急にしていただきたいのですけれども、その部分だけでもどうでしょうか。

○委員長（中橋友子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） セキュリティーの関係につきましては、今、機械警備ですか、それを入れておりますので、十分対応しているのかなというふうに思っております。

また、トイレ等につきましては、その建物できた当時のままという形で、古いというのは認識はしております。ただ、トイレだけ改修してもどうかという形もあるものですから、現在、そこら辺も含めて検討しているというところでございます。

○委員長（中橋友子） 田口委員。

○12番（田口廣之） 3年計画とか、計画が持たれているようなのですけれども、一遍にやるとやっぱり財政面も大変だと思いますので、できればトイレからでも手をつけていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○委員長（中橋友子） トイレだけでも手をつけてくださいと。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 田口委員さんご指摘の点も十分了解しておりますので、検討していきたいというふうに思っています。

○委員長（中橋友子） まだ質問を予定されている方、たくさんいらっしゃいますね。

ここで休憩に入らせていただきます。10分間休憩いたします。11時10分までといたします。

11:00 休憩

11:10 再開

○委員長（中橋友子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

小川委員。

○1番（小川純文） 目節ではなのですけれども、ちょっと総体的なことでお聞きしたいのですけれども、子供たちの通学の中での通学路の安全対策の関係なのですけれども、今までも子ども100番、それと子どもパトロール、また通学路安全マップ等々対策をされているように思うところなのですけれども、子ども110番、パトロールについても大分慣例化してきている中で、これから雪解けて、新学期、だんだん暖かくなってよく出歩くことが、やっぱりその不審者とかそういう問題が、特に朝の通学よりも夕方の、中学生等々の部活の夕暮れの帰宅時が結構そういう問題が発生している傾向にございます。

そんな中で、110番、子どもパトロールの関係も、皆さんボランティアでご協力をいただいているのですけれども、より一度そこら辺の子供の通学体制の中での安全確保という点について、教育委員会のお考えがあればお聞きしたいと思うのですけれども。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 通学路の子供たちの安全確保という観点でございます。

新聞等でも時々報道されておりますが、確かに帯広支部等においてはそういう不審者の出没が大変多くなっている、また新聞に出ていない不審者の出没も、私の教育委員会のほうには情報として入ってきております。特に帯広支部だけでなく、札内地域においても、そういうふうな不審者の出没、また使用済み注射器の学校の近辺の不法投棄等、特に札内地区においては、そういう都市型の事件・事故が発生している状況にございます。

委員ご指摘のとおり、子供たちの安全をどう確保するかという観点でございますが、今、私ども考

えているのは、特別支援教育支援員の職務に、一つ児童生徒の健康及び安心・安全確保ということを職務に入れて、これらの方々に必要に応じて校下のパトロール等を実施してもらうことはどうだろうかということ、今、そういう準備を進めているところでございます。

あわせて、そういう既存の子ども 110 番とか、パトロールとか、安全マップ等も活用して、いま一つそういうパトロールのほうを強化するような形をとって、子供たちの安心・安全を確保していきたいというふうに考えております。

○委員長（中橋友子） 小川委員。

○1 番（小川純文） 今、パトロール員の配置を考えておるといことのお話をいただきましたけれども、それはどのような人員、人数とか、あと特に夕方だとか、そういう勤務体制というか、それに従事体制のほうも、若干もう少し詳しくご説明願いたいと思います。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 現在、準備を進めているという段階でして、余り詳細にはまだ決めておりません。

今後、4月上旬に向けてということ考えていますけれども、ただ勤務としてはやはり午後から夕方にかけてということが大事なのだろうと思っています。

また、人員については、1 人の方を任用してもなかなか都合のほうもあるだろうから、3 人ないし 4 人の方を順番で、毎日のそういうパトロールの業務に当たる、そういう方向性がいいたろうというように考えています。

また、通学路、札内地区重点ということになるのですが、場合によってはそういう事件・事故の抑止という観点からも、場合によっては幕別地区のそういうパトロールもしなければならぬだろうという、そういうふうに考えております。

○委員長（中橋友子） 小川委員。

○1 番（小川純文） 今まで、子ども 110 番だとか、子どもパトロールというのはオープンな形でやっ  
てきていると思いますけれども、そういう形で安全保安員的なパトロールをしていただけるとい  
ことであれば、逆に今度オープンでなくて、そういう人がもう常時巡回しているよという、こ  
ういう PR が逆に抑止をするのではないか。私やっていますというのでは逆に、わかりやすく  
て逆にだめだと思  
うので、やっぱりそれが常時パトロールするような体制と、そういう PR をすることが逆に抑止に  
つな  
がるのではないかなと思いますので、また今後より一層検討して、いい方向に進めていただ  
きたい  
と思います。

以上です。

○委員長（中橋友子） 岡本委員。

○6 番（岡本眞利子） ただいまの小川議員の関連なのですけれども、子ども 110 番の件な  
のですけれども、我が町では子ども 110 番の旗が非常にみずばらしいのですよね、ほかの町に  
比べましたら。そういう点、特にこれから春ですので、もう少しきちっと子供たちが、こ  
こ、何かあったらそこに駆け  
つけることができるというように目印として、春ということもありますので、きちっとそ  
うい  
う点も変えるべきではないかと思  
いますけれども、どのようにお考えになっているのか、お聞きしたいとい  
うことと、それで一回切ります。

○委員長（中橋友子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） この子どもの 100 番の家につきましては、平成 13 年、平成 15 年、それ  
ぞれ全国的に実施して、平成 20 年にまた全国的な見直しという形をやっております。その  
ときに、古  
い旗があれば、申し出願って交換するというような形をやっております。その後、順次、古  
くな  
った旗については申し出をいただいて交換はしてきています。

ただ、そうは言っても、今、岡本委員さんがご指摘のように、かなり古いのもまだ飾ってあるとい  
う状態ですので、平成 24 年に、この平成 15 年のときに担当を置きました児童生徒健全育成推  
進委員  
会のほうで、もう一度全国的に調査をしていただくと、そして古いものについては新しいものに取り

かえていくと、そのような作業を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（中橋友子） ほかにございますか。

藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 159ページの3目保健体育費、19節負担金補助及び交付金、細目5の体育連盟振興補助金178万円についてと、もう一点、細目8の日本ハムファイターズイースタンリーグ公式戦実行委員会補助金370万円について、2点について質問をいたします。

まず、細目5の体育連盟振興補助金ですけれども、資料の町勢要覧の2010年の資料には、スポーツの団体数と会員数は、忠類村と合併した平成18年で団体数32団体、3,113人という会員数、この数字もこれ会員数なのか、これ競技人口なのか、ちょっと不明なのですけれども。それで、平成21年には33団体の4,172人、この会員数もちょっと、会員数なのか競技人口なのかちょっとわからないのですけれども、ふえているわけです。21年以降の団体数と会員数をお知らせいただきたいのですけれども。

それと、体育連盟にぼんと178万円上がって、それから各団体に分配するという形だと思うのですけれども、各団体によって上下はあるものの、これ団体数でならして割ると1団体、大体四、五万円ぐらいの補助金だと思うのです。体育連盟の本部自体も予算をとらないといけないわけですから、そう考えるともう少し金額は下がっていくと思うのです。これ平成18年から21年に会員数がふえていると、競技人口もこれ、競技人口だとするとこれ競技人口もふえていると。

しかし、この予算は、ちょっと聞いた話によりますと、何年かで段階的に予算を削っていった経緯があるというふうに記憶しているのですけれども、その辺のスポーツ団体に対する補助金の金額、これは少ないのではないかとこのところで答弁願いたいと思います。

○委員長（中橋友子） ⑧のほうの質問は。

○4番（藤谷謹至） 後で。

○委員長（中橋友子） 済みません。一括質問なのです。

○4番（藤谷謹至） 不なれなもので、済みません。

次の日本ハムファイターズの関係なのですけれども、幕別町に来るということで大変喜ばしいことだと思っています。

実行委員会のメンバー構成というのはどのような体制なのか、またこれ360万円の経費の内訳はどういうふうなものなのか。

当然これ町民が多く見学というか、野球場に来場すると思うのですけれども、当然、野球少年団とか子供に対しては助成あるいは無料だというふうに期待しているのですけれども、一般の町民に対して助成は考えているのかどうか。

それと、この日本ファイターズ、イースタンでありますけれども、それが来ることによってかなりの人数の集客が期待されます。その中で、経済効果として、商工会と飲食店とか、その辺の連携はどういうふうに考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（中橋友子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 体育連盟の団体数ということなのですけれども、平成21年で言いますと、これは24団体1支部という形になっています。そして、22年も同じく、24団体1支部、そして23年も同じく、24団体1支部という形になっています。その1支部は忠類なのですけれども、これは8団体ございます。支部制をとっておりますので、そういう形になっております。

それで、会員数の関係なのですが、これは先ほど藤谷委員がおっしゃったのは、競技人口という形になっているかなと思いますけれども、会員数で言いますと、21年度が2,017人、そして22年度が1,659人、そして23年度が1,620人という形になっております。

それで、分配金のことにつきましては、体連の事務局のほうでそれぞれの団体の決算状況、それを確認した中で均等割と人数割という形で決めております。その中では、特別その団体で財政がちょっときゅうきゅうしているというような状態は伺っていないというふうに聞いております。幾らかの剰

余金は余しているところがほとんどかなというふうを考えております。

ただ、何か大会をやりたい、そして事務局のほうでも何か体連のほうの周年事業でも大きな大会をやりたいというようなことについては、体連のほうの事務局のほうにも、そういうときには常に相談をしてくださいというような形で申し上げているものでございます。

そして次、2番目の日本ハムファイターズの関係なのですが、実行委員会の構成につきましては、まだ団体、思案しているところなのですが、先ほど言っています商工会、そして体連、少年団、そして役場の職員を集めた形で、実行委員会を組織していったらいいかなというふうを考えております。そういう面で、商工会のほうとは、そういう物品、飲食の、夏の暑い時期ですので、そういうものがかなり売れることが予想されますので、そこら辺は商工会のほうとも十分連携をとっていきなというふうを考えております。

また、入場料金のことについては、これについては、まず町外者と町内者を差別化してということについては、チケットを売る箇所が幕別町だけという形ではありません。当然帯広市ですとか、場合によっては近隣町村という形も考えられますので、そこら辺の区別をするというのがちょっと難しいのかなというふうには考えております。

また、少年団を中心にして、野球を続けている子供たちに低料金で見せてあげたいということについては、何らかの方法を今考えているところでございます。

それで、補助金の内訳なのですが、選手のお弁当ですとか、当然トイレが少ないですので、そのリース料ですとか、場合によって警備員を外に委託するというのも考えられますので、その警備委託料、それとかベンチなのですが、今、コンクリートや鉄さくがむき出しになっているのですが、それを直してくれと、ソフトのゴム、やわらかいゴムやなんかで直していただきたいという形で、日本ハムのほうから言われておりますので、そういう経費、またあとマウンドも、今現在、練習用のマウンドは1マウンドなのですが、これを2人投げられるような、練習で投げることができるような形で検討してはどうかという形でも言われております。

○委員長（中橋友子） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） まず、体連の補助金の関係ですけれども、数字を聞いたところ、これ減少しているということで、これ減少しているというのですけれども、幕別町の町勢要覧のデータによると、これ全然そんなデータが載っていないのですよ。ですから、それが町のデータとするとお粗末過ぎるかなと。これはもう、こういうデータはしっかりきちんとした正確なものにしていきたいと思えます。

減っているということなのですが、体育連盟のこの役員さん、会長が交代したというふうには聞いているのですが、決める際にも何かやっぱりある程度ずっと長年貢献されてきた方々が多くて、会長の交代にもなかなかスムーズにいかなかったという部分も聞いています。町の体育振興にかかわる部分で、ある程度そういう団体にも高齢化というか、そういうことになっている状況かなというふうにも考えられます。その中で、だんだんこの補助金が減らされてきたと。

課長の話では、困ったような話は聞かなくて、内部留保というのもあるのではないかという話でしたが、この割り返してみた1団体3万円とか、5万円ぐらいのきつきつとした予算の中で残すというのは大変な苦労だと思いますし、それで新しい事業を始めるとき、例えば忠類ですとスキー大会を、大きいのを持ってきたのだと。そういうときに委員会に相談を多分しているのだと思うのですが、なかなか予算が追いつかないと。一つスキー大会を持ってくると、やはり100人規模、あるいは役人さんたちで150人とか、そういう規模になると思うのですが、委員会としてそういう大会とか、ある程度新しい事業をやりやすくするような体連の体制づくりというか、例えばスポーツ振興のほう、基金をつくるとか、何かいつでもそういう、新たに大会を誘致したりするときいつでも引き出せるような体制にはならないものかと。

スポーツ団体それぞれ、いろいろ時期がありますから、例えば野球だと7月と。そうすると、新しく大会を持ってくるには、前年の7月以前ですよ。そうすると、スポーツ団体によっていろいろ予

算の引っ張ってくる時期が、それぞれタイミングが違ふと。その中で、やはりスポーツ振興というのは、地域の経済活性化にもつながるわけですから、そういう意味で何か柔軟的にスポーツを、幕別町は振興しているぞという形をとっていただきたい、オリンピック選手3人も出している町です、その辺はいかがか。

○委員長（中橋友子） 一括ですので、ファイターズのほうはいいですか。

○4番（藤谷謹至） ファイターズのほう。

ファイターズのほう、これちょっとお粗末というか、実行委員会の形が全然見えていないうちに予算をつけるというのも、これいかなものかと思うのですけれども、やはりもうある程度細かくこうやって決めていきませんか、もうすぐのこれ話ですよ。

それで、予算計上350万円、その中でマウンドづくりとか、ベンチとか、ハード部分でこれだけの予算ですから、先ほど私言った子供たちの野球観戦に助成するとか、町民にはある程度割引するとか、その辺にちょっとお金を使っていたらいいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 新しい事業を実施したいということで、スキー連盟のことを具体的に挙げられているわけなのですが、スキー連盟のほうから直接話があったということはないのですけれども、それらを含めまして、特別にこういうものをやりたいのだけれども、どうだろうかという具体的な相談を、残念ながらちょっと今のところ受けたことはございません。

そして、基金をつくったらどうかという形なのですが、これは補助金ではそういう基金をつくるためのものではございませんので、別な形でという形になるかと思っておりますけれども、とりあえずかなり財政的にはもう厳しい中で皆さんやっておられますので、そこら辺は各団体のほうにはご理解願いたいなというふうに思っております。

そして、日本ハムファイターズの関係なのですが、これについても、大体予算立てというのは、細かいところはある程度はできているのですけれども、やはりそのときに動いていただくためには、当日動いていただけるためにかなり人手が必要になってくるという形に考えております。そのような形で、各それぞれ実行委員会をつくりましてやっていきたいというふうに考えているものでございます。

○委員長（中橋友子） ハード面だけではなくて、ソフト面の支援とか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） ですから、割引のことは、先ほども言いましたように、町民とほかの住民をどうやって差別するかについては、ちょっと難しいものがありますので、その辺はどうかと。ほかの町村の実例も見てみましても、そのようなことで差別化している例は、私の調べている限りありません。

そうしたら、先ほども言いましたように、子供たちなんかについては、特に野球をやっている少年たちについては低額な形で考えていく、場合によっては無料招待ということもあるかもしれませんけれども、それも考えていきたいなというふうに思っております。

○委員長（中橋友子） データが違ふという点でのお答えはありますか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） そのデータの違ふ、多分競技者数と会員数の違ふではないのかなというふうに思っております。

今後、その数字のデータを載せるときは、きちんと精査しまして、きちっとした数字を載せていきたいなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 先ほどのスキーの話は、例えばという意味で言ったつもりだったので、それぞれ体育連盟の中で、先ほど言ったように、何かやりたいな、スポーツやった後は必ず汗をかけた後一杯やるわけですから、町内にもある程度経済効果というのはかなり生まれると思うのです。そ

の部分では、体育連盟の補助金をもうちょっと手厚くしていただきたいと思います。

日本ハムファイターズがせっかく来るわけなのですけれども、せっかく夢のある話なので、何かお金の使い方も、町民に日本ハムファイターズが来て、北海道のチームで、町民としても応援してあげようよというような何か夢のあるものに実行委員会で考えていただいて、実りあるものにしていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○委員長（中橋友子） 関連ですね、前川委員。

○13番（前川雅志） 日本ハムファイターズの関係で、関連してお伺いをしたいと思います。

先ほどの説明で、補助金の使い方というか、そういったところで少し理解ができませんので、もう一度説明をいただきたいということと、開催に係る経費とチケットの収入、その足りない分が補助金なのかと理解しながら見ていたのですが、そこら辺についての詳しい説明をいただきたいと思います。

あともう一つは、町民皆さんが野球好きとも限りませんので、他のスポーツを一生懸命やられる方もいる中で、なぜこの日ハムの観戦に関してこの少くない予算をつけたのか、選定された理由についてもあわせて伺いたいと思います。

○委員長（中橋友子） 若干休憩いたします。

11:37 休憩

11:40 再開

○委員長（中橋友子） 休憩前に引き続き、再開いたします。

詳しい数字の資料はただいま準備しておりますので、お待ちください。

競技開催の考え方について、町長のほうからお答えをいただきます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今回、日本ハムファイターズのイースタンを幕別町で開催していただきたいということで、町として、教育委員会として申し込みをさせていただきました。

実は、このイベントは、昨年、日本ハムファイターズが道民の球団であるというようなことで、イースタンを北海道内3カ所で実施をしたいということで希望町村の取りまとめがありました。私どもとしては、その希望に乗って何とか我が町で開催していただきたい。いわゆる日本ハムファイターズがもう10年目ですか、12年目ですかね、北海道へ来て。それだけに北海道にも馴染みがあり、さらに北海道の球団としてこれからも頑張っていきたいというようなことで、イースタンリーグの道内というようなことで、残念ながら、去年は、手を挙げたのですけれども、外れてしまいました。

そんなことで、私自身は、お金も確かにかかりますけれども、何といたっても子供たちに生の野球を見せてあげたい、できれば、これからまた実行委員会でお話しなされると思いますけれども、子供たちを中心にしながら野球教室の実施と、それと実際のゲームを見せていただければ、大変これからの子供たちの、野球少年のみならず、いろんな面で子供たちに励みになるのではないかと、そんな思いで今回、日本ハムファイターズのイースタン戦を唯一手を挙げてお招きをしたところであります。

○委員長（中橋友子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 大変申しわけございませんでした。

事業規模、大体810万円程度に考えております。それで、チケットの売上げが大体370万円、そして町の補助が370万円、そしてそのほか、広域関係のほうから補助金が30万円程度、そして日ハムのほうからチケットの売った代金の10%が入るような形になっているということでございます。

それで、支出のほうにつきましては、一番大きいのが、日本ハムのほうに事前に払う契約金とございますか、そういうのが400万円、そして先ほど言いました食糧費が大体50万円、そして宣伝広告費が60万円、そして先ほど言いましたように施設整備費として150万円、あと消耗品費で50万円、その

他ポスターの印刷製本費で20万円、そしてあと作業員の賃金等で、その他駐車場の借上料だとか、場合によってはシャトルバスということも考えられますので、その借上料が、含めまして大体100万円程度と、そういうような形でなっておるものでございます。若干そういう形になっております。

○委員長（中橋友子） 前川委員。

○13番（前川雅志） 開催の理由というか、そういったところはわかりましたし、サッカー協会、私やっているのですけれども、幕別の小学校、中学校見ても、もう野球少年団と野球部しかなくなりましたので、町内的には野球の熱が非常に高いのだなというふうに思っていますので、あと野球教室も行っていただけというお話でありました。そういったところで、町内の子供たちが夢を持って野球を見て学んでいただける場になることを期待したいと思います。

予算の内訳なのですが、設備投資の部分につきまして、ここで実行委員会に入れるよりも、その他の公園管理等々で上げていただいたほうがわかりやすかったのかなというふうに感じるのと、あとそのチケットの販売が、たくさん売れたときと売れなかったときということが想定されますが、予算が余ったときとはどのような扱いをするかということと、もし足りなくなったときにどのようなまた扱いをされていくのか、その考え方を伺いたいと思います。

○委員長（中橋友子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 予算が余ったときという形なのですが、そういうような形ができれば本当に望ましいなというふうに考えているのですけれども、それらはやっぱりうちのほうの野球場の施設に足りないものを補足するだとか、または各少年団のほうにボールだとかそういうのを提供すると、そういうようなことも考えられるのかなというふうに思っております。

そして、予算が足りなくなったときということなども、極力そういうことがないように、考えたくはないのですけれども、何らかの形でチケットを売り上げていくというような形を考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○委員長（中橋友子） 整備費の組み込み方については、整備費は別なところに組むべきではなかったかということについては。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） その整備費につきましては、そのようなことも考えられたのかなというふうには思っておりますけれども、一応こういう形で整備費という形で、ほかのところも一応こういう形で、町村もこういう形でやっておられたものですから、そういう形でちょっと倣って出したという形になっております。

○委員長（中橋友子） 前川委員。

○13番（前川雅志） 予算の足りなかったり余ったりということなのですが、補助金を出す事業でありますので、私のとらえ方としては、余った場合には執行残、足りない場合にはごめんなさいして補正をかける、こういった扱いになってくるのではないかなと思うのですが。これ余るとほかのものに使っていくと、それはそれでまた別の事業の中で考えていただくことであって、正しくは、余れば返すと、足りなければ町が補償すると、そういう考え方ではないでしょうか。

○委員長（中橋友子） 若干休憩いたします。

11:46 休憩

11:47 再開

○委員長（中橋友子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） ただいまの課長のほうからはいろいろ熱い思いを言ったのかと思いますけれども、本来、当初概算払いでお支払いいたしまして、いろいろ経費かかった後、精算していくということであります。

ですから、余ったものにつきましては、委員ご指摘のとおり、それ以上のものはないというふうに思っております。そういうことで、訂正させて、答弁とさせていただきます。

○委員長（中橋友子） 訂正をするということでよろしいですか。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 日本ハム球団のイースタンリーグ誘致に関しましては、本当に多くの子供たちが喜ぶ、さらに新しくスポーツファンもつくる、そういったことの中で大変期待しているところであります。

お話し聞く中で2点、当然、外のスポーツですから、雨天ということもあるわけでありまして。この事業そのものが、その日、肝心な部分が抜けてしまう、そういったことがあるわけでありまして。そのときにはどういったことの契約の中身になっているのかということが一つであります。

もう一つは、日本ハム球団のほうからということの中で、幾つか球場の整備のことがありましたけれども、例えばベンチのこと、それから投球練習場のことがありましたけれども、この事業が終わったならば、この事業の中で経費が上がるということは、終わればもとに戻す、そういったことになっていくのかなということが推測されます。その点、どのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 雨天で試合ができないという形になった場合は、中止という形になります。そして、前売りがあった場合は、当然払い戻しと、そういう形になります。

そして、先ほどのベンチ関係の、整備した後どうするのだという形なのですけれども、そのベンチの中の安全措置については、残せるような形でできれば、したいなというふうには考えておりますし、そのファウルグラウンドの球場についても、そのような形で残せたらいいかなというふうには今考えているものでございます。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） グラウンドの事業についてはわかりましたけれども、そういったことであれば、先ほどの指摘もありますけれども、やはりここで上げる項目ではないほうがいいのではないかなということ指摘させていただきたいなというふうに思います。

そして、雨天の場合のということで質問させていただいた件でありますけれども、チケット収入は戻すということは、結局かかった費用の戻り分が少なくなるということになっていくのだと思うのですけれども、それも今までの質問の経過で言うと、町のほうで補正をして、その分を負担するという、そんなことになっていくのでしょうか。

○委員長（中橋友子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） プロ仕様のそういうマウンドの関係につきましては、プロ仕様のマウンド、そして練習場という形になっておりますので、日本ハムからの要請という形になります。

そして、先ほど、ちょっと訂正をするのですけれども、当然その中でプロ仕様に直すわけですから、それがなくなった場合は、普通の状態に戻すという形になるかなというふうに思います。

そして、さっきの雨天の関係についてなのですが、これについては、去年、北見市のほうで大会があって、これも雨天中止という形があったのですけれども、これも払い戻しという形でやっております。

○委員長（中橋友子） ロスが生じた分、かかった費用の戻り分、差額が出てくると思うのですが、どうするのですか。

質疑の途中ではございますが、この際、13時まで休憩にいたします。

11:52 休憩

13:00 再開

○委員長（中橋友子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10 款教育費の質疑、質問で終わっておりますので、答弁をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 雨天の場合のチケットの払い戻しは、翌日の払い戻しという形になります。

そして、雨天の場合、中止の場合は、日ハムに支払う、先ほど示した金額は支払う必要がないという形で、これは日ハムとの確認ができております。

以上です。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） もう一点だけ、お尋ねさせてください。

雨天になってしまった場合の、その試合時間のことであります。何か、例えばどこかのグラウンドでもって、体育館でもって指導いただけるような、そんなような、それにかわる企画みたいなものは何か契約事項とっていいのでしょうか、その中にはあるのでしょうか。

○委員長（中橋友子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 雨天中止の場合で、その細かい行動については、まだ日ハムのほうとは打ち合わせはしておりませんが、北見の場合の例によりますと、すぐ選手方は移動のために帰っております。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） この事業が、町の発展のために進めていただきたい、そのことに尽きるわけがあります。グラウンド整備事業のことなどもありましたけれども、もとに戻すかどうか関係団体の方などとよく協議して決めていただきたいということをお話しさせていただいて、当日、野球日和の中でたくさんの町民が集まる、そんな企画になることを願って、発言をやめます。

○委員長（中橋友子） ほかに質疑ございませんか。

小島委員。

○5 番（小島智恵） 151 ページの 8 節、細節 4 部活動指導員謝礼と、あと 152 ページの幼稚園費のところと、それと最後のページの 168 ページの 19 節、細節 5 文化団体活動費補助金についてです。3 点についてお伺いします。

まず、151 ページの部活動指導員謝礼についてですけれども、部活動ですが、結構先生方、時間外で、少ない謝礼の中で大変頑張って指導されているというふうにお聞きしているのですけれども、この謝礼金が 1 人当たりで換算すると結構少ない金額になるかと思うのですけれども、大体年額幾らぐらい謝礼をいただいているのか、またその金額が十分と言えるのか、お聞きします。

○委員長（中橋友子） 続けて質問してください。幼稚園費を行ってください。

○5 番（小島智恵） 弗素のところですが、152 ページの幼稚園費ですが、項目どこに入るのかちょっとわからないのですけれども、わかば幼稚園で弗素を塗布するというご説明が初めにあったと思うのですけれども、最近は考え方が少し変わっておりまして、弗素が子供の体の中に入ると体によくないといった見解があったり、またあと弗素塗布によって虫歯が劇的によくなったかといえば、効果があったりなかったり、費用対効果の面でもどうなのか、本当に公費をかけてやる必要あるのか、これについてお伺いしたいのと、あと最後の 168 ページの 19 節、細節 5 の文化団体活動費補助金ですけれども、文化団体の活動ということですが、項目として、まず百年記念ホール管理費のほうに項目になっていきますけれども、本当にこれでいいのか、別枠として項目をつくらなくてもよろしいのか。また団体がたくさんあると思うのですけれども、平成 22 年のデータですと、団体 103、会員数 1,174 名ということですが、平成 19 年からのデータと比較しますと、徐々に団体数、会員数ともに減ってきている状況ではあります。

それで、今、役員されている方の話だと、資料をつくったり司会をしたりなど、結構ボランティアの状態ですれて、いろいろ大変だという声も聞かれています。各団体に配分されていると思うので

すが、これがきちんと充足されているのかどうか、お伺いします。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 初めに、部活動の指導員謝礼ということでございます。

金額といたしましては、年間で1万5,000円を支給させていただいております。これが十分なのかどうかということになりますと、それはそれぞれ考え方がございますが、部活動の指導自体が学校教育の中に位置づけがされておまして、勤務の一つでございます。そこに、給与としてということはどうなるのかということになると、時間外勤務ということになるのですが、その点についてはご承知のとおり、文科省のほうにおいては時間外給付はしないということで、4%の調整手当ということで終わっていますので、それとは別に、まさしく謝礼という観点からいけば、このぐらいが適切なのかなという考えもございます。

それから、2点目の弗化物の洗口の関係でございます。

道の「8020運動」の推進を受けまして、平成24年度には保育所を初め、幼稚園でも年中、年長の子供を対象に弗化物洗口を行うこととなっております。

この効果については、巷間いろいろ言われているのは承知しているところでございますが、日本歯科医師会としては、公の見解としては弗化物洗口には効果があると。おっしゃっているように、短時間にはそれは出ません。長期間にわたって弗化物洗口することによって、虫歯の本数は少なくなるという日本歯科医師会の公の見解でございますので、これに基づいて安全に遂行してまいりたいと考えております。

○委員長（中橋友子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 最初のご質問の予算項目の計上の関係なのですけれども、文化関係の予算につきましては、百年記念ホールの管理費という、この項目を借りて、ここでずっとやっているものでございます。

また、2点目の会員数、団体数の減少ということなのですが、直近の数字で押さえておりますのは、123団体、1,397人という形で押さえております。

それで、委員ご指摘にとおり、役員のなり手がいなかったとかいう場合が、平成23年度の当初ございました。そういう中で、私ども教育委員会のほうも積極的に中に相談申し上げまして、今現在、執行体制整ってきちんと活動を続けているということが、今、実情であります。

○委員長（中橋友子） 予算が十分かどうか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 予算についても、大きな場合というものでもないと思いますけれども、特別、今現在やっている中で不満だというような声は特別聞いておりません。

○委員長（中橋友子） 小島委員。

○5番（小島智恵） 1点目の部活動指導員謝礼ですけれども、適切だという答弁ありました。

やはり謝礼をもう少しふやすことによっては、先生方もっと熱心に指導に当たれると思いますし、先生が頑張れば、当然子供たちも一生懸命部活動に励むことができますし、やはり部活動の充実を図るということも大事ですし、あとオリンピック選手3名も輩出されている町として、スポーツに力を入れているのだという意味でも、本当に充足されているのか、もう一度ご検討いただきたいと思っております。これについては、答弁は必要ありません。

関連しまして、最近、全国的に子供の体力が低下しているという話も聞かれておりますが、最近の新聞報道ではまた改善されているといった報道もあり、その年によって変わるのかもしれないのですけれども、本町の体力テストの結果、もしデータがあれば報告いただきたいと思っておりますし、あとその体力の本町の傾向性についてもお伺いします。

○委員長（中橋友子） あとはいいですか、ほかの項目の質問は。

小島委員。

○5番（小島智恵） 弗素のほうは、歯科医師会のほうで、時間はかかるかもしれない、何度も塗布し

て時間はかかるかもしれないですけども、効果は認められるというご答弁ありましたけれども、これ弗素の塗布は幼稚園の先生がやるのか、それともちゃんと専門的な保健師がやるのか、それをお伺いします。

文化団体については、やはり補助のほうが余り少ない状態ではある、やはり補助のほうがきちんと保障されていないと、やはり先ほど言われましたように、役員のなり手不足や文化団体が減っていったり、また活性化を阻害することもありますので、本当に適切な金額か、十分ご検討いただきたいと思います。これは、答弁は要りません。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 体力テストの結果はどのようなお話でございました。

平成23年度につきましては、全国体力・運動能力調査、これも東日本大震災の影響により実施いたしておりません。したがって、本町で残っているデータは、平成22年度に実施したデータが最近のものでございます。これは小学校5年生が対象でございました。その結果、体格におきましては、男女とも身長、体重ともに全国平均を上回っております。ただ、ちょっと柔軟性に課題があるのではないかとございまして。

また、体力・運動能力につきましては、全体的には全国・全道平均を上回っております。また、運動習慣、日ごろどのくらい運動しているかという運動習慣についても、全国・全道平均を上回っております。積極的に運動に取り組んでいると。特に体力・運動能力、都道府県別では北海道がかなり下位のほうでございしますが、本町の子供たちに限って言えば、小学校5年男子でいいますと18位、女子では9位ということで、かなり上位のほうにいるというのが22年度の統計となっております。

学力向上との観点で言いますと、体力・運動能力の向上というよりも、いかに健康な体をつくるかということを考えますと、やっぱり生活習慣、朝ご飯、食育の推進、こういうところのほうが大事なのかなというふうに考えております。

次に、弗化物の洗口でございしますが、薬剤を薄めて、幼稚園児ですと5ミリリットル程度を1分間うがいするというでございまして、これらにつきましては、幼稚園の教諭が実施するというようになっております。

○委員長（中橋友子） 小島委員。

○5番（小島智恵） 体力テストについては、全道平均を上回っているというお話でした。今後とも、健康な体づくりのために取り組み体制をきちんとしていただきたいと思います。

弗素については、幼稚園の先生が施行されるということですけども、子供なのでやはり弗素を飲む危険性もあるということで、そういったときの対応ですとか、責任の所在とかは、その辺はどうなっているのか、お伺いします。

○委員長（中橋友子） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 実施に至るまでにはかなりの練習をやります。いわゆる真水での練習を行って、それで全員ができるようになって、いよいよ弗化物による洗口ということになります。

また、誤って飲むということなのですが、5ミリリットル、本当に少量でございまして。これは一度や二度飲んでも体に悪影響は及ぼすようなことはないというのが公式の見解でございまして。ただ、そういうことがやっぱりないようにしっかりと練習を積んで、実施に移りたいというふうに考えております。

○委員長（中橋友子） ほかにございますか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、質疑がありませんので、10款教育費につきましては、以上をもって終わらせていただきます。

続きまして、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費について、一括して説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 11 款公債費についてご説明申し上げます。

169 ページをお開きください。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金 19 億 3,542 万 2,000 円、借り入れいたしております起債の償還元金であります。

2 目利子 3 億 3,630 万 6,000 円、借り入れいたしました起債の償還利子であります。

次のページになりますが、3 目公債諸費 14 万 2,000 円、起債償還にかかわる支払手数料であります。

続きまして、12 款職員費につきましてご説明申し上げます。

171 ページをごらんください。

12 款職員費、1 項職員給与費、1 目職員給与費 18 億 6,576 万 9,000 円、本目は特別職を含め、213 人分の一般会計から支弁する職員の人件費等であります。退職者数に対しておおむね 4 割の採用にとどめ、人件費の抑制に努めたところであります。

2 節の給料は、前年度比 5 名減で約 3,500 万円ほどの減となっております。

3 節職員手当等につきましては、総体では前年度と比較いたしまして 3,700 万円程度減となっております。

4 節は共済費でありまして、各種共済組合の負担金であります。節の総体では約 200 万円、前年対比で減額となっております。

次のページになります。

7 節賃金は、臨時職員のうち、常雇職員にかかわる賃金。

19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が、職員費であります。

次に、13 款予備費についてご説明申し上げます。

173 ページであります。

13 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 500 万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

牧野委員。

○9 番（牧野茂敏） 職員費の中で、3 点ほど質問をしたいと思えます。

1 点目なのですが、これ総体にわたってですが、一昨年から人事考課についてやられていたと思うわけなのですが、試行されていると記憶しております。その内容と結果についてお知らせをいただきたいと思えます。

もう一つは、雇用の延長、再任用、この辺については、今後どのような方針で進められるのか、お知らせいただきたい。

3 点目なのですが、171 ページの住居手当であります。

今、報道等で、また帯広市の議会等で、持ち家者の手当ということで議論されておりますが、本町の場合、予算積算基礎によりますと 1 万 4,000 円でありますけれども、何戸で、総額幾らなのか、教えていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（中橋友子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 初めに、人事評価制度についてでございます。

人事評価制度につきましては、平成 21 年度試行いたしまして、管理職を対象として試行したところでございます。平成 22 年度、平成 23 年度につきましては、その試行結果を分析するということをしていただいております。平成 22 年度につきましては、試行した結果、どのような影響というか、問題点というのでしょうか、実際にやってみた職員がどのように感じたか、どのような問題点があるかというようなことのアンケートといえますか、意見を聞きながら、そしてさらに平成 23 年度分析して

きたということでございます。

平成 23 年度は、引き続き、今後どのような形でやるかについても検討させていただいているところでございます。平成 24 年度に向けて、再度管理職を対象としてやるのか、あるいは全職員対象としてやるのか、また評価の方法、評価にいく過程、個人、個人から評価の評定書みたいのを出すことになるのですが、その方法はどういうふうにしたらいいのかと、そういうようなところについて、今現在、検討しているところでございます。

2 点目の再任用制度についてでございます。

再任用制度につきましては、年金の支給年齢が引き上げられたということで、再任用制度というのが国の法律の中で設けられて、つくられているところでございます。ただ、これは、現在のところ、まだ義務ということではございません。

民間におきましても、高齢者等の雇用の安定に関する法律というものが施行されまして、同じように定年制の延長あるいは希望者の再任用というようなことが、努力義務として設けられているところでございます。

本町におきましては、現在のところ、再任用制度は活用しておりません。今まで一人も再任用で任用している者はありません。管内の市町村では、帯広市のみが再任用制度を活用していると。町村では、現在のところ、活用していないというふうにお聞きしております。今後の活用ということでございますけれども、現在、国のほうでは定年延長の議論が行われております。これは、国家公務員も地方公務員もそうですけれども。その中で、定年延長については、当面、ちょっと見合わせようかと。そのかわり、再任用制度の義務化をしてはどうだろうかというような議論が行われているとお聞きしております。本町におきましても、その議論の結果を見まして、また検討していきたいと思っております。

最後に、住居手当でございますけれども、住居手当につきましては、平成 24 年度支給する見込みが 175 人分、今回、予算を計上しております。そのうち、持ち家の職員に対しましては 121 人、総計で 2,032 万円余り支給するというところで予算計上しているところでございます。

以上です。

○委員長（中橋友子） 牧野委員。

○9 番（牧野茂敏） 1 番目の、私は人事考課と言っているのですけれども、今、人事評価ということで、制度の導入ということでお答えがありました。

これ、第 3 次行革大綱の中で、今、課長お話のように、24 年度から実施するということでありますので、ひとつそういった方向で進んでいただければと思います。

1 回目といいますか、一昨年、ちょっと私、質問したわけですが、これは企業ですと、普通、給与面で差をつけるというのは結構、人事考課をやる場合あるわけなのですけれども、お話をあのとき聞いたわけですが、人事の面というか、適性が不適性か、この職員が、そういった心的なものを主にやりたいというお話がありました。これは人事に直結するのかなと思いますけれども、職員の資質を高めるとか、そういった意味で人事評価をされると思いますが、その点について、もう一度ご答弁をお願いいたします。

再任用制度については、今お話ありましたので、そういったことでやっていただければと思います。

住居手当なのですが、これ、いろいろこの町村も議論あると思うわけですが、私はこれが適当か適当でないかという判断は、これはできるわけなのですけれども、今後はこういったことについて、町として検討されていくのかどうかだけお答えをいただきたいと思います。

○委員長（中橋友子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） まず、最初の人事評価にかかわる関係でございます。

この制度を立ち上げたときも議会にはお示しをさせていただきましたけれども、うちの町としてはあくまでも人材の育成というのでしょうか、職員のやる気を喚起する、意欲を喚起するということがまず基本ですよということで考えておまして、今回、行革の第 3 次の推進計画の中でも、平成 24

年度からまた進めていきたいということで考えております。現段階におきましては、先ほど課長も申し上げましたように、前回実施した内容を分析しまして、さらに本当に職員に浸透できるような制度化に向けて、今、検討をしている段階でございます。

それから、住居手当の関係であります。

これはいろんな論議があるのだらうと思います。国の職員の人あるいは都道府県の職員の人、そして我々みたい市町村の職員の人、これは、国などはもう既に持ち家の制度というのはありませんし、都道府県も大体廃止になってきているという状況でございます。

ただ、私どもの町で考えますと、ある意味、職員が地元に住居していただきたいという、定住対策といいたいでしょうか、あるいはその住宅を整備する上で固定資産税にも当然はね返るといようなこともございまして、これ職員組合とも数年前から協議はさせていただいております。ただ、管内的にも、今、帯広市は議会のほうでいろいろ論議になっているようでありまして、町村のほうでは、廃止に向けた検討をされているところもあるやには聞いておりますが、現段階におきましては、私どもとしては、職員組合との今後の協議は必要だとは思っておりますが、今すぐ廃止に向けてという段階ではないのかなという状況で押さえております。

○委員長（中橋友子） 牧野委員。

○9番（牧野茂敏） 3点目の今の持ち家制度のお話なのですが、職員組合ともぜひトータルでいろいろ考え合わせて、ほかの町村のこともあるでしょうけれども、この辺はしっかりとやっていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（中橋友子） ほかにございせんか。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） この持ち家の手当の件でありますけれども、私も直ちに減額すべきですとか、あるいはまた廃止すべきだという立場ではないわけでありまして、ただ、いずれにいたしましても、こういった国、道が09年から廃止をしているという流れ、あるいは全道的にも23%ぐらいですか、41市町村が廃止をしているという流れの中で、今聞いていますと、継続していくのか、あるいは減額していくのか、廃止していくのか、非常に曖昧とした答弁であったわけでありまして、私は急にどうのこうのということは言いませんけれども、ただ、流れとしてはそういう方向に向かっていることは、これ事実だというふうに思うのです。当然この施策の効果ですとか、意味合いだとか、それはそれで否定するものではありませんけれども、やっぱり流れとしてはそういう方向に向かっているのだらうというふうに思うわけでありまして、それで、もう一歩突っ込んで、やっぱり我が町としての、もちろんその職員団体とのいろんなこともあるかと思っておりますけれども、ただ、いずれにしてもどういう方向に向いていくのだらうという、やっぱりそこは町としての一定程度の考えを持って進むべきだというふうに言わざるを得ないわけでありまして、そこには当然、社会情勢ですとか、あるいはまた町民感情、あるいはまた他自治体の動向というのでしょうか、そういったものを総合的に判断しなければならないでしょうけれども、私は、流れとしてはそういう方向に向かわざるを得ないのだと思うのですけれども、その辺の考え方はどうですか。

○委員長（中橋友子） 副町長。

○副町長（高橋平明） 恐らく2年ほど前ですけれども、住居手当のことにつきましては、組合に対して削減する方向で検討していただけないかというご提案を私どもとしてはさせていただいております。

現在、引き続き継続的に交渉を重ねているという状況でございまして、今、千葉委員おっしゃられるように、社会的な流れですとか、住民の思いですとか、そういったものはもう声として十分私どもも認識をさせていただいているところでありますので、今、現実問題、帯広で話題になっているということも踏まえまして、管内の町村の動向、そういったものを踏まえさせていただきながら、さらに組合との交渉も重ねていきたいという思いでおります。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） この件についてはそれでよろしいかと思えます。

今、関連で質問しているのですけれども、終わって新たなということでもよろしいでしょうか。

○委員長（中橋友子） はい。

では、新たな質問してください。

○19番（千葉幹雄） 同じく職員手当の細節の8番でありますけれども、通勤手当、これについてご質問をさせていただきます。

この積算基礎を見ますと、2,000円から2万9,400円ということであります。これ、忠類に通勤されている方あるいは忠類からこちらに通っていらっしゃる方、これが恐らくマキシマムというか、最大の金額なのかなと思えますけれども、その確認と、当然これは一定の積算基礎があって、こういう金額が設定されているのだろうというふうに思えますけれども、その積算基礎をちょっと教えていただきたいというふうに思えます。

○委員長（中橋友子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 忠類へ通勤している方、忠類から通勤している方への通勤手当でございますけれども、この積算基礎の11ページの最大2万9,400円、この金額が最大の方で該当になるというふうになります。もう少し短い方もいらっしゃいますけれども。

実は平成19年の4月に、これまでの通勤手当を、規則を改正しております。これまではマイカーで通勤する、自動車等で通勤する場合につきましては、所得税法の通勤手当の非課税の区分、これに応じて金額を準じたような形で我が町で定めておりました。

それに対しまして、この平成19年4月にガソリンの単価ですとか、オイルの消耗、車の消耗等、勘案しまして、約2割ぐらい割り増しして設定したと。これは40キロ以上の通勤者については、そういう形で設定しているところでございます。

ちなみに、ガソリン代につきましては、当時の単価125円で設定しているところでございます。

以上です。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 一定程度の、税法上のあれがありまして、今までは、例えば3万何がしまでは、過去、それは非課税ということであったのだろうと思うのですけれども、それはそれとしてあれなのですけれども、近年というか、ここ最近、非常に、ごらんとおり、ガソリンが高騰してきておりますよね。これ、19年4月に新しくこういうルールをつくって積算基礎を設けて、そのときは120円ぐらいだったということでもありますけれども、これ、私、自分がもしそういう場合どうなるのかなと思って計算してみますと、40キロ、役場から役場までで40キロですよね。そして、そこから離れている、近い人もいるでしょうけれども、やはり当然ガソリン代だけ出せばいいということではなくて、当然オイルも消耗するでしょうし、タイヤも消耗するでしょうし、車も償却するでしょう。

やっぱりそういうことを考えると、19年の4月にその積算ルールを設けたその単価、いつまでもそれを当てはめていて本当にいいのかなという疑問、素朴な疑問ですけれども、やっぱり人事で長距離通勤をしなければならないという人たちは、著しくそういう不利益をこうむるようなことはまずいと私は思うのです。ですから、当然、例えば指定管理者等は、一定割合の部分が、例えば何%上がったら契約を見直すとかいろいろありますよね。それとイコールとは言いませんけれども、やはりこういう時代で、非常に単価が動くというときには、一回決めたものをずっとやるのだということではなくて、年単位、半年だとか、1カ月というわけにはいきませんが、1年単位ぐらいでやっぱり見直しをかけていく必要があるのではないかというふうに私は思うのですけれども、その辺、考え方はいかがですか。

○委員長（中橋友子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 通勤手当については、19年に見直しがあってから、現在まで改定がされておられません。まさしく千葉委員おっしゃられるように、例えばガソリンの単価、あるいは積算の中には

オイル交換の費用、タイヤの損耗費等々を見て積算はしておりますけれども、現段階においてはその調整はしておりません。

昨今、またガソリンが値上がりをしてきておりまして、実際、通勤に使っておられる職員には、その分、負担は逆に大きくなっているのだらうというのは何となく認識はしているのですが、これについては他町村の状況、どういった区分、あるいは考え方で通勤手当の支給をしているか、これらを調査しながら、うちの町の実態に合った手法がないものか、見直しの考え方についても、今後ちょっと研究してみたいというふうに考えております。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 見直しを考えていくということですから、余り言いませんけれども、ただ、他町村のそういうことはまた別として、やっぱり40キロ通勤するというのは、合併をしてそうなったのでしようけれども、やっぱり特殊性があるのだらうと思うのですね。ですから、そこはもちろん他町村を無視してもいいとは言いませんけれども、やっぱり我が町独特の条件があるわけですから、そこは部長も計算したらわかると思いますけれども、この金額では、車にもよります。リッターどのぐらい走るかという車にもよりますけれども、とてもそのオイルの損耗だとか、タイヤの入れかえですとか、あるいは償却までは見られる、僕は中身ではないと思うのです。ですから、そういった意味では、他町村のことももちろん否定はしませんけれども、やっぱりこれは我が町独自で、きちっとこういう状況にあるわけですから、職員の人に対しては仕事は一生懸命やってもらうと。ただ、町が持たなければならぬものについては、ちゃんと保障してやるということであれば、やっぱりモチベーションも上がっていかないのだらうというふうに思うのです。

ですから、そういった意味で見直すべきだと思うし、今後見直ししたとしても、今、高い金額で見直しをして、これからずうっと下がっていくようなこともあるわけですから、ですから、そこは先ほど申し上げたように、毎年変わらなければ変わらないでいいわけですから、やっぱり激変緩和にきちっと対応していけるような一定のルールをつくるべきだというふうに思いますけれども、いかがですか。

○委員長（中橋友子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今、逆に千葉委員からはご心配いただいているのだらうというふうには思っております。

ただ、實際上、これ、我が町だけの問題ではなくて、町を越えて通勤する職員というのは、今、十勝管内でもかなりいるわけですね。現に私が知っている人も、幕別に住んでいて浦幌に通っておられるとか、いろんなケースはこれあるわけです。ですから、長距離に通勤を要するという職員は、管内の市町村においては少なからずいるのだらうというふうなこともありますので、今後は、今、千葉委員おっしゃられるようなことも踏まえまして、燃料のアップ、それからダウン、単価ですね、これをどの時点でどういう考え方で見直すのだということの一つの基準というのでしょうか、目安も探りながら、管内の状況を見ながら、見直すことで検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。関連ですか。

成田委員。

○14番（成田年雄） 今の千葉先生が、職員の燃料費の問題いろいろ心配してくださっているようですが、ただ、それを言うなら、工事の指名基準というか、見積単価もいろいろ変えていかなければいけないと思うのですよ。高くなったから指名单価を上げますかっていうの。これ、何年も上がっていませんよ、積算単価が。それでは公平性に欠けるから、そういうものは一切やめてほしい。

○委員長（中橋友子） お答え、要りますね。

○14番（成田年雄） お答えして。

○委員長（中橋友子） 要らないのですか。

○14番（成田年雄） これまた別次元な話だ。同じだって。

○委員長（中橋友子） はい。では、意見として、ご発言ということですね。はい。

ほかにございませつか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○委員長(中橋友子) はい。

それでは、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出の1 款議会費から13 款の予備費までの審議が終わりましたので、引き続き、一般会計の歳入の審査に入らせていただきます。

1 款町税より22 款町債まで、一括して説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(増子一馬) 歳入につきましてご説明申し上げます。

15 ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人10 億647 万7,000 円、税制改正に伴う年少扶養控除の廃止により、前年対比では3.4%の増額を見込んでおります。

次に、2 目法人1 億3,342 万円、法人数は微増であります、企業業績がほぼ前年並みのため、対前年比0.58%と若干の増で計上したところあります。

2 項固定資産税、1 目固定資産税10 億4,177 万7,000 円、主には評価がえにより、家屋の減少、減収が大きいことにより、前年対比2.4%の減で計上しております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金1,709 万8,000 円、主には評価がえにより、土地の下落に伴い前年対比で4.4%の減で見込んでおります。

16 ページになります。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税5,066 万2,000 円、保有台数の増加により、1.4%の増で計上しております。

4 項町たばこ税、1 目町たばこ税1 億6,662 万1,000 円、喫煙率の減少があるものの、消費本数が増加傾向にあるため、前年対比で5.8%増で計上いたしております。

5 項入湯税、1 目入湯税1,002 万円、日帰り入浴客は横ばいであるものの、宿泊客数が減少傾向にあることから6.2%の減で見込んでおります。

次のページですが、6 項特別土地保有税、1 目特別土地保有税1,000 円、平成15 年度税制改正によりまして、それ以後、新たな課税は行っておりません。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税6,000 万円、地方揮発油税総額の42%相当額が市町村に譲与されるものであります。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税2 億4,000 万円あります。

自動車重量税の総額40.7%が市町村の道路財源として譲与されるものであります。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金800 万円、交付実績等を考慮いたしまして、前年と同額で計上いたしております。

次のページになります。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金200 万円あります。

北海道に納入された配当割額の5分の3に相当する額が市町村に交付されるものであります。

交付実績を考慮いたしまして計上しております。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金100 万円あります。

配当割交付金と同様に、北海道に納入された株式等譲渡所得割額の5分の3が市町村に交付されるものであります。

交付実績を考慮いたしまして、計上いたしております。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金2 億3,000 万円あります。

交付実績等を考慮いたしまして、前年同額で計上いたしております。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金 2,500 万円です。

利用実績等を考慮いたしまして、計上いたしております。

次のページですが、8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金 6,000 万円、過去の交付実績等を考慮いたしまして、前年同額で計上いたしております。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金 30 万円です。

次に、10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金 2,900 万円です。

児童手当、子ども手当、特例交付金及び減収補てん特例交付金として措置されるものでありますが、制度改正に伴いまして前年度より減収で見込んでおります。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税 58 億 5,300 万円ですが、前年度当初比 3.0%の減で計上いたしております。

なお、さきの予算積算基礎の説明のところでお話しさせていただいておりますので、ここでは省略させていただきます。

次のページになります。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金 600 万円です。

交付実績等を考慮いたしまして、前年同額で計上いたしております。

次に、13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 1 億 1,783 万 5,000 円です。農業基盤整備事業にかかわる分担金です。

次に、2 項負担金、1 目民生費負担金 9,627 万円です。常設保育所の保育料が主なものです。

次のページになります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 162 万 5,000 円ですが、近隣センター使用料が主なものとなっております。

2 目民生使用料 2,506 万 9,000 円、主なものは 2 節児童福祉使用料のへき地保育所保育料、それから学童保育所保育料です。

3 目衛生使用料 167 万 5,000 円、葬斎場及び墓地の使用料となっております。

4 目農林業使用料 3,437 万 9,000 円ですが、町営牧場の入牧料が主なものです。

5 目商工使用料 1,122 万円、スキー場リフト使用料及び忠類白銀台スキー場にあり宿泊ロッジ使用料が主なものです。

6 目土木使用料 1 億 6,486 万 7,000 円、次のページになりますが、4 節の公営住宅使用料が主なものです。

7 目教育使用料 701 万 1,000 円、幼稚園保育料やナウマン象記念館入館料が主なものとなっております。

次のページですが、2 項手数料、1 目総務手数料 871 万 3,000 円、戸籍住民票手数料が主なものとなっております。

2 目民生手数料 2,682 万 8,000 円、3 節の通所介護にかかわる介護サービス料が主なものです。

3 目衛生手数料 5,145 万 6,000 円です。主なものは、ごみ処理手数料です。

4 目土木手数料 320 万 1,000 円、建築確認申請の手数料及び完了検査にかかります手数料などです。

次のページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 5 億 4,866 万 4,000 円、国からの負担金です。主なものとしたしましては、障害者自立支援給付費、それから子供のための手当などにかか

わる国の負担金であります。

2目教育費負担金2,795万円、札内南小学校増築事業に伴う国庫負担金であります。

次に、2項国庫補助金、1目総務費補助金1,278万3,000円、忠類コミセンの耐震化事業に伴う国庫補助金が主なものであります。

次のページですが、2目民生費補助金3,965万9,000円、地域生活支援事業や子育て支援交付金が主なものであります。

3目衛生費補助金575万7,000円、太陽光発電システムや疾病予防対策にかかわる国の補助金であります。

4目土木費補助金は1億5,019万1,000円、1節は道路や橋梁などにかかわるもの、2節は公園遊具等の整備事業に対する補助金、それから3節は公営住宅にかかわる補助金などとなっております。

4節は地籍図管理システムの導入に対して合併補助金を見込んでいるものであります。

次に、5目教育費補助金1,046万5,000円、主なものは次のページになりますが、3節の幼稚園就園奨励費にかかわる補助金であります。

4節は社会教育費補助金として、札内福祉センターの耐震化診断に伴う補助金であります。

次に、3項国庫委託金、1目総務費委託金2万8,000円、外国人登録事務などにかかわる委託金であります。

2目民生費委託金609万2,000円、基礎年金事務などにかかわる委託金であります。

次に、16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金3億592万7,000円、国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、それから後期高齢者医療保険基盤安定費、子ども手当にかかわる負担金などが主なものであります。

次のページになりますが、2目農林業費負担金700万円、農業委員会職員設置費にかかわる道の負担金などとなっております。

3目土木費負担金4,927万5,000円、地籍調査事業にかかわる道負担金であります。

次に、2項道補助金、1目総務費補助金200万円、忠類コミセンの耐震改修工事に伴う道補助金、それから忠類地域定住対策に対する道補助金であります。

2目民生費補助金8,357万8,000円、障害者や高齢者にかかわる各種事業であります。次のページになりますが、次のページは児童福祉事業にかかわる補助金並びにひとり親家庭等医療費、それから乳幼児等医療費などとなっております。

3目衛生費補助金1,385万9,000円、子宮頸がん等ワクチン接種事業にかかわる補助金が主なものであります。

4目労働費補助金1,434万5,000円、これは緊急雇用対策にかかわる道補助金であります。

5目農林業費補助金1億1,148万8,000円、主なものとしたしましては、1節農業費補助金の細節4忠類地区における中山間地域等直接支払道交付金であります。

次のページになりますが、3節は各種土地改良事業に伴う補助金。

4節の林業費補助金につきましては、各種造林事業などにかかわる道補助金であります。

6目土木費補助金120万円、道営住宅関連整備にかかわる補助金であります。

7目教育費補助金390万円、札内南小学校増築に伴う補助金が主なものであります。

次のページになります。

商工費補助金は廃目であります。

次に、3項道委託金、1目総務費委託金4,010万9,000円、2節の道民税徴収事務道委託金が主なものであります。

2目衛生費委託金11万6,000円、それから3目農林業費委託金32万7,000円、4目土木費委託金は210万9,000円、これは樋門管理業務にかかわる道委託金が主なものであります。

次のページになりますが、5目商工費委託金1万1,000円あります。

次に、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,711万8,000円、土地及び建物の貸

付収入であります。

2 目利子及び配当金は 26 万 8,000 円で、各種基金等からの利子収入などを見込んでおります。

次のページになります。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入 1,738 万 9,000 円、皆伐材等の売払収入が主なものであります。

2 目物品売払収入 4,851 万円、忠類の育苗センター苗木売払収入、公社貸付牛譲渡代などでありま

す。

18 款寄付金、1 項寄付金、1 目寄付金 10 万円であります。

2 目総務費寄付金 200 万円、まちづくり基金への寄付金であります。

次のページですが、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目減債基金繰入金 1,023 万 3,000 円、財源対策債等の償還に充当するため、減債基金から繰り入れをいたしまして、各会計の公債費の支出に充てるものであります。

2 目財政調整基金繰入金 2 億 5,000 万円、平成 24 年度予算における一般財源充当分として繰り入れをするものであります。

次、20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 20 万円であります。

21 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金 3 万円、2 目の加算金は 1,000 円、3 目の過料 1,000 円であります。

次のページになります。

2 項町預金利子、1 目町預金利子 1,000 円であります。

3 項貸付金元利収入、1 目社会福祉金庫貸付金元金収入 50 万円であります。

2 目ウタリ住宅貸付金元利収入は 137 万円です。

3 目老人保健施設整備資金貸付金元金収入につきましては 769 万 2,000 円、これはふるさと融資にかかわる老人保健施設あかしやからの償還元金の収入であります。

4 目生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては 20 万円ですが、トイレ水洗化改善に伴う貸付金にかかわるものであります。

5 目勤労者福祉資金貸付金元金収入は 1,000 万円あります。

6 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては 3,862 万 6,000 円。

7 目中小企業貸付金元利収入は 3 億 1,500 万円あります。

次のページになりますが、8 目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては 1 億 4,302 万 4,000 円あります。

次に、4 項受託事業収入、1 目総務費受託事業収入 2 万 2,000 円。

2 目衛生費受託事業収入 146 万円、後期高齢老健診受託事業が主なものであります。

次に、5 項雑入、1 目滞納処分費 52 万 7,000 円、2 目弁償金は 1,000 円、3 目の違約金及び延滞利息は 1,000 円あります。

4 目雑入 2 億 427 万 9,000 円あります。

1 節は住民健診等負担金ですが、次のページになります。2 節は学校給食費、それから 3 節につきましては、各施設の電話使用料となっております。

次のページですが、4 節雑入につきましては、ほかの科目に属さない各種収入であります。

続きまして、38 ページをごらんいただきたいと思います。

5 目過年度収入 1,000 円あります。

次のページになりますが、22 款町債、1 項町債ですが、各目に計上している起債のうち、ソフト事業を載せておりますが、いずれも忠類地域における過疎債充当のソフト事業にかかわるものであります。

まず、1 目総務債 4,040 万円、忠類コミセン耐震化事業債や忠類地域定住対策事業債が主なものであります。

2目民生債は2,270万円であります。忠類へき地保育所運営事業債が主なものであります。

3目の農林業債は5,340万円で、各種農業、畜産業などの振興事業にかかわる起債であります。

4目商工債4,540万円で、商工観光振興にかかわる起債であります。白銀台スキー場整備事業債が主なものであります。

5目土木債3億6,020万円で、道路、それから次のページになりますが、公園、公営住宅整備などにかかわる起債であります。

6目消防債3,060万円あります。

7目教育債7,530万円、札内南小学校増築事業債が主なものであります。

次のページですが、8目臨時財政対策債は5億5,000万円で、地方交付税の財源不足を補うために、市町村みずから臨時財政対策債を発行しまして補てんをする起債であります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることになっております。

衛生債は廃目であります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりました。一括して質疑をお受けしたいと思っております。

ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 質疑がないようでありますので、一般会計歳入につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、休憩に入らせていただきます。

14時10分まで休憩といたします。

13:57 休憩

14:10 再開

○委員長（中橋友子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

増田委員。

○17番（増田武夫） 2点について総括質疑をさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、財源の確保と実質公債費比率の推移についてであります。

合併して6年がたちました。地方交付税は10年間は算定替えによって、合併しなかったとした2町村の地方交付税が交付されているわけでありまして、その後、5年間で激変緩和措置が行って、一本算定の交付税になるわけですが、6年ちょっと、10年間の半ばを過ぎたわけでありまして、15年後に一本算定されたときに、果たして地方交付税はどの程度まで下がるのか。今、6年目でありまして、現時点での一本算定されたデータも持っているのではないかというふうに思うのですが、地方交付税を交付する場合に、算定替え一本算定で多いほう、少なくとも算定替えのその地方交付税を下回らないこの額で地方交付税を交付することになっていますので、現時点の一本算定も計算されているのではないかと思いますけれども、数字があったら教えていただきたいのですが、そうした状況の中で、合併後、これから10年間は一定の財源が保障されるわけですが、一本算定された場合に相当の目減りがあるのではないかと。そうしたときのその財源の確保と、その今後の見通しですね、それからの公債費比率のこのあり方なども、ぜひ示していただきたいというふうに思います。

それから、もう一点目でありますけれども、先般、第3次の行政改革大綱推進計画（案）というものが示され、平成23年から27年度までの計画が示されたわけでありまして、この行政改革というものは、やはり必要なことではあると思うのですが、その行政改革が、やはり極端な住民

の負担を伴いましたり、また、行政改革のもとでいろいろなひずみが生まれてはならないというふうに思うのですけれども、今回示された大綱の中で気になった点が幾つかあるわけですが、その行政改革大綱、第3次の推進計画の中の番号9には、新たな公共空間の創設及び行政のスリム化というものが示されておりまして、公の施設の管理・運営及び事務事業の民間委託についての問題であります。新たな公共空間の創設及び行政のスリム化、これは具体的にはどのようなことを、今後、実施していこうとしているのか。

業務の民間委託なども先延ばし、一時執行を停止したものもありましたし、これまでもいろいろ見直しなどもされてきているわけですが、私たち、いろいろこれまでも取り上げてきましたけれども、こうしたものが官製のワーキングプアにつながったり、それからそれが地域のその衰退につながっていくというようなことを心配するわけですが、どのようなことが考えられているか。

それから、また、その中で、15番、17番では、15番では定員の適正化ということで、平成28年の4月1日には、現在よりも9人少ない定員でいくのだと、3.8%の減だというようなことでありますけれども、それと17番では時間外等の縮減ということで、時間外手当などが縮減されていくということで、時間外手当の総額を給料総額の全体の6%以内を目標とすると、こういうことでありますけれども、なかなかこの事務事業量がそう減っていくという性質のものでもない中で、こうした職員の定数を削減していくと。現在でも相当時間外手当をしながらやっている。ある面では、このサービス残業などがなければいいかと思っているわけですが、こうしたことをやっていく中で、どんなふうな働き方になっていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

サービス残業が増大したり、職員の健康管理に支障が来すようなことがあってはならない。こういう行政改革というものが、この机上ではじき出して、財政健全化計画などに押されて、そういう机上のはじき出しだけでやっていかれてはならないのではないかと思います。

同時に、合併した忠類地域の定員は、合併のときの約束で、最終的には、15年後ですね、28年まで29人までというような約束があったわけですが、こうした点は今度のこの定員管理の行革の中では何人を想定しているのか。

以上です。

○委員長（中橋友子） 24年度の予算にかかわる総括ということになりますので、その範囲の中でお答えいただきたいと思います。

総務課長。

○総務課長（田村修一） 何点かございました。

初めに、合併算定替えの減少するのはどれぐらいかということでございますけれども、平成28年度に1割減、29年度に3割減と、ずっと段階的に減って行って、平成33年度で新町一本と、一本化で算定されるということになりますけれども、それにつきましては、現在のところ、平成23年度の交付税をベースにしまして、約7億円減少するのではないかとというふうに推計しております。

それに対する財源確保ということでございますけれども、これまで合併特例債で11億2,000万円余りの基金をつくってきたところでございます。今後はそういうものに対して、そういう基金などを活用して財源不足を補っていくというふうにまずは考えているところでございます。そのほか、行革も含めまして、経常経費の削減、そういうものも対応して財源の不足を補っていきたいというふうに考えております。

実質公債費比率の推計でございますけれども、現在のところ、推計しているのでは、平成27年度には18%を切るという形で推計しております。この18%を切ると、起債には全く制限がかからない団体であるということになっておりますので、それを目標にして、今さまざまな対策、例えば繰上償還ですとか、借りかえ、そういうようなものに取り組んできているところでございます。

行革の関係でございますけれども、9番目の項目の新たな公共空間の創設及び行政のスリム化ということでございますけれども、実は行革、この項目につきましては、前期の計画では、各種業務の民間委託という項目、これと指定管理者制度の導入という項目、二つございました。それを今回、一つ

に合体させて、このような項目とさせていただいたところでございます。

具体的には、さまざまな施設がございます。施設の性質によって民間委託をするところ、あるいは直営をするところ、さらには指定管理を導入するところ、それらを施設の役割、性格に応じて選択していきましょうという内容でございます。

最適な手法の活用をして、住民のサービスを低下させない、行財政的にも節約できるというようなことを求めているという内容でございます。具体的には、今、行政改革の検討委員会というのが庁内がございます。それらも含めまして、その委員会におきまして具体的にどうするかという振り分けを、今、職員間の中でやっているところでございます。

15番と17番の定員の適正化と時間外勤務の縮減ということでございますけれども、定員の適正化につきましては、現在、この行政改革大綱推進計画策定の中では、道内の類似団体、幕別町と類似している団体、音更町、中標津町、七飯町ですとか、人口2万人以上で産業構造が似ている町、これらの職員数の平均を出しまして、1万人当たりの平均を出しまして、それを基準に、まず職員数の目標を設定したところでございます。

具体的には、現在、正職員数で226名いるところを、27年の4月には217名にしたいと、9名減じたいという内容でございます。これは、17番目の時間外手当、機構改革、16番目になりましようかね、とも関係するのですが、人は減らすということでございますけれども、委員、先ほどおっしゃいましたとおり、最近、権限移譲等で非常に町村の事務がふえてきているという状況でございます。それらに対応するというのもございます。そんなことも考えまして、部・課・係を減らして統合するという方向で、この計画を立てております。1人の係が今までございました。そういうところはなくして、2人ないしは3人。課につきましても、少ない人数の課につきましては、業務、目的が似ているような課につきましては統合いたしまして、できるだけ大きな人数で一つの仕事、あるいは繁忙期にはみんなで対応できるようにと。柔軟的な業務への対応ができるようにという形で機構改革を今回させていただきました。それにつれまして、時間外手当につきましても、そういう業務の対応の仕方によって減らせるだろうというふうに考えております。

具体的には、時間外手当につきましては、この4月、新たなシステムを導入する予定でございますけれども、それらについてもきちんと上司、職場長が把握できるようなシステムにして、機構改革上はみんなで対応して、さらに時間外の多い少ないも所属長が把握して、適正な業務を遂行できるようにというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（中橋友子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 最後の定員の適正化の関係でございます。1点、ちょっと補足させていただきたいと思います。

増田委員おっしゃられたように、職員数の関係で、忠類総合支所の職員の関係もおっしゃられておりましたので、そのことについて触れたいと思います。

今、前段、課長が申し上げましたように、この4月から組織を一部見直しをして、より機動的な組織にしていこうと。それにはその係の統廃合だとか、課の統合だとかを、今、目指して進めようとしておりますけれども、平成27年度がこの後期5カ年の計画年次であります。最終的には、その平成27年度には、こういう組織のありようといいたましようか、あり方、こういうことが望ましいというもの、この27年度の形をせんだつての議員協議会でも詰めをさせていただきましたけれども、その中で、ことしの4月には一部機構改革をしながら、職員の一定程度の確保と、それから時間外の縮減等に向けようということ考えております。

なお、忠類総合支所につきましては、今、人数の配置上の計算は、一応は整えておりますけれども、最終人事の中で、定年退職者あるいは自己都合退職者のこともあります。新採用の数のこともございます。それで、人事の配置の中で、今、最終的な協議会の中で配置については固めていこうという段階で考えておまして、最終年度の目標は27年度で、こういうあるべき姿に持っていこうという考え

方が基本であります。

以上です。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） 後年度にかかわることも質問していますが、積み重ねですので、24年度からも積み重ねのあれですので、よろしくお願ひしたいと思うのですが、合併、7億円ぐらい下がるのではないかというお話もありました。そうした中で、やはり合併後10年間は算定替えということで、比較的基金も積み上げられたり、いろいろしていくわけなのですから、その後の、やはり厳しい状況が15年後には待っているわけで、そうした点でも、財源の確保という点では相当の努力が必要ではないかと思ひます。そうした点で、今からしっかりと見通しの立った運営をしていっていただきたいというふうに思ひます。

それから、行革の関係でありますけれども、新たな公共空間の創設、具体的にはまだ示されていないようでもありますけれども、今までもいろいろ指摘してきたことでもありますけれども、やはり民間委託にはふさわしい事業とそうでない事業がやはりはっきりとあるというふうに思ひます。そうした点では、よほど慎重にやっていかなければならないというふうに思ひます。そうした点で、以前出された民間委託の計画では、例えば図書館なども最終的には民間委託に入れていくということも中に示されてはいたけれども、果たしてそれが委託にふさわしい事業であるかどうかというものも私たちは疑問に思っておりますので、そうした点で、この公共空間の創設、民間委託をどうした観点でしていかうとするか、それをはっきりさせておいていただきたいというふうに思ひます。

それから、定員の適正な管理の関係でありますけれども、やはりいろいろ今までも時間外手当なども相当膨大な予算を抱えていたわけですね。それを考えると、なかなかいろいろな管理体制、働き方、複数対応だとか、いろいろ工夫はされていかれるのだと思うのですが、しかし、なかなかこういう中で、以前に職員の病気の関係の質問もしたことはあるのですが、やはり職員の健康管理にも留意していかなければならないということであれば、やはり本町の実情に合った定員管理をしていかなければならないと。単に類似団体の平均で職員数を出していくというやり方は少し乱暴ではないかというふうに思ひます。

最後に、忠類の関係ですけれども、忠類の合併後のこれからどうなっていくかというのは、非常にみんな心配しているところであります、やはり忠類総合支所、以前にも言っていますけれども、いろいろな働かせ方の工夫をされて、やはりどんどん仕事がこちに来てしまえば、減らざるを得ない、減らしたほうがいい状況も生まれてくるわけですね。だから、そうならないような勤務体制の工夫もしながら、以前には、例えば町有林の関係は忠類に持っていかうとか、観光の関係も忠類に持っていかうとか、そういう勤務の体制を工夫することによって、忠類の総合支所の人員も維持していくことができると思うわけですが、その辺についてももう一度お願ひします。

○委員長（中橋友子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） まず、1点目の財政のことでもありますけれども、交付税がやはり合併して一定期間過ぎると減っていくということでの財政上のご心配ということだと思ひますが、前段、課長申し上げましたように、合併特例債により基金を設けまして、基金を充当していくというのはもちろんですけれども、将来を見越して、今まで減債基金に積んであった起債を繰上償還する関係でございますけれども、減債基金から、ここ数年で約10億円程度、基金から繰り入れをして、繰上償還あるいは借りかえをしてきて、ことしの予算の説明でも、公債費の元利金がこれだけ減りましたよと説明をさせていただいております。

これはもちろん将来に向けて、財政運営をより平準化しよう、あるいは適正化しようということでもあります、交付税については、これは国の国税収入とのかかわりもございますので、まだまだ変動するといひましようか、その状況に合わせて、当然、毎年度の事業と言ひますか、事務事業については確保すべく財政運営を当然考えていかなければならないというふうには思ひしております。

それと、その行革の中での新たな公共空間のお話が出ておりますけれども、一つ想定してありますの

は民設民営ですね。今の指定管理者の要綱にはないものでありますけれども、例えば保育所、今後、行政が直接建てて、それを指定管理にする、あるいは業務委託をするということよりも、民間にお願いをして、民間が建設をしていただいて、民間が運営していただくと。こういう場合は国の補助制度もあるというようなことから、民設民営についても今後検討していきましょと、こういう考え方を持っております。

それから、定員適正化の関係であります。これにつきましては、当然、類団だけをどうのこうのということではありません。一つの目安として、うちの町と似通った規模の町村の職員数の動向を検討、分析いたしまして、うちの町ではこの程度、このぐらいの人数でやるのが望ましいだろうと、一つの目安として方向性を出させていただいております。

ただ、今後、組織の見直しを今させていただこうと考えておりますが、これも増田委員おっしゃられたように、例えば忠類総合支所、その総合支所としてのあり方、役割、どういうものがあるのだろうかというようなことも含めて検討させていただいております。

これは4月に向けてですけれども、例えば一例で申し上げますと、観光振興担当、これ今、本庁の経済部の中に観光振興担当を商工観光課とは別に職員2人を配置して業務を行っておりますけれども、これと関連する、連動する組織を忠類総合支所の中にも置けないだろうか。これについては、職員配置の中で、どういう役割分担をしながら職員を配置することが適当だろうと、こういうことも今協議をさせていただいております、当然、総合支所についても一定程度の職員数は必要だろうという観点から、今後の人事配置を考えていきたいと思っております。

さらに時間外については、職員の健康管理の上では、当然重要なことだというふうに私どもも認識をしておりますので、より時間外がないような、そしてより住民サービスに反映できるような組織機構、そして人員配置、これについて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） 行革の関係では、やはり基本的には、その行革の進めていく上で、町民サービス、福祉の犠牲の上にそれが成り立っていくということのないように、ぜひやっていただきたいということをお願いして終わりたいと思っております。

○委員長（中橋友子） ほかに質疑。

前川委員。

○13番（前川雅志） 総括というよりも、総務費、民生費、消防費などにかかわったところについて、一つお伺いをしたいと思うのですが、帯広厚生病院についてであります。

救急救命センターを設置する帯広厚生病院は、3月14日の総会において、移転新築を正式に決め、2011年度移転を目指す考えを明らかにしました。さらにJAの厚生連の会長は、救急救命センターについては、まだ未定であるというような話も報道等に出ておりました。1999年に救急救命センターを設置したときに、幕別町として建設にかかわる補助などをされたかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 民生部長。

○民生部長（管好弘） 平成11年から15年にかけて、5カ年間で3,881万円の助成をしております。

○委員長（中橋友子） 前川委員。

○13番（前川雅志） 運営費ではなくて、建設にかかわっての補助が3,800万円出していったということですね。

これから救急救命センターについては、その扱いはわからないということではありますが、計画等、新聞報道等でしかわかりませんが、移った場合には、やはりこの救命センターも近くにあることがいいということで、移設する可能性ということも出てくるのかなというふうに見ているわけですが、まだいずれにしても新年度中に計画を立てるということでもありますから、想像の域を出ることで

はありませんが、十勝町村会にも説明があったとお聞きしております。ここでその負担の話などがあったのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先月だったと思いますけれども、町村会の集まりのときに、北海道厚生連から、たしか部長さんと担当の方、3人ほどおいでになりまして、場所を選定して、大体決まりそうだと。そして、何年次までに建設をしたい。そこでお話あって、町村会にも協力をいただきたいということまではお話ありましたけれども、そこでお金がどのぐらい町村会にお願いしたいとか、帯広市にどれぐらいお願いしたいとかといったことは、まだまだ段階的にはいっておりません。移転新築をするので、ご協力をお願いしたい、その程度の話で終わっております。

○委員長（中橋友子） 前川委員。

○13番（前川雅志） いずれにしましても、負担があるかどうかはまだ見えてきませんが、こういったことで建て直して、こういうことで運営していくので、幕別町さん、幾ら負担してくださいと言われてきたときに否定をしにくいもの、拒否をしにくいものだと思います。そういう意味では、JAの厚生連の会長も、跡地利用なんかについても皆さん住民の意見、行政の意見を聞いて、これから進めていきたいというお話でありましたので、これからの新しい場所についても、やはり駅から遠かったりですか、さまざまいいことばかりでもありませんので、これから新しくなろうとする厚生病院に対して、帯広市や十勝町村会からも地方の声をしっかりと届けていただいて、すばらしい病院につくり上げていっていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○委員長（中橋友子） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、恐らく厚生病院が建てかえになって新しくなりますと、十勝の基幹病院として、帯広市あるいは1市3町のみならず、管内すべての方々が大変お世話になることが多いのだろうというふうに思いますし、それだけに施設もすばらしいものができるのではないかという期待もあります。

一方で、今おっしゃられるように、町村会にどのぐらいの負担が来るのだ。これはなかなか断り切れない部分もありますし、一町村だけで判断できない部分もありますので、当然、町村会の中で十分検討させていただき、また、おっしゃられるように意見を出しながら対応してまいりたいというふうに思います。

○委員長（中橋友子） ほかにございますか。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、一般会計の総括の質疑につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

これより特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明をお受けいたしまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第2号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（管好弘） それでは、議案第2号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ32億8,380万8,000円と定めるものであります。

本年度の国民健康保険被保険者総数の見込みは8,235名となりまして、前年度見込み人員と比べまして20名の増、率にいたしまして0.24%の増となっております。

第2項では、歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、第1表、歳入歳出予算とするものであります。

第2条では、一時借入金の借入限度額を1億円と定めるものであります。  
それでは、歳入歳出事項別明細につきましてご説明をさせていただきます。  
初めに、歳出からご説明いたします。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目総務管理費、本年度予算額 7,174 万 2,000 円であります。  
本目は、一般職 8 人の人件費のほか、公共事業全般にかかわります事務経費を計上いたしております。

16 ページになります。

2 目連合会負担金、本年度予算額 79 万円であります。  
本目は、北海道国保連合会への運営費負担金であります。

17 ページになります。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費、本年度予算額 629 万 6,000 円であります。  
本目は、国保税の賦課徴収に係る経費を計上いたしております。

19 節負担金補助及び交付金は、十勝圏複合事務組合負担金で、滞納整理機構にかかわります負担金  
であります。

18 ページになります。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、本年度予算額 40 万 4,000 円であります。  
本目は、国保運営協議会委員 9 人の報酬などにかかわる経費を計上いたしております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、本年度予算額 17 億 6,000 万円であ  
ります。

本目は、一般被保険者の医療機関での診療に対する診療報酬の支払いに係るものであります。一般  
被保険者を 8,235 人、1 人当たりの給付額を 21 万 4,000 円と見込んでおります。

前年度実績見込みによりますと 20 人の増となっております。

19 ページになります。

2 目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額 1 億 2,700 万円であります。

本目は、退職被保険者と退職被扶養者の現物支給費にかかわるものであります。被保険者を 465 人、  
1 人当たりの給付額を 27 万 3,000 円と見込んでおります。

前年度見込みよりも 15 人の増となっております。

3 目一般被保険者療養費、本年度予算額 2,350 万円であります。

本目は、一般被保険者が、柔道整復師の施術を受けた場合や補装具などを購入した場合の償還払い  
分にかかわるものであります。

20 ページになります。

4 目退職被保険者等療養費、本年度予算額 140 万円であります。

本目は、3 目と同様、退職被保険者等の現物給付にかかわるものであります。

5 目審査支払手数料、本年度予算額 648 万円であります。

本目は、診療報酬明細にかかわる資格審査及び医療費の支払い等の審査事務にかかわる経費であり  
ます。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、本年度予算額 2 億 1,500 万円であります。

21 ページになりますけれども、2 目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額 2,015 万円でありま  
す。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度予算額 29 万円であります。

本目は、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額となる場合に負担を軽減するもの  
であります。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度予算額 10 万円であります。

本目は、退職被保険者等にかかわる高額介護合算療養費であります。

22 ページになります。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、本年度予算額 20 万円であります。

2 目退職被保険者等移送費、本年度予算額 1 万円であります。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、本年度予算額 2,311 万 2,000 円であります。

本目は、被保険者の出産に対し、1 件当たり 42 万円を出産育児一時金として給付するものであります。55 件分を計上しております。

23 ページになります。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、本年度予算額 150 万円であります。

本目は、被保険者が死亡した際に、その被保険者の葬祭を行うものに葬祭費として給付するものであります。50 件分を計上いたしております。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金、本年度予算額 4 億 1,711 万 9,000 円であります。

本目は、後期高齢者医療制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者負担分で、後期高齢者支援金として、社会保険診療報酬支払基金へ支出するものであります。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額 3 万 2,000 円であります。

本目は、事務費について支払基金に拠出するものであります。

次のページになります。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金、本年度予算額 46 万 3,000 円あります。

本目は、65 歳以上 75 歳未満の被保険者、いわゆる前期高齢者に係る給付費及び後期高齢者支援金について保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための費用負担で、支払基金へ支出するものであります。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額 3 万 1,000 円あります。

支払基金への事務費拠出金であります。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、本年度予算額 1,000 円あります。

本目は、国保険被保険者のうち老人保健制度で医療を受けられる方の医療費にかかわる保険負担分で、支払基金への拠出金であります。

なお、平成 19 年度で老人保健制度は終了しておりますが、医療費の月遅れ等にかかわる精算金があった場合に拠出を行うものでございます。

2 目老人保健事務費拠出金、本年度予算額 2 万円あります。

本目は、1 目にかかわります事務費拠出金となっております。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、本年度予算額 1 億 7,458 万 6,000 円あります。

本目は、国保被保険者のうち 40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者にかかわる介護保険料負担分を支払基金へ納付するものであります。

25 ページになります。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、本年度予算額 9,607 万 3,000 円あります。

本目は、高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となつて行う再保険事業に道内の市町村が拠出するものであります。1 件 80 万円を超える高額医療費が本事業の対象となっております。これについては、平成 25 年度までの時限措置とされております。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、本年度予算額 3 億 794 万 8,000 円あります。

本目は、1 目同様、国保連合会が実施主体となつて行う高額医療費に係る再保険事業でありまして、本事業につきましては、1 件 30 万円を超えて 80 万円までの高額医療費が対象となっております。

3目その他共同事業事務費拠出金、本年度予算額 3,000 円であります。

26 ページになります。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、本年度予算額 1,462 万 3,000 円であります。

13 節の委託料はメタボリックシンドロームの予防、解消に重点を置いた生活習慣病予防のための特定検診、特定保険指導に関する経費を計上いたしております。

27 ページになります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、本年度予算額 153 万 2,000 円であります。

本目は、健康の保持、増進を目的とした保健事業や医療費通知に要する経費を計上いたしております。

9 款公債費、1 項公債費、1 目利子、本年度予算額 5 万円であります。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額 300 万円であります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額 10 万円であります。

次のページになります。

3 目償還金、本年度予算額 3,000 円であります。

4 目一般被保険者還付加算金、本年度予算額 20 万円であります。

5 目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額 5 万円であります。

11 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 1,000 万円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入です。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額 8 億 5,472 万 2,000 円であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額 4,415 万 1,000 円であります。

次のページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、本年度予算額 5 億 7,278 万 5,000 円あります。

本目は、一般被保険者の療養給付費及び後期高齢者支援金、介護納付金に係る国の定率負担分となっております。今年度から 32%分となっております。

2 目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額 2,401 万 8,000 円あります。

本目は、高額医療費共同事業拠出金に係る国の負担分 4 分の 1 分であります。

3 目特定健康診査等負担金、本年度予算額 328 万 6,000 円あります。

本目は、特定健康診査及び特定保健指導に係る国の負担分 3 分の 1 分であります。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、本年度予算額 1 億 4,958 万 1,000 円あります。

本目は、市町村間の国保財政力の不均衡を調整するために国から交付されます財政調整交付金を計上いたしております。

2 目出産育児一時金補助金、本目は、出産育児一時金が 1 件当たり 4 万円引き上げた金額で、恒久化されましたのに伴いまして、国 4 分の 1 の負担分であります。平成 23 年度をもって廃止されるものでありますけれども、平成 24 年 3 月出産分については負担金の対象となることから、この所要額を 5 件分でありますけれども、計上いたしているものでございます。

次のページになります。

3 款療養費給付金等交付金、1 項療養費給付金等交付金、1 目療養費給付金等交付金、本年度予算額 1 億 5,887 万 5,000 円あります。

退職被保険者等の療養給付費及び後期高齢者支援金を支払う財源といたしまして、支払基金から交付されるものであります。

4款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、本年度予算額6億8,421万2,000円であります。

前期高齢者の療養給付費等を支払う財源といたしまして、支払基金から交付されるものであります。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額2,401万8,000円あります。

高額医療費共同事業拠出金に係る道負担分4分の1分であります。

2目特定健康診査等負担金、本年度予算額328万6,000円あります。

特定健康診査に係る道の負担3分の1分であります。

次のページになります。

2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金、本年度予算額1億6,200万円あります。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、本年度予算額8,000万円あります。

高額な医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となって行う再保険事業による交付金となりますが、1件80万円以上の高額医療費が対象となっております。

2目保険財政共同安定化事業交付金、本年度予算額2億9,000万円あります。

1目同様、国保連合会が行うものでありまして、1件30万円を超え80万円までの医療費が対象となっております。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額2億3,270万2,000円あります。

1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、低所得者に対して実施いたしております国保税の減額分、いわゆる7割、5割、2割の軽減相当額のうち、一般被保険者に係る額を繰り入れるものであります。

2節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、国保財政の基盤安定化策でありまして、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得層を中心に保険税負担分を軽減するために繰り入れるものであります。25年度までの時限措置とされておりますが、この負担は、国が2分の1、道が4分の1を負担するものであります。

3節職員給与費等繰入金は、総務省が示しております国民健康保険特別会計に対する一般会計の繰り出し基準に基づきまして、国民健康保険の事務に要する人件費及び物件費等を繰り入れるものであります。

12ページになります。

4節出産育児一時金繰入金、同様に繰り出し基準に基づきまして繰り入れるもので、55件分を計上いたしております。

5節財政安定化支援事業繰入金も、同様に基準に基づきまして繰り入れるものであります。

6節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施をいたしております重度心身障害者医療費助成など、いわゆる福祉医療の実施に伴いまして生ずる波及増分を医療費の保険者負担分の7割などの相当額と、医療費の審査支払手数料相当額及び平成20年度から実施いたしております特定健康診査において、70歳以上の受診者がこれまでの健康診査同様に無料で受診できるように、自己負担3割相当額を一般会計から繰り入れるものであります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1,000円あります。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度予算額1,000円あります。

2目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1,000円あります。

13ページになります。

2項預金利子、1目預金利子、本年度予算額1,000円あります。

3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託事業収入、本年度予算額1,000円であります。

町内に住所を有する被保険者の被扶養者に対する特定健康診査を受診した場合、事業収入を見込んでおります。

4項雑入、1目滞納処分費、本年度予算額1,000円であります。

2目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1,000円であります。

3目退職被保険者等第三者納付金、本年度予算額1,000円であります。

4目一般被保険者等返納金、本年度予算額10万円であります。

5目退職被保険者等返納金、本年度予算額1万円であります。

14ページになります。

6目保険医療機関返還金、本年度予算額2,000円であります。

7目雑入、本年度予算額1,000円であります。

10款連合会支出金、1項連合会補助金、1目超高額医療費共同事業交付金、本年度予算額1,000円あります。

本目は、超高額な医療費に係る共同事業に伴う交付金として、北海道国保連から交付されるものであります。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑の途中ではございますが、15時10分まで休憩に入らせていただきます。

15:00 休憩

15:10 再開

○委員長（中橋友子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

増田委員。

○17番（増田武夫） 2点、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

最初の1点目は、8ページなどにかかわって国保税の問題であります。

国民健康保険税、今の時点では、平成24年度の税率がどうなるかというような提案はないのですが、国民健康保険税がどんな見込みか、その見込みをまずお聞きしておきたいのですが、それに伴って、毎年滞納せざるを得ない人たちがたくさんいるというようなこともあるのですが、現在、資格者証、それから短期保険証はそれぞれのぐらいつつ出ているか、これをお聞きしておきたいと思います。

毎年の決算でも、不納欠損で落とさざるを得ないような事案がたくさん出てくるわけでありまして、やはりそれは、町民の担税能力を超えた国保税になってしまっていると、このことに大きな原因があると思います。そうした点では、今、7割、5割、2割の軽減はされているわけですが、町独自の減免制度をぜひつくっていただきたいと、そのことをお答え願いたいと思います。

もう一点は、15ページなどにかかわると思うのですが、福祉医療費の窓口負担軽減の制度が昨年でしたか、その負担軽減の区分がきちんと明示されまして、免除は生保基準以下が免除、それから減額は生保基準の1.2倍以下の方が2分の1の減額という、そういう条件が明示されたわけでありまして。そのことは一歩前進で評価したいと思いますけれども、しかしながら、これが非常に使い勝手が悪いといえますか、そのほかの減免の条件が非常に厳しいものでありまして、特別な事由がある場合として、震災、風水害、火災、その他資産に重大な損害を受けたようなときだとか、干ばつ、冷害などによる農作物の不作、不良、収入が著しく減少したときだとか、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときがそれに当たっているとされているのですが、この減免の条件の中に、特

別な事由に該当しない恒常的な低所得を事由とする申請は対象外であると、そういう突発的ないろいろなことがない限り恒常的に低所得な人はこの対象から外しますと、こういうことになっているわけがあります。

やはりこうした減免の趣旨からいって、その付されている条件の恒常的な低所得者は対象にしませんよというものを取り払わないと、やはり物すごく活用が狭められてしまうと、このように思いますので、ぜひそれを取り払うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 国保税の見方につきましては、基本的に国保税の制度上、歳出の医療費が決まって、そして特定財源を積み上げて、そしてその差については保険料に求めるという基本がありますので、その基本ののっとして税はまず計上しております。

それと、その税の計上に当たりましては、基本的に大体徴収率は現年分で95%の徴収率というものを基本にして積み上げております。

税の改正につきましては、現時点におきましては、限度額の改正等はないものと思っております。

続きまして、資格証明書と短期被保険者証のことなのですがすけれども、平成24年の3月1日現在におきましては、被保険者の世帯は4,480世帯です。このうち短期被保険者証の交付対象につきましては、326世帯ということで7%の比率であります。資格証明書につきましては、交付対象世帯は4世帯ということで、0%に近い比率ということになっております。

続きまして、税の減免制度、これについて町独自でつくってはどうかというお話なのでありますけれども、町としては、税の減免制度につきましては、分掌にて規定を定めているところであります。これにつきましては、柔軟な対応ができるように。それと、やはりその税の減免を判定するに当たりましては預貯金とか、その人の資産とか、いろいろな状況を調べる必要があるという点。それと、所得だけを調べて一律の判断をするのが果たしていいのかどうか、そういうような課題もあるというふうに認識していますことから、町としては、現時点において、このような分掌的な形で税の減免の規定をしておりまして、これは、1件1件個別にお話を聞く中で、そしてその対応を図っていききたいと、そのように考えているところであります。

続きまして、窓口の一部負担金の軽減についてでありますけれども、これ町で独自の要綱を定めたところでありまして。その中で、増田委員からもお話のあったとおりで定めているところでありましてけれども、恒常的な低所得者に対してその対象にならないのではないかとこの点につきましては、そういう方につきましてはの対応は、これは別な視点でまた考えていかなければならない問題だと思っております。これはもう恒常的に低収入だということになりますと、その医療費の窓口負担を払う払わないという問題よりも、生活そのものをどういうふうに組み立てていくのか、そういうことのほうがずっと大切な問題になると思っております。ですから、これはある意味においては、福祉施策で何かこう手助けはできないのか、支援はできないのか、これは生活保護の申請とか、また福祉のいろいろな手当てがありますけれども、そういうものを受給できないのかどうか、そういう面も含めたり、また何か多重債務とかそういうものもないのか、そういうようないろいろなことを個別に考えてこれは対応すべき問題ではないかと、そのように思っているところであります。

以上です。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） まず、国保税の関係、滞納によって短期証326、資格者証が4と、こういうことであります。一つ確認しておきたいのですが、短期証が発行された場合には、やはり即郵送などで本人の手に届くことがまず大事だと思いますけれども、こうした短期証の発行の仕方、それを確かめたいというふうに思いますけれども、ぜひこれは郵送などで本人に届くようにすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

また、町独自の減免を要綱などでなくて分掌でしていると、そういうふうにとってよろしいのですか。やはりこれはきちんと基準を決めて、こういう場合はこういうふうな減免になりますよという明

確な基準を持ってすべきだというふうに思いますけれども、再度お尋ねしたいというふうに思います。

平成 24 年度の限度額その他の改定はないということでありまして、再三申し上げておりますように、国保税はほかの健保などよりも数段と税金が高いという特殊な状況にありまして、最終的には、国の責任をきちっと果たすことを求めたいというふうに思うのですけれども、95%の収納率を見込んでおるといふことでもありますけれども、やはりどうしても払えないという人は必ず出てくるわけで、その人たちをいかに救済していくかということ、ぜひ減免制度をきちっとしていただきたい、そのことを求めたいと思います。

それから、医療費の窓口負担のことでもありますけれども、恒常的な低所得は別な道で救うのだと、救うように考えなければならない。確かにその方向も必要でありますけれども、今議会でも前に申し上げましたけれども、生活保護基準以下にあっても、やはり自分で努力していきたいと、生活保護を受けないで、そしてやっていきたいと考えるそういう人たちもすごく多いわけで、それからなかなか申請に行っても受給まで至らないというような場合もあるわけで、そうした点では、必ずしも今のその生活保護行政というものが全体を救うことになっていないわけですよ。

そのことを考えますと、そうした恒常的な低所得者が、せめて医療費だけでも減免してもらえば、その少ない収入の中で何とか自分でやっていけるのだと、やっていくのだと、そういう人たちもたくさんいるのではないかとこのように思うのですよ。だから、そのことを考えますと、この窓口の負担の減免、これは非常にそうした福祉対策としても大きな意義を持つてくるのではないかと、大きな力を発揮するのではないかとこのように思いますので、再度この特別な理由に該当しない恒常的な低所得者を理由とする申請は対象外だと、これをぜひ外してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 1 点目の短期被保険者証の発行のことなのですが、町では従前、納税をしていただくということで、接触の機会を持ちたいということで、一定期間留保させていただくというようなことはやってきております。これは一定の効果があるものと今でも思っております。

このたび町でも命のとうとさといひましようか、そういうものを十分にかんがみまして、この保険証の交付のあり方につきましては検討いたしました。新年度から 1 カ月を一つの基準にいたしまして、その後は全員に被保険者証が行き渡るように取り組みたい、そのように思っております。ただ、1 カ月後に全員に交付するわけでもありますけれども、その後も引き続き、いろいろな納税相談につきましては対応は続けていきたい、そのようには思っております。そして、そういう低所得者の方、いろいろと納税が大変だと思いますけれども、従前どおりきめの細かな対応に努めていきたい、そのようには思っております。

2 点目の税の減免につきましては、これは条例で規定がされております。私、先ほど分掌表現だと言ったのは、条例の規定の中では、そういう減免制度が分掌で規定されているという意味で申し上げました。それ以上に独自の要綱を、今、町が持ち合わせているということではありません。あくまでも 1 件 1 件、いろいろな世帯によって状況が異なると思いますので、それはよくお話を聞きながら、これは適切な対応をしていきたい、そのように思っているところであります。

平成 23 年度におきましては、1 件の実績があります。

続きまして、窓口負担のことなのですが、これにつきましても、恒常的な収入が低いから、これは対象にならないという意味で言ったわけではありません。これはあくまでも町でつくった要綱に合致する場合につきましては、それは対象になるものと思っています。ですから、大変そういうことで窓口負担が大変だということであれば、これは町のほうにぜひご相談いただければ、この要綱に沿った中で適応できるかどうか、これは十分に検討させていただきたいと思っております。

平成 23 年中の実績につきましては、入院に伴いまして、収入が激減されたという方の相談を受けました。この方につきましては対象になっております。そのほかの理由で対象になっている方もいらっしゃいますので、ぜひともそういう方につきましては、全く入り口論でだめだというわけではありませぬので、ご相談していただきたいと、そのように思っております。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） 確かに分掌の中にあつて、減免のその関係では7割、5割、2割の減免が可能なのですが、例えば、後期高齢者医療制度では9割まで減免されるようになっているのですよね。だから、やっぱりそういうような配慮が、やはり国保の場合もぜひ必要だというふうに思います。ぜひ要綱でつくることを求めたいというふうに思います。

また、資格者証4件発行されておりますけれども、これも本来発行すべきものではない。国民健康保険法では、こうしたものを発行しなさいということにはなっているようでありましてけれども、やはり人の命にかかわる問題でありますので、これはぜひやめてもらいたいというふうに思います。

それから、医療費の窓口負担、ぜひ相談してほしいということで、相談に訪れたら減免になる場合もあるかのような答弁でしたけれども、ここに明確に「恒常的な低所得を理由とする申請は対象外」だとはっきり書いてあるのですけれども、やはりこれも改める中で、そうした低所得者の相談に応じたいと思います。

もう一度、最後に。

○委員長（中橋友子） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 低所得の方に対する対応ということで、いろいろとご質問いただいたわけなのですが、基本的には先ほど課長からお話がありましたように、私どものほうとしては、一律、分掌の中で判断するということは非常に難しい。ですから、そういう方がいらっしゃったら、ぜひ個別にお話を聞かせていただきたい。例で言いますと、恒常的な低所得という方について、これは別な制度の中で考えなければならないのではないかと、こういう考え方というのは、その方の理由などを聞かなければなかなか私どものほうとしても、なぜ恒常的な状態になっているのか、その辺をわからないと、一律で減免するとか、そのような形にはなっていないのだろうというふうに思うわけです。

ぜひそういう方がいらっしゃいましたら、ご相談に来ていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（中橋友子） 増田委員。

○17番（増田武夫） 減免の区分の中に、生活保護基準以下は幾らだとか、そういう基準を設けているので、ぜひそれをきちんと生かすためにもしっかりとやっていただきたい。

そのことを申して終わりたい。

○委員長（中橋友子） ほかにございますか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 質疑がないようであります。

国民健康保険特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第3号、平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○委員長（中橋友子） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、議案第3号、平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

第1条では、歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億1,550万6,000円と定めるものであります。

第2項では、歳入歳出の款項の区分及び金額につきまして、第1表、歳入歳出予算によるものと定めるものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、歳出からご説明いたします。

42ページをお開きいただきたいと思います。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 1,094 万円であります。

本目は、後期高齢者医療に係る一般職職員 1 名の人件費のほか、事務に係る費用が主なものとなっております。

43 ページになります。

2 項徴収費、1 目徴収費、本年度予算額 95 万 6,000 円であります。

本目は、後期高齢者医療保険料の徴収事務に係る費用となっております。

44 ページになります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額 3 億 146 万円であります。

本目は、後期高齢者医療広域連合納付金であります。細節 3 は後期高齢者医療の運営主体であります北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に充てる市町村の負担分となりまして、全道の市長村が均等割 10%、75 歳以上の高齢者人口割 40%、そして人口割 50%の割合で負担するものであります。

細節 4 は、被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分として一般会計から繰り入れた金額を、北海道後期高齢者医療広域連合に納付するものであります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 200 万円であります。

次に、45 ページになります。

2 目保険料還付加算金 5 万円あります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、10 万円あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

39 ページにお戻りをいただきたいと思っております。

歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料、本年度予算額 2 億 2,590 万円あります。

保険料率等につきましては、平成 24 年、25 年度の保険財政運営に係る新たな料率等で算出しております。

なお、保険料率等の幕別町の 1 人当たりの平均保険料額は、軽減前で年額 8 万 6,952 円、軽減後では 6 万 2,105 円となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料 1,000 円あります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 8,744 万 1,000 円あります。

1 節の事務費等繰入金は、北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村負担分並びに人件費や物件費等、後期高齢者医療の事務に要する費用を繰り入れるものであります。

2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料の減額、いわゆる 7 割、5 割、2 割の軽減相当額及び被用者保険の被扶養者に対する保険料の軽減額を繰り入れるものであります。

40 ページになります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 10 万円あります。

5 項諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金 1 万円あります。

2 目過料 1,000 円あります。

2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 200 万円あります。

2 目償還加算金 5 万円あります。

41 ページになります。

3 項預金利子、1 目預金利子 1,000 円あります。

4 項雑入、1 目延滞処分費 1,000 円あります。

2 目雑入 1,000 円あります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○16番（野原恵子） 44ページの1目後期高齢者広域連合納付金の19節負担金補助及び交付金にかかわって質問をいたします。

後期高齢者医療制度は2008年4月にスタートしておりますけれども、この制度は、75歳以上の高齢者を他の年齢層から引き離しまして、保険料の高い負担と安上がりの医療を押しつける、このような目的の中でスタートしております。後期高齢者になりますと、病気にかかりやすくなったり、治療に要する時間、また、後期高齢者をこの別枠の医療保険に囲い込んでしまいますと、負担増が本当に大きくなります。こういう中で、この制度がスタートするときには、高齢者の怒りが大変大きくなりまして、当時の選挙のときに民主党政権にかわりまして、そのときに民主党政権は、この制度を廃止するということでしたけれども、いまだに続いている、こういう状況になっております。

こういう中で、ことしまた2回目の後期高齢者の保険料の引き上げ、このことが決められているところなのですが、この新しい保険料になりますと、幕別の高齢者の負担も大変重くなると思います。今回、介護保険の引き上げも行われるということですし、あわせて後期高齢者の医療保険制度が引き上げられますと、高齢者の負担はますます重くなります。

それで、幕別の加入者の人数と現行の年間保険料と引き上げられました保険料がどのようになるのか。それから9割、8.5割、5割、2割と、こういうふうな軽減制度がありますけれども、その軽減による保険料の引き上げ、それと負担がどのぐらいになるのか、あわせてお聞きいたします。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 平成24年度の年間平均の被保険者の加入者見込みにつきましては、3,627人と見込んでいるところであります。

続きまして、今回の保険料は、これは2年に1回ずつ保険料の見直しがあるということで、どれぐらいの保険料の引き上げになるかということでありまして、広域が、北海道全体としての引き上げがどれくらいかという視点でお答えさせていただこうと思っておりますけれども、これにつきましては、均等割が4万7,709円ということで3,517円の増ということになります。率にして8%増。所得割につきましては、10.61%になるということで0.33ポイントの増ということでありまして、1人当たりの平均で保険料がどのぐらいになるかということでありまして、軽減を適用させた後では、6万6,589円と推計されておまして1,600円程度の引き上げ額、率にしまして2.48%の増ということで、広域連合からは示されております。

それと軽減の対象ということで、ちょっとお答えさせていただこうと思っておりますけれども、幕別町におきましては、均等割の軽減に該当する方につきましては、2,265人ということで62.4%の比率になるものと思っております。所得割の軽減につきましては、363人で10%の比率ということで見込んでいるところであります。

以上です。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○16番（野原恵子） 今、課長お答えになったのは人数のところなのですが、所得割、均等割でお答えになったのですが、私が聞いたかったのは、例えば9割軽減の人は何人いるのか、それから8.5割は何人なのか、その人たちがどれだけの引き上げになるのか、そのことをお聞きしたかったのです。

それと、今、幕別町の平均の年間の保険料は6万2,105円というお答えでしたが、全道的に見ますと、これは6万6,589円なのですね。そうしますと、幕別町の高齢者の所得が低いという、こういう結果になるのではないかと思うのです。そうなりますと、所得の低い人たちのところに負担が重くなっていく、こういう数字でもあると思っておりますので、その軽減の人数、それから負担がどのぐらいなのか、どの層がどれだけ負担が重くなるのかというのは、広域連合の保険の中ではわかるのですけれども、幕別町の高齢者の実態はどうなっているのか、その予測、そこをお聞きしたかったのです。

○委員長（中橋友子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 大変失礼いたしました。

9割軽減につきましては818人で22.6%、8.5割軽減につきましては740人で20.4%。積算資料をお持ちでしょうか。

○16番（野原恵子） あ、持っていた。

○町民課長（川瀬俊彦） 予算積算資料、この中の43ページです。

○16番（野原恵子） わかりました。見ていなかった、ごめんなさい、大変失礼しました。

○町民課長（川瀬俊彦） ここに書いてあるとおりで、今読み上げたのがここです。

それで2点目ですけれども、幕別町では平均6万2,105円ということで、これは先ほど、私、全道レベルでは6万6,589円と申し上げました。これで、幕別が金額的に約4,400円程度低いわけでありますけれども、この要因につきましては、私のほうの分析といたしましては、全道レベルから見たときに幕別町の被保険者につきましては、恐らく所得が多分低い方が多いのではないかと思います。ですから、どうしても、今回はこの保険料の見直しに当たりまして、均等割のほうが少し多く上がっております。そして所得割の率が下げられております。これの理由は、後期高齢者の医療制度が始まったときには、これは本来負担割合ということでは、均等割と所得割は50対50ではなくて、55対45ということで均等割が高く設定されておりました。これは、北海道では特例扱いで50対50ということになっておりましたけれども、これは、国のほうの指導がありまして本来水準に戻すようにということで、このたび経過措置として、5%分の半分ずつを分け合ったという形になっております。その関係で、均等割の比率が高まりましたので、どうしても均等割が3,500円と大きな金額で伸びることになったと、そのようなことが要因としてあるものと思います。

以上です。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○16番（野原恵子） 大変失礼いたしました。

それで、この数字から、後期高齢者の所得が低いということで負担が大変重くなって、収入がゼロでもこの保険料というのは納めなければならない、こういう状況にもなっているのが現状です。そういう中で、町独自で減免というのは、広域の中では無理があると思います。それで、本当に負担軽減を求めたいところですが、広域連合でもありますので、国にしっかりと保険料の財政措置をしていただくように、国に対してきちっと意見を上げていくということが、これから大事なことになるのではないかと思います。本来なら廃止というふうに私たちは求めたいところなのですが、現状で当面、保険料の軽減を道とか町だけではなくて、国がしっかりとここに手だてをしていくことを求めていきたいと思います。お答えいただきます。

○委員長（中橋友子） 答弁、民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ご指名をいただきましたので。

ただいまお話のとおり、これは後期高齢者医療ばかりではなくて、国民健康保険、それから介護保険すべて制度が非常にきつくなってきているという現状であります。機会あるごとに、国のほうにこういうことについての改善等については申し述べていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○16番（野原恵子） 終わります。

○委員長（中橋友子） ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 質疑はありませんので、以上をもちまして、後期高齢者医療特別会計予算につきましては終了させていただきます。

続きまして、議案第4号、平成24年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、議案第4号、平成24年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

50 ページをお開きいただきたいと思います。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億447万円と定めるものであります。歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算をご参照いただきたいと思ひます。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げます。

64 ページになります。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額1,814万円であります。

本目は、職員2名分の人件費のほか、一般的な事務経費であります。

65 ページになります。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、本年度予算額89万9,000円であります。

本目は、介護保険料の賦課徴収に要する費用であります。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、本年度予算額1,387万5,000円であります。

本目は、介護認定審査の委員15人の報酬及び費用弁償のほか、審査会を担当する職員1名分の人件費及びその他認定審査会の運営に要する費用となっております。

67 ページになります。

2 目認定調査等費、本年度予算額1,317万8,000円であります。

本目は、認定審査会に係る資料等の作成に要する費用であります。

68 ページになります。

4 項介護保険運営等協議会費、1 目介護保険運営等協議会費39万6,000円であります。

本目は、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の推進に対しまして、ご審議いただくための委員報酬などであります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費、本年度予算額5億6,785万8,000円であります。

19 節の負担金補助及び交付金の細節3は、ホームヘルプサービス、訪問介護など11種類の在宅のサービスに係る保険給付費となっております。

69 ページになります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、本年度予算額6億1,144万7,000円であります。

認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護のほか、新たに地域密着型特別養護老人ホームに係る保険給付費となっております。

70 ページになります。

3 目施設介護給付費、本年度予算額5億2,580万1,000円であります。

特養、老健、療養型病床群の施設に入所または入院されております介護サービスに係る保険給付費であります。

4 目居宅介護サービス計画給付費7,658万円であります。

ケアプランの作成に係る保険給付費であります。

71 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、本年度予算額9,222万2,000円であります。

19 節の細節3は、ホームヘルプサービスなど11種類のサービスについて要支援者に係る保険給付費となります。

72 ページになります。

2 目介護予防サービス計画給付費1,195万円であります。

介護予防サービスのケアプラン作成に係る保険給付費を計上いたしてあります。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料195万9,000円であります。

介護報酬の審査と支払いに係る手数料であります。

73 ページになります。

4 項高額介護サービス等諸費、1 目高額介護サービス等費 4,250 万円であります。

利用者の 1 割の定率負担が著しく高額となった場合に、費用負担に与える影響などを考慮いたしまして、一定額を上回らないように負担軽減を図るために、要介護者と要支援者に給付するものとなっております。

74 ページになります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費 600 万円であります。

世帯の中で 1 年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が著しく高額となり、自己負担限度額を超えた場合に支給するものであります。

医療保険分と合算保険分、それぞれ案分して支給することになります。

75 ページになります。

6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費 20 万円であります。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス等費 1 億円であります。

施設サービスの居住費及び食費が自己負担になりましたが、低所得者に対しまして、その負担が重くならないように軽減するためのサービス費用となっております。

76 ページになります。

3 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金 1,000 円であります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防高齢者施策事業費 541 万 3,000 円であります。

この目は要介護認定で非該当となった方あるいは要支援、要介護になるおそれのある方、いわゆる特定高齢者と言っておりますけれども、これらの方々に対する介護予防事業費及び一般高齢者に対する介護予防事業費のほか、新たに介護支援ボランティア制度に係る経費を計上いたしております。

77 ページになります。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 354 万 8,000 円であります。

包括的支援事業といたしまして、相談窓口の業務などに係る費用であります。

13 節委託料の細節 5 は、相談業務等を 2 カ所の事業所に委託しているものであります。

細節 6 は、高齢者の心身の状態や生活の実態を把握し、必要な支援につなげることを目的に行う高齢者の実態把握に係る委託料であります。

2 目任意事業費 279 万 8,000 円であります。

78 ページになりますけれども、13 節の委託料は、細節 5 の徘徊高齢者に係る家族を支援する事業、細節 6 は、シルバーハウジングに係る生活支援員の派遣事業に要する費用であります。

20 節扶助費の細節 1 は、重度の要介護者を家族のみで介護した場合の家族介護慰労金、細節 2 は成年後見人に対する支援扶助であります。

3 目地域包括支援センター運営費 930 万 4,000 円あります。

包括支援センターを運営する職員 1 名分の人件費が主なものとなっております。

79 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 40 万円あります。

2 目償還金 1,000 円あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

57 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、今年度予算額 4 億 1,732 万 9,000 円あります。

本年度の65歳以上、いわゆる第1号被保険者は7,175人で見込んでおります。

なお、第1号被保険者の標準給付費に係る負担率は21%となっております。

また、基準保険料につきましては、24年度から26年度までの3カ年は月額4,950円となっております。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、今年度予算額790万5,000円であります。

東十勝介護認定審査会に係る池田町、浦幌町、豊頃町からの共同設置負担金となります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料1,000円であります。

介護保険の情報公開等に係る手数料であります。

2目民生手数料3万6,000円あります。

シルバーハウジングの生活援助員の利用に係る手数料であります。

58ページになります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、本年度予算額3億7,299万2,000円あります。

国が負担することになっております介護給付費の定率20%分あります。

なお、介護施設サービス費及び特定入所者介護サービス等費につきましては、15%が国の負担となっております。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度予算額1億181万7,000円あります。

市町村の介護保険に関する財政力の格差を調整するために、国から交付されるもので、5%前後が交付されるものとなっております。

2目地域支援事業交付金752万円あります。

1節は、介護予防事業に対する国からの交付金、対象事業費の25%分となります。

2節は、包括的支援事業費及び任意事業に対する国からの交付金で、対象事業の39.5%となっております。

次のページになります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金、本年度予算額5億9,053万3,000円あります。

これは40歳から64歳までの、いわゆる第2号被保険者の負担分となります。

2目地域支援事業支払基金交付金157万円あります。

1目と同様、基金から交付されるものであります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金、本年度予算額2億8,881万3,000円あります。

道が負担する介護給付費の定率分12.5%分あります。

施設サービス費、特定入所者介護サービス費は17.5%の負担となります。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金376万1,000円あります。

1節は、介護予防事業に対する道からの交付金でありまして、対象事業費の12.5%になります。

60ページになります。

2節は、包括的支援事業及び任意事業に対する道からの交付金であります。

3項財政安定化基金支出金、1目財政安定化基金交付金1,531万1,000円あります。

介護保険制度が創設された当初、国、道、市町村が負担割合に応じて基金を積み立てたものを保険料負担軽減を目的に取り崩すものであります。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1,000円あります。

次のページになります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額2億9,677万3,000円あります。

1 節の介護給付費繰入金は、介護給付費の定率 12.5%を一般会計から繰り入れるものであります。

2 節介護予防事業に対する一般会計の繰入金であります。

対象事業費の 12.5%であります。

3 節は、包括的支援事業及び任意事業に対する一般会計からの繰り入れ分となります。

対象事業費の 19.75%になります。

4 節その他一般会計繰入金は、職員 2 名分の人件費及び東十勝介護認定審査会を担当する職員 1 名分の人件費、それから東十勝 3 町分の負担分を案分した額を計上いたしております。

細節 2 その他繰入金は、総務費に係る事務費繰入金であります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 1,000 円であります。

2 目介護保険臨時特例基金は、廃目であります。

62 ページになります。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 10 万 1,000 円であります。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者保険料延滞金 1,000 円あります。

2 項預金利子、1 目預金利子 1,000 円あります。

3 項雑入、1 目滞納処分費 1,000 円あります。

2 目第三者納付金 1,000 円あります。

63 ページになります。

3 目返納金 1,000 円あります。

4 目雑入 1,000 円あります。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わったところでありますが、この際、16 時 15 分まで休憩いたします。

15 : 59 休憩

16 : 15 再開

○委員長（中橋友子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 57 ページ、歳入の 1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料にかかわって、二つの角度から質問させていただきたいなというふうに思うわけであります。

第 5 期計画の 3 年間の初年度の年であります。保険計画が変わって、それに伴って保険料も変わる、その 1 年目になるわけでありませけれども、第 5 期計画におきましては、大型特養の利用所削減もありますけれども、小規模特養がこの計画の中で三つふえるなど、特別養護老人ホームの待機待ちの解消に方向性が見出せるなど、前進した保険計画になっているのではないかなというふうに思いますけれども、町が、町民に対して責任を持って施設整備をすれば、介護保険料がそっくり高くはね上がってくる、そういう仕組みの中で、大変苦渋の選択もされた場面もあったのではないかなというふうに推察いたします。

資料請求をさせていただく中では、介護保険料の所得に占める割合の階層別資料ということで出させていただきました。大変、各所得段階ごとの平均収入も出していただくなど、大変な資料ではあったかなというふうに思いますけれども、このことについては感謝もいたしたいというふうに思います。

それで、この資料でありますけれども、予想どおりの結果になってきたなということを率直に感じました。所得の低い第 1 段階から高いほうの第 8 段階までの中で、上の段階に行くほど収入に含める保険料の割合が下がっていくという傾向があるということ。

それから山が一つあって、それは、第 4 段階の中の所得が低いほうの階層でありますけれども、こ

ここに大きな山があって、収入に占める割合が大変高いという状況が生まれているわけであります。第1段階、第2段階だけではなく、第4段階においても大変収入に占める割合が高く、保険料の負担が大きいだらうということが推察される、そういうことになっています。第5期計画においては、この区分がさらに大きく広がって、9段階11区分というそういうことの中で、より支払いのしやすい保険料とするという努力もされているわけですが、やはり介護保険料だけで収入の中の8.2%になる、あるいは7.3%にもなるということであれば、これは大変な負担であるというふうに思います。介護保険料の減免について検討するべきというふうに考えますけれども、そのことに対してご答弁をいただきたいというのが1点目であります。

2点目は、この介護保険料でありますけれども、これで13年目を迎えるということになりますけれども、今まで、これで5回目の改定になるわけですが、自治体のこの介護保険料の差がだんだんと広がっている、そういう印象を受けるわけであります。

十勝管内19市町村の中では、幕別町は3番目に高いということになっています。先ほど申し上げましたように、施設整備を広げれば高くなっていく、そういった中では、その面だけでは、評価ができないわけでありますけれども、一番低いところでは3,000円を切るところもあって、2,900円という自治体もある。第5期計画において2,900円という自治体もあれば、また4,000円を切る3,000円代の自治体が二つある、そういった数字が出ております。この自治体間の格差はどうなのかということに当然なっていくわけであります。施設整備が進んでいないのか、それとも介護保険給付につながらないような予防活動が旺盛に行われているのか、ほかの自治体のことも大いに参考にしなければならないのではないかというふうに思います。

2点目の質問ですけれども、幕別町の介護保険給付に至らないようにするための予防の施策として、ほかの自治体から学ぶべきもの、これから考えているもの、どんなものがあるのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○委員長（中橋友子） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） まず1点目の減免にかかわる関係ですが、お示しした資料について一つだけお話しさせていただきたいのですが、第4段階の所得階層の低い方のほうが7.3%、1段階の方8.2%となっておりますが、1段階の方はご承知のとおり、生活保護等収入ゼロの方がおりますので、ポイント数が大きくなりますけれども、こちらについては徴収できない方おりませんので、ここについてはちょっとそのような数字で見ていただくというふうにはならないかと思うのが1点と、第4段階の前段の方は、ご承知のとおり、同居の中に課税の方がいらっしゃるということになっております。

これお示しさせていただきました資料は、課税年金所得と給与所得のみに着目しての収入状況、平均収入となっておりますことから、必ずしも保険料が生活実態の中にどのくらいの割合を占めているかというところが一概には言えないとは思いますが、ただ、やっぱり所得の高い方にとってポイント数が低くて、所得の少ない方にはポイントが高くなるのであろうとは思いますが、介護保険の理念でもあります介護を社会で支えるということに適した保険料段階のとり方をしている。最大低い第8段階の方が1.7ポイント、最大高い第2段階階層の方4.6ポイントとなっておりますが、その差3ポイントということで、必要に応じた応分の負担を考えていただくための仕組みとしての分け方としては、このような形で適切なのではないかと判断しております。

減免についてですけれども、こちらについても常任委員会等でもお話しさせていただきましたが、現行を制度以外での減免について、町独自で一律に減免するという考えは今のところ持っておりません。それに関しまして、そこに心を向けてというところでは、今期も所得段階に関しましても、さらに段階を広げさせていただきましたし、あと普通徴収の方の納期に関しても、毎月の生活に均等になるような形で納付回数もふやさせていただくなど、その対応については十分心を向けて行っているというふうに考えています。

また、それに加えて、お一人お一人の生活状況に対してご相談をいただいて丁寧に対応していくところについては、これまでどおり必ず心を向けてやっていきたいと考えているところです。

2点目の5期の改定、市町村の差が確かに出てきております。一番安いところ2,900円というところもあります。ただ、私どもの町村、上から3番目ということになっておりますが、それに必要なサービス料、それは施設整備のみならず、介護、在宅も含めたサービス料を十分提供できる環境にあるというふうにも考えております。

この自治体間の格差が何によるかというところですが、私どもも予防とかそういうところに十分目が向けられているところと、それから給付というところでのバランスというところでは、ほかの町村さんといろいろ検討させていただきながら、そこは連絡調整を行いながら、どのような予防対策事業をやっているかというのは、十分情報交換をさせていただきながら取り組んでいるというところが現状です。

以上です。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 一つ目の質問のところでは、この表の見方について、さらに詳細を加えていただいたというところでありまして、例えば第1段階の方については、徴収ができていますから大丈夫だというような説明になっておりましたけれども、僕は、ちょっとそこだけではやっぱり判断ができないのだと思うのです。結局一人一人にかかってくる、そういったことの中では、支払うことでどうなるのかという結果もちゃんと考えていく、そういった必要性があるのだと思うのです。

この介護保険料の総量をはかって、そのうちの21%がこの65歳以上の方の分だと、いろいろ調整して、そして人数で割ったらこれだけだと、そしてこういう表になったのだと、ここまでだったらそんなに多くの行政経験がないような職員でも答えは出せてしまうわけです。そこから先のところが、私は、行政経験の豊かさを存分に発揮していただきたい場面だというふうに思うわけです。

ですから、この第4段階も、本人以外に課税者がいるからということの中での生活ということになってくるわけですが、結局、介護保険料1人ずつから引かれる中では、第4段階の低いほうの1,122の中に、本来であれば、1人であれば第1段階の方もいる、第2段階に該当する方もいる、そういったことになるわけでありまして、その町民の生活の見方についても、私はちょっと今ご説明について十分納得のいかない部分があったというふうに思います。

二つ目のことにもかかわってきますけれども、町は頑張っているのだということのお話でありました。そのとおりなのだと思うのですが、連絡も調整しながらということでありましたけれども、やはりほかの自治体のさまざまな施策の中で、いいものは参考にして、そしてとり入れていく、そういったことは必要なのだと思うのです。そういった姿勢をもう少しお話の中から感じれば、こんなことも言わないのですけれども、ぜひ検討してみてください。

例えば、保険料にまた戻りますけれども、独自に減免制度を持っている自治体ということであれば、帯広市が持っています。第1段階から第4段階までの住民税非課税世帯、だから今申し上げました第4段階の低い段階までのところのそういった人たちに対して、申請主義ではありますけれども、申請があって条件を満たしていれば減免制度に該当するのだという制度があります。我が町がということではなくて、まずはどういうふうに運営されているのか、謙虚な姿勢でもって研究をしてもらって、そして、我が幕別町の住民の実態に合えば、そのことは前向きな提案をしていく、そういった姿勢が大事なのだと思うのです。

改めて申し上げますけれども、まずはこの減免制度について、ちゃんと調査・研究していただく、そのことを確認させていただきたいのだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（中橋友子） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいま、帯広市の減免制度の例も出ました。これにつきましては、私どものほうでも資料等を取り寄せて検討はさせていただきたいというふうには思います。

○委員長（中橋友子） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） ぜひ進めていただきたいと思っておりますし、それから、この自治体の格差が生まれていく中では、やはりほかの町の介護保険給付にかかわる状況や予防活動についても、あわせて調査・

研究していただくことをお願いするというか、すべきということを発言させていただきまして、発言を終わらせていただきます。

○委員長（中橋友子） よろしいですね。

ほかにございますか。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、介護保険特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第5号、平成24年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第5号、平成24年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明をいたします。

85ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,654万4,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、86ページ、87ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、88ページの第2表、地方債のとおりであります。

88ページをお開きください。

第2表の地方債でありますけれども、地方債の本年度の借入予定額といたしましては、幕別簡易水道事業の7,220万円、忠類簡水整備事業の120万円、駒島簡水整備事業の920万円と新和簡水整備事業の3,400万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

94ページの歳出へ行きまして、1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額は4億4,644万4,000円であります。

本目は、簡易水道施設の給水経費と施設整備に係る経費であります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費。

95ページへ行きまして、13節の委託料、細節12は幕別簡水の事業区域の水道が未整備となっております美川地区の配水管布設調査設計委託料であります。

96ページへ行きまして、15節は検定満了量水器取りかえ工事のほか、幕別、忠類、駒島、新和簡水の施設整備工事費であります。

19節負担金補助及び細節4は、更別村共同施設維持管理に要する負担金であります。

97ページへ行きまして、2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円であります。

次に、歳入についてであります。

91ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、予算額は5,535万円あります。

主なものは、高規格道路工事に伴う水道管移設及び古舞地区畑総事業に伴う水道管移設工事負担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、本年度予算額は8,963万5,000円あります。

本目は、幕別地区4簡水と忠類地区1簡水の水道使用料であります。

2項手数料、1目手数料、予算額1,000円で、設計手数料であります。

92ページへ行きまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額1億8,485万7,000円で、一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、予算額10万円あります。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算額 1,000 円であります。

消費税還付金につきましては、使用料の増及び事業量の減により、今年度は還付から納付となるための予算額はゼロ円であります。

93 ページへ行きまして、6 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、予算額 1 億 1,660 万円であります。

これは第 2 表で説明をいたしました工事に係ります起債であります。

以上で、幕別水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 質疑がないようでありますので、以上をもって簡易水道特別会計予算につきましては、終了をさせていただきます。

次に、議案第 6 号、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 6 号、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明をいたします。

104 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 8,930 万 3,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、105 ページ、106 ページの第 1 表、歳入歳出予算のとおりであります。

第 2 条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、107 ページの第 2 表のとおりであります。

なお、本年度の借入予定といたしましては、公共下水道事業では 5,160 万円であります。十勝川流域下水道建設事業として、建設事業負担分 1,090 万円を予定しております。

また、資本費平準化債につきましては、先行投資分にかかります企業債相当分の一部を一定期間後年次に繰り延べする起債であります。本年度は元金分で 2 億 3,930 万円、利子分で 8,550 万円、下水道事業の特別措置分として 6,040 万円あります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、ここに記載のとおりであります。

113 ページの歳出へ行きまして、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額は 7,722 万円あります。

本目は、下水道事業の推進に係る各種負担金が主なものであります。

2 節から 4 節につきましては、担当職員 1 名分の人件費。

19 節負担金補助及び交付金の 114 ページへ行きまして、細節 6 は十勝川浄化センターの運営分担金であります。

次に、2 款事業費、1 項下水道事業費、1 目下水道建設費、本年度予算額は 1 億 2,034 万 3,000 円あります。

本目は、下水道事業にかかります担当職員 2 名分の人件費及び工事費、事業に伴う事務費が主なものであります。

115 ページへ行きまして、13 節委託料の細節 6 は幕別町浄化センターの長寿命化計画に基づく機械・電気設備更新の実設計費であります。

15 節工事請負費の細節 1、2 は、北海道が施工する道道幕別帯広芽室線の道路整備に伴う札内中央町の汚水管、雨水管の新設工事であります。

また、細節 3 は幕別町浄化センターの受変電設備及びポンプ設備の更新工事であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は十勝川流域下水道事業建設事業費の負担金であります。

116 ページへ行きまして、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、本年度予算額は 7,664 万

2,000円であります。

本目は、幕別町処理区における浄化センターの維持管理費で、年間処理量は64万トンを予定しております。

2目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額は1,379万4,000円であります。

本目は、札内処理区の汚水を十勝川流域下水道の処理場へ圧送することに伴う中継ポンプ場の維持管理経費で、年間圧送量につきましては152万トンを予定しております。

117ページへ行きますと、3目管渠維持管理費、本年度予算額は1,152万1,000円あります。

本目は、既に整備をいたしました污水管及び雨水管渠及び雨水排水ポンプ所の維持管理経費であります。

118ページへ行きますと、3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額5億8,811万4,000円あります。

2目利子、予算額2億156万9,000円で、起債償還の利子であります。

119ページへ行きますと、4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円あります。

次に、歳入についてであります。

110ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目都市計画負担金、予算額93万3,000円で、公共下水道の受益者負担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、予算額3億972万5,000円で、幕別、札内両処理区にかかります下水道使用料であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業補助金、予算額4,250万円で、下水道建設事業費の国庫補助金であります。

111ページへ行きますと、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額2億8,818万7,000円で、一般会計からの繰入金であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円あります。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算額15万8,000円あります。

簡易水道上水道の中央監視装置の電気料であります。

同じく6款諸収入の貸付金元利収入につきましては、平成24年度は該当ありませんので計上はしておりません。

112ページへ行きますと、7款町債、1項町債、1目都市計画事業債、2目資本費平準化債、3目下水道事業債につきましては、先ほど第2表の地方債で説明を申し上げました起債の内容であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 質疑はないようであります。よって、公共下水道特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第7号、平成24年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第7号、平成24年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明をいたします。

126ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,924万4,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、127ページ、128ページの第1表、歳入歳出予

算のとおりであります。

第2条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、129ページの第2表、地方債のとおりであります。

なお、本年度の借入予定としましては、個別排水処理整備事業として3,720万円を予定しております。

次に、134ページの歳出へ行きまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額は477万9,000円であります。

本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

21節貸付金につきましては、水洗便所の改造資金として1件50万円を限度として貸し付けするものであります。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費、本年度予算額は5,685万7,000円であります。

本目は、個別排水事業にかかわります担当職員1名分の人件費と、135ページへ行きまして、本年度設置を予定しております20基分の合併浄化槽の建設経費であります。

136ページへ行きまして、2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、本年度予算額は4,523万6,000円であります。

本目は、本年度建設分も含め幕別地区588基、忠類地区76基、合計664基分の維持管理経費であります。

3款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額は4,080万6,000円で、起債の償還元金であります。

2目利子、本年度予算額は2,146万6,000円で、起債償還利子であります。

137ページ。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円あります。

次に、歳入について、132ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、本年度予算額は283万円あります。

これは合併浄化槽整備分の受益者分担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額は2,528万7,000円あります。

これは本年度施工分も含めました664基分の使用料であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額は9,972万7,000円で、一般会計からの繰入金であります。

133ページへ行きまして、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円あります。

次に、5款諸収入、1項貸付金元利収入、1目水洗便所改造資金貸付金元利収入、本年度予算額は400万円で、貸付金の元金収入であります。

2項消費税還付金、1目消費税還付金、本年度予算額は10万円で、前年度分の消費税精算還付金であります。

6款町債、1項町債、1目排水処理施設整備事業債、本年度予算額は3,720万円で、合併浄化槽整備に対します起債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、質疑がないようでありますので、個別排水処理特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第8号、平成24年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第8号、平成24年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明をいたします。

143ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,643万3,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、144ページ、145ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

次に、歳出であります。

150ページへ行きます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額は41万5,000円であります。

本目は、農業集落排水処理事業にかかわります事務的経費のほか、消費税が主なものであります。

2款事業費、1項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、本年度予算額は3,168万2,000円あります。

本目は、忠類処理区域の浄化センターの維持管理経費であり、年間処理量は12万トンを予定しております。

151ページへ行きます。2目排水処理施設管渠維持管理費、本年度予算額は114万7,000円あります。

本目は、既に整備をいたしました污水管渠1万4,467メートル、マンホール397カ所、汚水ます485カ所の維持管理経費であります。

3款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額は1,624万8,000円あります。

152ページへ行きます。2目利子、本年度予算額は684万1,000円あります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円あります。

次に、歳入であります。

148ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額は1,646万2,000円あります。

これは忠類処理区域にかかわります排水処理施設使用料であります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額は1万円あります。

これは農業集落排水事業償還基金の利子であります。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目農業集落排水事業償還基金繰入金、本年度予算額は108万1,000円あります。

農業集落排水事業起債借入金の元金及び利子のうち、その償還の一部に充てるものであります。

149ページへ行きます。2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額は3,878万円あります。

一般会計繰入金になります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円あります。

以上、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんね。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

時刻は5時近くになってまいりましたけれども、本委員会に付託されましたすべての審査が終了す

るまで続行したいと思います。

ご異議ありませんね。

(異議なしの声あり)

○委員長(中橋友子) はい、よろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、議案第9号、平成24年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長(高橋政雄) 議案第9号、平成24年度幕別町水道事業会計予算についてご説明をいたします。

155ページをお開きください。

初めに、第2条、業務量の予定量であります。給水戸数8,800戸、年間総給水量229万9,500トン、1日平均給水量6,283トンであります。

主要な建設改良事業は配水管布設整備事業であります。

次に、第3条、予算の収益的収入及び支出の予定額であります。収入の第1款事業収益は5億5,675万7,000円であります。

支出の第1款事業費は6億2,195万2,000円であります。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入の第1款資本的収入は3,190万円あります。

支出の第1款資本的支出は2億3,447万4,000円あります。

第4条、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億257万4,000円は、当年度損益勘定留保資金2億257万4,000円で補てんをするものであります。

156ページへ行きまして、第5条の企業債であります。起債の目的及び限度額につきましては、配水管布設整備事業の2,800万円あります。

次に、第6条の議会で議決を経なければ流用することができない経費であります。職員給与費3,973万4,000円あります。

次に、第7条のたな卸資産の購入限度額は387万6,000円と定めるものであります。

次に、174ページをお開きください。

平成23年度幕別町水道事業の決算見込みにおける損益計算書であります。

営業利益が2,203万1,000円、営業外利益が1億1,121万円となり、当年度純損失はマイナスの1億3,324万1,000円となり、前年度繰越欠損金9億6,337万7,000円を加え、当年度未処理欠損金は8億3,013万6,000円となる見込みであります。

170ページへ戻りまして、平成24年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表であります。

171ページの5、剰余金、(3)の欠損金の繰越欠損金は8億3,013万6,000円で、平成24年度の欠損金の見込額は6,829万8,000円となり、欠損金の累計額は8億9,843万4,000円となる見込みであります。

平成24年度において、6,829万8,000円の純損失が生じることとなる主な要因は、拡張事業による減価償却費のほか、国の高料金対策繰出基準が毎年改定されますが、現時点では明示されていないため、一般会計からの繰り入れを計上していないことによるものであります。

158ページをお開きください。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額は1億9,568万1,000円で、本目は企業団からの受水費が主な経費であります。

28節負担金であります。細節1の施設利用拡大負担金につきましては、帯広市より譲り受けました責任水量4,000トンに対します帯広市への現金精算に要する費用であります。

29節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、基本料金につきましては、1トン当たり1万320円、責任水量1万300トン分、従量料金につきましては、昨年度1トン当たり27円、1日

6,500 トンの 365 日分であります。

2 目配水及び給水費、本年度予算額は 3,334 万 6,000 円で、本目は職員 1 名分の人件費と配水及び給水に係る経費であります。

13 節委託料は、水道台帳修正業務、上水道の施設管理業務などであります。

159 ページへ行きまして、16 節修繕費は配水管漏水修理が主なものであります。

5 目総係費、本年度予算額は 4,101 万 7,000 円で、本目は職員 2 名分の人件費と事務的経費であります。

161 ページをお開きください。

6 目減価償却費、本年度予算額は 2 億 3,007 万 7,000 円であります。

本目は、有形無形固定資産の減価償却費に係る経費であります。

7 目資産減耗費、本年度予算額は 4,579 万 5,000 円で、本目は構築物、機械及び装置に係る除却費と旧猿別浄水場取水口の撤去費であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金、本年度予算額は 6,642 万 1,000 円で、本目は企業債利息であります。

3 目消費税及び地方消費税、本年度予算額は 941 万 5,000 円であります。

5 目雑支出予定額は 10 万円であります。

4 項予備費、1 目予備費、本年度予算額は 10 万円であります。

次に、前に戻りまして、157 ページをお開きください。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、本年度予定額は 5 億 2,654 万 3,000 円で、本目は給水戸数 8,800 戸に係る水道使用料であります。

3 目その他営業収益 847 万 5,000 円は、加入者負担金が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、予算額は 1 万円で、預金利息であります。

7 目雑収益、本年度予算額は 2,172 万 9,000 円で、下水道会計からの収納及び管理業務にかかわります受託収入であります。

163 ページをお開きください。

資本的支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、本年度予算額は 5,857 万 8,000 円であります。

本目は、配水管布設等にかかわります工事請負費などであります。

13 節委託料であります。細節 3 は漏水危険度の高い配水管や大規模な地震に対応するため、配水管の耐震化などを進めるための基本計画を策定する委託料。

細節 4 は、震災等で大規模な断水が発生した際に、地域住民の飲料水を確保する緊急貯水槽を整備するための基本計画を策定する委託料であります。

26 節工事請負費、細節 1 の配水管布設は若草団地道路 9 号、あかしゃ団地道路 2 号、札内 9 号団地 4 号、札内西大通の 4 路線での配水管布設工事。

細節 2 は道路改良工事などに伴う水道管移設工事などあります。

2 目営業設備費、本年度予算額は 4,133 万 4,000 円であります。

本目は、検定満了量水器取りかえ等に係る費用であります。

164 ページをお開きください。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金、予算額は 1 億 3,456 万 2,000 円で、企業債にかかわります元金償還金であります。

次に、162 ページへ戻りまして、資本的収入であります。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、本年度予算額は 2,800 万円でありまして、配水管布設に伴う企業債であります。

6 項負担金、1 目負担金、本年度予算額は 390 万円です。

下水道工事に伴います水道管移設工事負担金であります。  
以上、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。  
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、水道事業会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、これで質疑を終了させていただきます。

以上をもちまして、全会計の質疑を終了させていただきます。

これより、採決を行わせていただきます。

お諮りいたします。

議案第1号、平成24年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（中橋友子） 異議がございますので、起立による採決にいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（中橋友子） 起立多数であります。

したがって、平成24年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（中橋友子） 異議がございますので、起立による採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（中橋友子） 起立多数であります。

したがって、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（中橋友子） 異議がございます。

起立による採決といたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（中橋友子） 起立多数であります。

したがって、平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成24年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（中橋友子） 異議がありますので、起立による採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（中橋友子） 起立多数であります。

したがって、平成 24 年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 5 号、平成 24 年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 異議がありません。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 6 号、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 7 号、平成 24 年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 8 号、平成 24 年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 9 号、平成 24 年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号、平成 24 年度幕別町定住対策案の「定住促進住宅建設費補助金の創設」の見直しを求める陳情書の審査を行います。

この陳情第 1 号につきましては、平成 24 年度幕別町一般会計予算に関連する陳情でありまして、内容につきまして、3 月 8 日の予算審査特別委員会で町側より要綱について説明を受けたところです。その内容には、当委員会の皆さんから出されておりました、一定の見直しを行うということが含まれての説明でありました。

また、この陳情の内容そのものは、この政策そのものを認めることができないという内容でありました。

当委員会としましては、説明を受けた要綱を認めると、可とするということになりまして、したがって、予算の総務費第 2 款につきましても、この件に関しましては質疑はなかったところであります。そういう過程を踏まえまして、この陳情に対しましては、特定の地域での定住政策は認められないということでもありますけれども、委員会といたしましては、こういった政策は特定の地域での政策も必要であるという考えに立っております。

よって、この陳情につきましては、みなし不採択としたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

○委員長(中橋友子) 異議がございません。

したがって、この陳情第1号は、みなし不採択と決しました。

以上でございます。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました平成24年度幕別町各会計予算の審査及び陳情の審査がすべて終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本委員会2日間にわたりまして、また、陳情審査を入れますと3日間にわたりまして、委員の皆さんには終始熱心なご議論をいただきました。

ありがとうございました。

また、理事者におかれましても、説明員におかれましても、大変簡潔な答弁、進行にご協力をいただきましたことを、心からお礼を申し上げます。

ふなれな委員長でございましたけれども、何とかここまでたどり着くことができました。

皆様のご協力に心から感謝を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

17:07 閉会